

嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注稿 その(一)

「秦代出土文字史料の研究」班

- 伊藤 瞳・佐藤 達郎
- 角谷 常子・鷹取 祐司
- 土口 史記・野口 優
- 藤井 律之・宮宅 潔
- 目黒 杏子・安永 知晃

凡例

・釋文

原則として『嶽麓書院藏秦簡(肆)』(上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇一五、本文では「嶽麓(肆)」と略稱)の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。また配列上の問題点も個々に注記し、一部は紀婷婷・張馳『《嶽麓肆・亡律》編聯芻議(精簡版)』(簡帛網二〇一六年九月一二日、本文では「紀・張案」と略稱)に據って配列自體を改めた。

嶽麓(肆)の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたち改めてあるが、本譯注稿では「三」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鉤型の符號も、「L」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

□…簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

□…一字不明。

…字跡ならびに文字數不明。

⊗…断片的な墨跡から判讀した文字。

【】…墨跡は見えないが内容から補った文字。

( )…通假字。

〈 〉…誤字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至(編)『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』(朋友書店、二〇〇六)

また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出版・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡…「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを擧げ、簡番號を附した。簡番號は『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇)に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』(武漢大學出版社、二〇一四)に據り改めた。

龍崗秦簡…『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇二)の簡番號に據った。

里耶秦簡…第五・六・八層出土簡は「甲耶秦簡」(壹)(文物出版社、二〇二二)の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』(第一卷)(武漢大學出版社、二〇二二)に據り改めた。それ以外の出土簡は『湖南出土簡牘選編』

(嶽麓書社、二〇一三)に據った。

張家山漢簡…「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを擧げた。釋文は『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』(文物出版社、二〇〇二)と『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七)、および『二年律令譯注』を併せて參照した。「奏讞書」については簡番號と共に

居延漢簡…居延漢簡については『居延漢簡釋文合校』(文物出版社、一九八七)の簡番號を擧げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』(文物出版社、一九九〇)の簡番號(甲四一、甲四二、等)を擧げた。

懸泉置漢簡…『敦煌懸泉漢簡釋粹』(上海古籍出版社、二〇〇二)等で示されている原簡番號を擧げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

〈一〇二二〉

⊗<sup>①</sup>罪人當貲二甲<sup>②</sup>以上到贖死<sup>③</sup>、室人<sup>④</sup>存<sup>⑤</sup>而<sup>⑥</sup>在<sup>⑦</sup>田<sup>⑧</sup>八<sup>⑨</sup>畝<sup>⑩</sup>、以<sup>⑪</sup>上<sup>⑫</sup>圜<sup>⑬</sup>而<sup>⑭</sup>舍<sup>⑮</sup>之、皆<sup>⑯</sup>貲<sup>⑰</sup>一甲。

【譯】

貲二甲以上から贖死に到るまでに相當する罪人を隱匿し、家の者がその場において年齢が十八歳以上である場合は、それぞれ貲一甲。その奴婢は罪に問われず、典・田典……。  
……留め置いたなら、いずれも貲一甲。

【注】

① 匿：不法に隱匿すること。『漢書』季布傳師古注に據るなら、「舍」は某人の身柄を留め置くこと（「止」）だが、その者が犯罪者であることを知りながら留め置くなど、不法な隱匿行為（「隱」）であった場合には「匿」とされる。「解題」第六章參照。項籍滅、高祖購求布千金、敢有舍匿、罪三族。「師古曰、舍、止、匿、隱也。」（『漢書』季布傳）  
取罪人・羣亡人以爲庸、智（知）其請（情）、爲匿之。不智（知其請（情）、取過五日以上、以舍罪人律論之。（嶽麓〔肆〕75）

② 賞二甲：財産刑の一種。錢立てで二六八八錢、金で四兩二錘（4と2/3兩）。

賞一甲、直（值）錢千三百卅四、直（值）金二兩一垂。一盾直（值）金二垂。贖耐、馬四甲、錢七千六百八十（嶽麓〔貳〕「數」82）  
少内配言冗佐公士熨道西里亭賞三甲、爲錢四千卅二。（里耶秦簡⑧ 80+⑧ 656+⑧ 655+⑧ 748）

③ 贖死・「贖」とは本來は何らかの刑罰を財物その他で購う刑罰。二年律令に據ると、贖死は具體的には金二斤八兩の支拂いが課せられる。

贖死、金二斤八兩。…（中略）…贖遷（遷）、金八兩。（二年律令19）

④ 室人：整理小組は「同居之人」とする。一方で「舍人」は「同舍之人」（整理小組注87）、「入室」は「私人住宅」（注83）、「人舍」は「私人開の旅舍」（注84）とし、室：住宅、舍：旅館と解釋しているようである。確かに嶽麓律令のなかでは「室」と「舍」

が對になり、「室」は血縁者を中心とした世帯が暮らす「住居」「居宅」を意味していると思われる。「室人」とは同じ「室」に暮らす構成員のことだが、隸屬者はそのなかに含まれず、同一世帯内の血縁家族を指すと考えられる。「舍」については60、64簡注⑤參照。

可（何）謂室人。可（何）謂同居。同居、獨戶母之謂殿（也）。●  
室人者、一室、盡當坐臯（罪）人之謂殿（也）。（法律答問21）  
一宅中母（無）故而室人皆疫、或死或病（日書甲種37背壹）  
賊燔寺舍・民室屋盧舍・積取（聚）、黥爲城旦舂。（二年律令4）

⑤ 存：その場にいる。この場合は、室の構成員として隱匿の現場に確かに暮らしていたことを謂う。

賊入甲室、賊傷甲、甲號寇、其四鄰・典・老皆出不存、不聞號寇、問當論不當。審不存、不當論、典老雖不存、當論。（法律答問98）

⑥ 年十八歲：嶽麓律令に據れば、十八歲以上／未滿は年齢申告に際して扱いを異にし、また「佐」を選ぶときの基準ともなる。十八歲が成年と見なされる目安の一つだったものと思われる。ただし二年律令では、一般人が傳籍される年齢は二十歲、肉刑が免除されるのは十七歲未滿などとされ、これと相違する。また二年律令では、十歲以上であれば犯罪を告發できる（『告發の義務がある』ことになっていた）。

典・老占數、小男子年未盈十八歲及女子、縣道畜夫諱、鄉部吏賞一盾、占者賞二甲、莫占吏數者、賞二甲。（嶽麓〔肆〕11、12）  
置吏律曰、縣除小佐母（無）秩者、各除其縣中、皆擇除不更以下到十五（伍）史者爲佐。不足、益除君子子・大夫子・小爵及公

卒・十五(伍) 子年十八歳以上備員。其新黔首勿強、年過六十者勿以爲佐。(獄麓〔肆〕210~211)

年未盈十歳及殿(繫)者・城旦舂・鬼薪白粲告人、皆勿聽。(二年律令134)

不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傳之。(二年律令364)

公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歳、有罪當刑者、皆完之。(二年律令83)

⑦各賞一甲・「各」は複数のケース／科罰對象に同じ刑罰が用いられる場合に使われる。本條文については、「室人」全員に賞一甲が科されることというものと、いちおう理解できる。その一方で、先行する内容が存在した可能性、すなわち第1簡のさらに前に簡があつた可能性も排除できない。

⑧奴婢弗坐・「弗坐」は「罪に問わない」こと。二年律令譯注348簡参照。奴婢は「室人」に含まれず、告發する責任はない。刑徒による告發が受理されない(注⑥所引二年律令134)のと同じ原理か。

盜及者(誼) 它臯(罪)、同居所當坐。可(何) 謂同居。●戶爲同居、坐隸、隸不坐戶謂殿(也)。(法律答問22)

⑨典・田典・里典・田典のこと。

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。(里耶秦簡⑧157)

□田典□舍□(里耶秦簡⑧2145)

盜鑄錢及佐者棄市。同居不告贖耐。正典・田典・伍人不告、罰金四兩。(二年律令21)

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏。典・田典更挾里門籥(鑰)、以時開。(二年律令305)

●尉卒律曰、里自卅戶以上置典・老各一人、不盈卅戶以下、便利、令與其旁里共典・老、其不便者、予之典而勿予老。(獄麓〔肆〕142~143)

【解説】

整理小組は1簡と2簡の間に缺簡を想定している。背面の劃線を見るかぎり、缺簡は一本だけではなさそう、兩簡が同じ條文を構成しているという確證はない。

1簡の内容は、「室」において財産刑に當たる犯罪者を匿つた場合、「室人」(室の構成員)に科せられる刑罰を規定したもの。これに對して隱匿の責任者(「室」での隱匿の場合は家長であろう)には原則として犯罪者本人と同じ刑が與えられた。

主匿黥爲城旦舂以下到耐罪、各與同儈。(獄麓〔肆〕16)

廿五年五月戊戌以來、匿亡人及將陽者、其室主匿贖死罪以下、皆與同罪。(獄麓〔肆〕45)

この原則は二年律令においても同様であつた。

匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪。其所匿未去而告之、除。諸舍匿罪人、罪人自出、若先自告、罪減、亦減舍匿者罪。所舍(二年律令107)

一方で、それ以外の、同じ屋根の下に暮らしていた「室人」は、

本條文が規定するとおり賞一甲で済んだ。ただし財産刑より重い刑罰の場合については詳細をつまびらかにしない。

本條文には「匿」とあるので、留め置かれた人間が犯罪者であることを、室人も知っていた場合について規定しているものと思われる。嶽麓〔肆〕60～64に據ると、「不知」の場合は、留め置かれた者が黥城旦春～耐罪相當の犯罪者であっても、室人は賞一盾で済んでいる。60～64簡【解説】の一覽参照。

《三〇五》

主匿<sup>①</sup>亡收<sup>②</sup>・隸臣妾<sup>③</sup>、耐爲隸臣妾。其室人存而年十八歲者、各與其疑同濃<sup>④</sup>。其奴婢弗坐、典・田

3 (1965)

典・伍<sup>⑤</sup>不告、賞一盾。其匿<sup>⑥</sup>歸里中<sup>⑦</sup>、賞典・田典一甲、伍一盾、匿罪人雖弗蔽<sup>⑧</sup>（蔽）<sup>⑨</sup>（埋）<sup>⑩</sup>、智其請、舍其室、

4 (2150-1+2150-2)

亡律<sup>⑪</sup>。 及典・伍弗告、賞二甲。

5 A (1991A)

5 B (1991B)

【譯】

逃亡中の收人・隸臣妾を主匿したならば、耐隸臣妾とする。その家の者がその場において年齢が十八歳（以上）である場合は、それぞれ首謀者の罪に準じる場合と同じ法を適用する。その奴婢は罪に問われず、典・田典や同伍の者が告發しなければ、賞一盾。匿って：里中に戻ったなら、典・田典を賞とすること一甲、伍は一盾。罪人を匿い、ことさらに匿ったのではなくても、事實を知り、家に留め置き……

…吏遣…、及び典や同伍の者が告發しなかったならば、賞二甲。亡律（背面）

【注】

①主匿・「主」は「管掌する」（「吏主者」など）の謂で、「主匿」とは身柄を隠匿したことに責任を負うべき者として罪人を匿うことをいう。典籍史料に見える「首匿——首謀者として隠匿する——」に通じる。「主舍」もまた、身柄を留め置いたことに責任を負う者の謂で、60～64簡から知られるとおり、「室」「舍」の他の構成員とは刑罰が異なった。

主匿黥爲城旦春以下到耐罪、各與同濃。（嶽麓〔肆〕16）

廿五年五月戊戌以來、匿亡人及將陽者、其室主匿贖死罪以下、皆與同罪。（嶽麓〔肆〕45）

盜賊處（遂）者、及諸亡坐所去亡與盜同濃者當黥城旦春以上、及命者・亡城旦春・鬼薪白粲舍人室・人舍・官舍、主舍者不智（知）其亡、贖耐。其室人・舍人存而年十八歲者及典・田典不告、賞一甲。伍不告、賞一盾。當完城旦春以下到耐罪及亡收・司寇・隸臣妾・奴婢闕亡者舍人室・人舍・官舍、主舍者不智（知）其亡、賞二甲。其室人・舍人存而年十八歲以上者及典・田典・伍不告、賞一盾。（嶽麓〔肆〕60～64）

自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。〔師古曰、凡首匿者、言爲謀首而藏匿罪人。〕（漢書〔宣帝紀〕）

②亡收・隸臣妾…逃亡中の收人・隸臣妾。「收」とは身柄や財産などを官に沒收されることで、そうして沒收された人間を「收人」という。隸臣妾は勞役刑の一つ。「亡〔刑徒名〕」は「〔刑

「徒名」の逃亡中の者」と同義。注①に引いた60～64簡では「亡城旦春・鬼薪白粲」と「亡收・司寇・隸臣妾」が對置される。諸舍亡人及罪人亡者、不智(知)其亡、盈五日以上、所舍罪當黥。完城旦春罪以下到耐罪、及亡收・隸臣妾・奴婢及亡盈十二月以上(二年律令170)

罪人完城旦、鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻・子・財・田宅。(二年律令174)

諸收人、皆入以爲隸臣妾。(二年律令43)

③各與其疑同濫：整理小組は「疑、讀爲儼、比儼、類似也」とする。これに従う。唐律名例42「諸共犯罪者、以造意爲首、隨從者減一等」のような、主犯の刑罰に準じて從犯への處罰を決める一般規定をふまえた言い回しであろうか。「與同法」の類例には「與盜同法」「與賊同法」「與父母同法」があり、たとえば「與盜同法」は「竊盜の場合と同じ法を適用することである。賊殺傷人畜產、與盜同濫。(二年律令49)

「與盜同法」は「竊盜の場合と同じ法を適用することである。賊殺傷人畜產、與盜同濫。(二年律令49)

律、謀賊殺人、與賊同濫。(奏讞書94 案例⑩)

律、死置後之次、妻次父母。妻死歸寧、與父母同濫。(奏讞書185 案例⑫)

告、告之不審、鞠之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將奴婢而亡之、篡遂縱之、及諸律令中日與同濫・同罪、其所與同當刑復城旦春、及日黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦春、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。其縱之而令亡城旦春・鬼薪白粲也、縱者黥爲城旦春。(二年律令107～109)

④伍・同伍の者、「伍人」。二年律令では「伍人不告」とされるが、

獄麓では「伍不告」。

自五大夫以下、比地爲伍、以辨爲信、居處相察、出入相司。(二年律令305)

⑤賞一盾：財産刑の一種。錢立ててで三八四錢、金で二鍾とされる。賞一甲、直(値)錢千三百卅四、直(値)金二兩一垂。一盾直(値)金二垂。贖耐、馬四甲、錢七千六百八十(獄麓〔貳〕「數」82)

⑥其匿□□歸里中：不詳。逃亡關連で「歸」とあれば、「居るべき所に戻る」だが、獄麓の「歸里中」の用例は、「里外から里内に戻る」の意。

黔【首】之闕亡者卒歲而不歸、結其計、(獄麓〔肆〕141)

奴婢亡、自歸主、主親所智(知)、及主・主父母・子若同居求得之、其當論界主、而欲勿詣吏論者、皆許之。(二年律令160)

□□出歸里中・里夾・里門者、□車馬、衷爲門介(界)、更令相近者、近者相同里。(獄麓〔肆〕296)

⑦蔽埋：整理小組は「蔽埋、掩蓋・隱藏。蔽、掩蓋、埋、藏也」とする。「蔽」は何らかの遮蔽物で掩い隠すこと、「埋」は地下に隠すことで、こうした手段を用いてことさらに匿うことを「蔽匿」というか。

父母・子・同產・夫婦或有罪而舍匿之其室及蔽(蔽)匿之于外、皆以舍匿罪人律論之。(獄麓〔肆〕6)

⑧吏遣：左のような例があるが、本條文との關連は不明。責(償)及司寇、踐更者不足、乃遣城旦・鬼薪、有□不疑亡者。

遣之不如令或□殺及□而吏主遣者、賞各二甲、丞・令・令史各一甲。(嶽麓〔肆〕21)

⑨亡律・二年律令にも「亡律」という律篇目が見える。

■亡律(二年律令173)

捕亡律者、魏文侯之時、里悝制法經六篇、捕法第四。至後魏、名捕亡律。北齊名捕斷律。後周名逃捕律。隋復名捕亡律。然此篇以上、質定刑名。若有逃亡、恐其滋蔓、故須捕繫、以實疏網、故次雜律之下。(唐律疏議)卷二八捕亡 編目疏)

【解説】

逃亡中の收人・隸臣妾を隠匿した場合、隠匿の責任者にはそれと同じ刑罰が科せられることになり、二年律令の原則と一致する。

匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪。其所匿未去而告之、除。(二年律令167)

それに對して、その他の「室人」の場合は處罰が異なり、首謀者への科罰に準じて量刑されたいが、この條文には具體的な刑罰が明記されない。また1簡と同じく、この場合も奴婢の責任は問われない。さらに隠匿者が所屬する里の典、伍の構成員は賞一盾とされた。60〜64簡では、「亡收・司寇・隸臣妾」を「舍」した場合、典・田典は一盾、伍も一盾となっており、この條文と科罰を同じくする。里典や伍人が告發しなかつた責任は、「匿」の場合も「舍」の場合も變わりなかつたことになる。60〜64簡【解説】の一覽も参照のこと。

續いて、さらに二つのケースについて述べられるが、缺字のために正確な意味がとれない。また4簡と5簡の綴合にも明確な根拠が

ない。

《六》

父母・子・同産・夫妻或有罪而舍匿<sup>①</sup>之其室及蔽匿之于外<sup>②</sup>、皆以舍匿罪人律<sup>③</sup>論<sup>④</sup>之。

6 (1930)

【譯】

父母・子・兄弟姉妹・夫や妻のなかに罪を犯した者がいて、これを家の中に隠匿した、および家の外に隠匿したならば、いずれも「舍匿罪人律」でこれを裁く。

【注】

①舍匿・罪人を留め置いて隠匿すること。1〜2簡の注①も参照のこと。

亡之諸侯、游宦事人、及舍匿者、論皆有法。「師古曰、舍匿、謂容止而藏隱也。」(漢書)淮南厲王長傳

●令曰、諸無名數者、皆令自占書名數。令到縣道官、盈卅日、不自占書名數、皆耐爲隸臣妾、錮、勿令以爵償免。舍匿者與同罪。(奏讞書65〜67 案例⑭)

②蔽匿之于外・「室」「舍」以外の場所に、何らかの遮蔽物を設けて

匿うことか。ただし典籍史料にはこうした用例は見あたらない。夫袁盎多受吳王金錢、專爲蔽匿、言不反。(史記)袁盎列傳

其牧守令長坐界內盜賊而不收捕者、又以畏懼捐城委守者、皆不以爲負、但取獲賊多少爲殿最、唯蔽匿者乃罪之。(後漢書)光武帝

紀

③舍匿罪人律

取罪人・羣亡人以爲庸、智(知)其請(情)、爲匿之。不智(知)其請(情)、取過五日以上、以舍罪人律論之。(嶽麓〔肆〕75)  
 取(娶)人妻及亡人以爲妻、及爲亡人妻、取(娶)及所取(娶)・爲謀(媒)者、智(知)其請(情)、皆黥以爲城旦舂。其眞罪重、以匿罪人律論。(二年律令168)  
 匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪。其所匿未去而告之、除諸舍匿罪人、罪人自出、若先自告、罪減、亦減舍匿者罪。所舍(二年律令167)

④論・罪に相當する罰を決定する。

豪彊有論罪、輸掌畜官〔師古曰、論罪、決罪也〕。(漢書)尹翁歸傳

【解説】

罪を犯した近親者を匿った場合、「室」に匿っても「外」に匿っても、いずれも「舍匿罪人」の律で裁かれることを規定する。同じ家に暮らす近親者を「室」に匿っても、捕吏により容易に発見されたらうから、「外」に匿うことが多く、そうした場合でも處分に區別がないことを述べたものであろう。

この規定から、父母や子などの近親を匿う行爲が科罰の対象となることが知られる。そうした状況は前漢昭帝期になっても變わらなかつた。

自首匿相坐之法立、骨肉之恩廢、而刑罪多矣。父母之於子、雖

有罪猶匿之、其不欲服罪爾。聞子爲父隱、父爲子隱、未聞父子之相坐也。聞兄弟緩追以免賊、未聞兄弟之相坐也。(鹽鐵論)周秦)

これに變化が生じるのは前漢宣帝期である。

(地節四年)夏五月、詔曰「父子之親、夫婦之道、天性也。雖有患禍、猶蒙死而存之。誠愛結于心、仁厚之至也、豈能違之哉。自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。其父母匿子、夫匿妻、大父母匿孫、罪殊死、皆上請廷尉以聞。」(漢書)宣帝紀)

親族關係にある犯人の藏匿を免責する方針は唐律にも引き繼がれ、そこでは「同居」の親族や大功以上の親族を匿っても罪とされない。

諸同居、若大功以上親及外祖父母・外孫、若孫之婦・夫之兄弟及兄弟妻、有罪相爲隱、部曲・奴婢爲主隱、皆勿論、卽漏露其事及誣語消息亦不坐。(唐律疏議)名例46)

さて、法秩序と家庭内道徳との抵觸をめぐって議論の的となるのは、近親者の罪を官に告發すべきか否かという問題である。秦漢時代には、子や妻の罪のほか、夫の罪を告發することも許されていた。

夫有辜(罪)、妻先告、不收、妻媵臣妾・衣器當收不當收。(法律答問17)

夫有罪、妻告之、除于收及論。妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。(二年律令16)

従つて、子・兄弟、さらには夫や妻が罪を犯したことを知った者は、それを官に告發せねばならず、罪を知りながら彼らを匿った場合には罰せられたことになる。「父爲子隱」(論語)子路)という觀念は、秦の法においては無視されていたといつてよい。

これに對して、父母の犯罪を知った子は、それをむやみに告發す

るわけにもいかなかった。子が父母を告發することは、謀反罪のよ  
うな重大な犯罪を除いて原則的に禁じられ、告發があつても受理さ  
れなかったからである。

子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。……(法律答問14)

子告父母、婦告威公、奴婢告主・主父母妻子、勿聽而棄告者市。

(二年律令133)

子が父母の罪を告發すれば罰せられるが、さりとてその身柄を藏  
匿したならば、本條文が述べるとおり、今度は「舍匿罪人律」によ  
り犯罪者と同罪とされた。子に残された道は父母を説得して自首さ  
せるか、さもなければ逃亡に一切手を貸さないかであった。「家族  
道德の尊重」と「治安維持」との狭間にあつて、子の立場は非常に  
難しいものとなつており、法律條文の相互矛盾とさえ言える。だが、  
唐律疏議にみえるような、親を諫めて罪を犯さないようにさせるの  
が子供の務めであるという理想の前に、地節四年に至るまでこの矛  
盾は放置されていたのだろう。

諸告祖父母・父母者、絞。(疏議曰、父爲子天、有隱無犯。如有違  
失、理須諫諍、起敬起孝、無令陷罪。……)〔唐律疏議〕闕訟44

ただし、本條文の解釋については次のような別案も出た。すなわ  
ち、ここで想定されているのは父母の罪がすでに告發された状況で  
あり、子が隱匿罪に問われるのを避けるべくその居場所を官に教え  
たとしても、それは「告」には當たらず、罰せられなかったのでは  
ないか、という理解である。「有罪」とあるのを「すでに罪を告發  
された」とまで解釋できるのか、犯罪者の居場所を教えるのも  
「告」なのではないか等、問題も残るが、一案として記しておく。

《七〇九》

佐弋<sup>①</sup>隸臣・湯家臣<sup>②</sup>免爲士五(伍)<sup>③</sup>、屬佐弋<sup>④</sup>而亡者、論之比寺車  
府<sup>⑤</sup>。內官<sup>⑥</sup>・中官<sup>⑦</sup>隸臣

妾・白粲<sup>⑧</sup>以巧及勞免<sup>⑨</sup>爲士五(伍)・庶人<sup>⑩</sup>・工<sup>⑪</sup>・隸隱官<sup>⑫</sup>而復屬

內官・中官者、其或亡<sup>⑬</sup> 8 (2025)

□：□□論之比寺車府。 9 (0796)

【譯】

佐弋の隸臣・湯家臣が免じられ士伍となり、佐弋の所屬とされな  
がら逃亡したならば、寺車府の場合になぞらえてこれを裁く。内  
官・中官の隸臣妾・白粲が技術の高さや服役期間の長さによつて免  
じられ、士伍・庶人・工・隸隱官とされてふたたび內官・中官の  
所屬であつた場合、その者が逃亡して……。寺車府の場合になぞら  
えてこれを裁く。

【注】

①佐弋・少府の屬官。整理小組は「官名」として『漢書』百官表を  
引くが、そこでは正確には「左弋」に作る。

衛尉竭・內史肆・佐弋竭〔集解、漢書百官表曰、秦時少府有佐弋、  
漢武帝改爲伏飛、掌弋射者〕・中大夫令齊等二十人皆舉首。(史  
記)始皇本紀

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有尙書・  
符節・太醫・太官・湯官・導官・樂府・若盧・考工室・左弋・居  
室・甘泉居室・左右司空・東織・西織・東園匠十六官令丞〔師古  
曰、左弋、地名〕、又胞人・都水・均官三長丞、又上林中十池監、  
又中書謁者・黃門・鈞盾・尙方・御府・永巷・內者・宦者八官令

丞。武帝太初元年、更名考工室爲考工、左弋爲伏飛、居室爲保宮、甘泉居室爲昆臺、永巷爲掖廷。伏飛掌弋射、有九丞兩尉、太官七丞、昆臺五丞、樂府三丞、掖廷八丞、宦者七丞、鈎盾五丞兩尉。〔漢書〕百官公卿表上)

西羌反。發三輔・中都官徒弛刑、及應募伏飛射士。〔臣瓚曰、本秦左弋官也、武帝改曰伏飛官、有一令九丞、在上林苑中結罽繳以弋鳧鴈、歲萬頭、以供祀宗廟。〕…〔漢書〕宣帝紀) 佐弋之罪、命而得、以其罪罪之。〔綠龍〕〔肆〕51)

②湯家臣…整理小組は「湯」について、左側の偏旁が不鮮明だとし、つつも「湯」と釋讀し、「湯官」の略稱とする。「湯官」は『漢書』百官表では少府の屬官とされ、そこに記された職掌を參照するならば、「湯家臣」とは皇帝の「家」に仕える、給仕擔當の奴隸かと想像される。

ただし、百官表では佐弋も湯官も少府の屬官で、對等な立場にあるものの、本條文では「佐弋の隸臣」と「湯官の隸臣」が並列されていると解釋することはできない。もしそうだとすれば、後文は「屬佐弋・湯(官)而…」となっていないければ筋が通らないからである。佐弋所屬の「隸臣と湯家臣」と解釋すべきである。

なお、整理小組は「家臣」が諸侯の私臣であったのか、官署の隸屬者なのかを問題にするが、帝室財政を掌る少府とその屬官は皇帝の「家」に仕える者であり、それゆえそこで働く「臣」が「家臣」と呼ばれることもあったと考えるべきだろう。百官表で太僕の屬官とされる「家馬」については、そこで養われた馬が祭祀や戰爭のためではなく、もっぱら「天子の私用に

供」されたことが注記される。

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有：湯官…。〔師古曰、湯官主餅餌。〕〔漢書〕百官公卿表上)

太官令一人、六百石。本注曰、掌御飲食。左丞・甘丞・湯官丞・果丞各一人。本注曰、左丞主飲食。甘丞主膳具。湯官丞主酒。果丞主果。〔續漢書〕百官志三少府)

太官主飲酒、皆令丞治。太官湯官奴婢各三千人、置酒、皆緹構蔽膝綠幘。〔漢舊儀〕)

家臣、若今諸公國官及府佐也。〔漢書〕儒林傳 張山拊師古注)

土正曰后土。〔注、在家則祀中霤、在野則爲社。疏、家謂宮室之內、對野爲文。故稱家、非卿大夫之家也。〕〔春秋左氏傳〕昭公二十九年)

太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。屬官有大廐・未央・家馬三令、各五丞一尉〔師古曰、家馬者、主供天子私用、非大祀戎事軍國所須、故謂之家馬也。〕〔漢書〕百官公卿表上)

③免爲士伍…「士伍」は無爵の男子が傅籍される際に與えられた地位であり、女性が帯びることはない。本條文の後段では「免爲士五・庶人…」とされるのに對し、ここでは「士伍」のみが挙げられる。解放の對象となるのが「隸臣」と「家臣」、すなわち男性隸屬者に限定されているからであろう。

令天下男子年二十始傅。〔師古曰、舊法二十三、今此二十、更爲異制也。傅讀曰附。解在高紀。〕〔漢書〕景帝紀)

民產子五人以上、男傅、女十二歲、以父爲免者、其父大夫也、以爲免老。〔二年律令38〕)

不更以下子年廿歲、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年

廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傳之。公士・公卒及士五(伍)・司寇・隱官子、皆爲士五(伍)。(二年律令364~365)

④免爲士伍屬佐弋・隸屬身分からは解放されても、引き続き元の部署(この場合は佐弋)で就勞する者について言う。「漢書」宣帝紀に見える「復作」のこと。後段に「内官・中官隸臣妾・白粲・而復屬内官・中官者」とあるのと同じ。

及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡盈三月以上而得及自出、耐以爲隸臣妾。(嶽麓(肆) 33~35)  
憐曾孫之亡辜、使女徒復作淮陽趙徵卿・渭城胡組更乳養。「孟康曰、復音服、謂弛刑徒也。有赦令詔書去其鉗鈇赭衣。更犯事、不從徒加、與民爲例。故當復爲官作、滿其本罪年月日、律名爲復作也。」(「漢書」宣帝紀)

⑤比寺車府・整理小組は「寺」を「侍」に通じるものとし、秦封泥に「寺車府印」が見えることなどを指摘する(33簡、整理小組注46)。百官表では太僕の屬官に「車府」がある。「比」とは寺車府所屬の復作が逃亡した場合の規定(嶽麓(肆) 33~36)になぞらえて量刑すること。

樂府・寺車府・内官・園陰・東園主章・上林騎、秩各六百石。(二年律令463~464)

⑥内官・整理小組は「秦官名」として左の『史記』孝景本紀を引く。しかし本條文の「内官」は單なる財物の保管に當たる部署ではなく、隸屬者を多數抱えた作事官府と思われ、宦官を管轄する部署の一つであったことがむしろ注目される。百官表では宗正

の屬官とされるが、漢初には少府に屬した。また里耶秦簡からは地方にも「内官」の出先機關があつたことがうかがえる。

以大内爲二千石「集解、韋昭曰、大内、京師府藏」、置左右内官、屬大内。「索隱、主天子之私財物曰少内。少内屬大内也。」(「史記」孝景本紀)

宗正、秦官、掌親屬、有丞。平帝元始四年更名宗伯。屬官有都司空令丞、内官長丞。又諸公主家令・門尉皆屬焉。王莽并其官於秩宗。初、内官屬少府、中屬主爵、後屬宗正。(「漢書」百官公卿表上)

(趙)高曰、高固内官之厮役也、幸得以刀筆之文進入秦宮、管事二十餘年、未嘗見秦免罷丞相功臣有封及二世者也、卒皆以誅亡。(「史記」李斯列傳)  
六年内官第卅一。(未央宮骨券3:10693)  
卅五年正月庚寅朔甲寅遷陵少内壬付内官(正)

翰羽二當一者百五十八鐐 五當一者四百七十九鐐 八當一者  
三當一者三百八十六鐐 六當一者三百卅六鐐 十五當一者(背)  
(里耶秦簡⑧ 147+⑧ 148)

⑦中官・整理小組は「秦官名」として、左の『漢書』高后紀を引く。「秦封泥集」には「中官丞印」「中官徒府」が見える。

諸中官・宦者令丞皆賜爵關内侯、食邑。「師古曰、諸中官、凡闈人給事於中者皆是也。宦者令丞、宦者署之令丞。」(「漢書」高后紀)

⑧内官・中官隸臣妾・白粲・内官は腐刑を執行する部署でもあり、

内官所屬の隸臣とは「官隸臣」をその中に含むものと推測される。中官も宦官を管轄する部署である。従つて内官・中官所屬の隸臣のなかには肉刑を受けている者がおり、後文に「隱官」が現れることと符合する。「白粲」は城旦舂刑相當の罪を犯した特權保有者に適用される刑罰。

有罪當府（腐）者、移内官、内官府（腐）之。（二年律令19）

強與人奸者、府（腐）以爲官隸臣。（二年律令19）

上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳玄孫有罪、其當刑及當爲城旦舂者、耐以爲鬼薪白粲。（二年律令82）

⑨以巧及勞免爲…整理小組は「因功而免」とし（整理小組注11）、

「巧功功績」と理解する。確かに、軍功により刑徒が免じられる例もある。だが通常は「攻功」という通假が一般であり、獄籠律令においても同様であるのに對し、「巧功」は今のところ他に見られない。むしろ「巧」手先の器用さ」と解すべきだろう。34簡の整理小組注55では一轉して「巧、技術」とする。この簡では「隸妾」が「巧」により免じられており、彼女らが斬首等の「功」を挙げたとは考えにくい。

一方、「勞」はこれまで服役してきた期間のことである。本條文、および33〜36簡では、男性刑徒のみの赦免においては「以巧及勞」という條件が付されず、女性刑徒を含む場合にのみそれが明記されている。

及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、（獄籠（肆）33〜34）  
 欲歸爵二級以親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以死者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵（秦律十

八種155〜156）

上攻（功）當守六百石以上、及五百石以下有當令者、亦免除。攻（功）勞皆令自占、自占不□（獄籠（肆）347）

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）  
 司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。（秦律十八種146）

⑩庶人・無爵の一般人。廣義では「奴婢」に對して一般人全體を指すが、本條文のように「士伍」と對比し用いられる場合には、

無爵の男子以外の良民、すなわち主として良民女子を指すものと考えられる。注⑫も参照のこと。

奴與庶人奸、有子、子爲庶人。（二年律令189）

關内侯九十五頃、…（中略）…公士一頃半頃、公卒・士五（伍）・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝。（二年律令310〜312）

⑪工…各種の技能を持つ職人、技術者。「工師」の指導を受けながら作業した。秦簡には「工」「工隸臣」「隱官工」が見える。漢代では工の戸は復除の對象となった。

新工初工事、一歲半紅（功）、其後歲賦紅（功）與故等。工師善教之、故工一歲而成、新工二歲而成。能先期成學者謁上、上且有以賞之。盈期不成學者、籍書而上内史。均工（秦律十八種111〜112）

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）  
 欲歸爵二級以親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以死者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵（秦律十

八種155〜156）  
 内官・中官隸臣妾・白粲以巧及勞免爲士五（伍）・庶人・工・工

隸隱官而復屬內官・中官者、…(嶽麓〔肆〕7~8)

□□工事縣官者復其戶而各其工。大數衛(率)取上手什(十)三人爲復、丁女子各二人、它各一人、勿算(算)繇(繇)賦。家母當繇(繇)者、得復縣中它人。縣復而母復者、得復官在所縣人。新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。盈二歲而巧不成者、勿爲復。(二年律令278~280)

⑫免爲士伍・庶人・工・工隸隱官・整理小組は「工隸隱官」を「隱官工」のこととする(前注所引秦律十八種155~156參照)。肉刑を受けている人間は、赦免を経ても隱官という特殊な身分に留め置かれた。秦漢律にみえる「隱官」の規定は以下の通り。

將司人而亡、能自捕及親所智(知)爲捕、除毋(無)辜(罪)、已刑者、處隱官。●可(何)辜(罪)得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒(械)囚刑辜(罪)以上、亡、以故辜(罪)論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它辜(罪)比羣盜者皆如此。(法律答問125~126)

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及算(算)、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。(二年律令162~163)

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以爲者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。(秦律十八種155~156)

本條文前段とは違い、ここでは赦免後の身分として「士伍」以外に「庶人」等が挙げられる。これは赦免対象の刑徒に女性

や肉刑を受けた者が含まれているが故である。この部分で、各刑徒が免ぜられた後にどの身分とされたのか、對應關係を示しておく。

肉刑を受けていない男性刑徒(耐隸臣)	↓	士伍
女性刑徒(妾・白粲)	↓	庶人
刑徒のうち技能のある者	↓	工
技能があるものの肉刑を受けている者(官隸臣)	↓	工隸隱官

⑬其或亡…

及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡、盈三月以上而得及自出、耐以爲隸臣妾。(嶽麓〔肆〕33~35)

【解説】

まず、佐弋などの中央官府に所屬する元隸臣妾(赦免された後も、なお従来からの作事官署で勞役に就く者)が逃亡した場合、33~36簡の規定に準じて處罰すべきことが述べられる。

寺車府・少府・中府・中車府・泰官・御府・特庫・私官隸臣、免爲士伍(伍)・隱官、及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡盈三月以上而得及自出、耐以爲隸臣妾。亡不盈三月以下而得及自出、笞五十、籍亡不盈三月者日數、後復亡、耐數盈三月以上而得及自出、亦耐以爲隸臣妾。皆復付其官。(嶽麓〔肆〕33~36)

9簡にも「比寺車府」とあり、内官などに所屬する元隸臣妾・白粲も同様であったように讀める。ただし7~8簡の背面畫線は連續

するものの、9簡には續かず、9簡が本條文の一部を構成するの  
否か、不明な點が残る。

33 36簡の内容を要約するなら、次のとおり。

三ヶ月以上の逃亡…耐隸臣妾とされ、元の官署で引き続き就勞。

三ヶ月未満の逃亡…笞五十のうえで、

逃亡日數を記録しておく、その後ふたび逃亡し、

日數がのべ三ヶ月以上になったなら、耐隸臣妾。

一方、二年律令には吏民の逃亡に關する科罰規定が見える。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆（繫）城旦舂。公士・公士

妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、笞五十、給逋事。

皆籍亡日。耐數盈卒歲而得、亦耐之。（157）

基準となる逃亡期間が一年という點、「自出」の場合は減免措置が  
ある點などで相違するが、逃亡期間を記録しておく、復數回の逃亡  
については日數を總計する原則などは共通する。

《10》

少府均輸<sup>①</sup>・四司空<sup>②</sup>、得及自出<sup>③</sup>者、吏治必謹訊<sup>④</sup>、簿<sup>⑤</sup>其所爲作  
務<sup>⑥</sup>以

10 (0797)

【譯】

…少府の均輸・四司空…、捕らえられる、および自ら出頭したな  
らば、役人が取り調べる際には必ず嚴正に訊問し、行っていた作業  
を記録し、以て…、

【注】

①少府均輸…少府は九卿の一。帝室財政を掌る。均輸は百官表では  
大司農と水衡都尉の屬官として見えるが、元來は少府に屬した  
ものか。

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。（漢書）百官公  
卿表上

治粟內史、秦官、掌穀貨、有兩丞。景帝後元年更名大農令、武帝

太初元年更名大司農。屬官有太倉・均輸・平準・都內・籍田五令

丞〔孟康曰、均輸、謂諸當所有輸於官者、皆令輸其地土所饒、平

其所在時賈、官更於佗處賣之、輸者既便、而官有利也〕、幹官・

鐵市兩長丞。（漢書）百官公卿表上

水衡都尉、武帝元鼎二年初置、掌上林苑、有五丞。屬官有上林・

均輸・御羞・禁圃・鞞濯・鍾官・技巧・六廐・辯銅九官令丞。又

衡官・水司空・都水・農倉、又甘泉上林・都水七官長丞皆屬焉。

上林有八丞十二尉、均輸四丞、御羞兩丞、都水三丞、禁圃兩尉、

甘泉上林四丞。…初、御羞・上林・衡官及鑄錢皆屬少府。（漢書）

百官公卿表上

②四司空…漢書百官表には少府の屬官として「左右司空」がみ

える。嶽麓〔肆〕の律令には左・右司空に加えて「宮司空」が

それと並置されて現れる（30〜31簡）。加えて二年律令秩序には

「中司空（八〇〇石）（445簡）・郡司空（八〇〇石）（445簡）・官

（宮）司空（六〇〇石）（462簡）がある。「左・右・中・宮」で四

司空かと、ひとまず想定される。嶽麓簡中の命名にも、「四司

空」が見えるも、詳細はなお明らかでない。

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有…、左

右司空、…。(漢書)百官公卿表上)

它官徒輸宮司空・秦匠・左司空・右司空者、(嶽麓(肆) 30)

●四司空共令●甲(嶽麓簡2005『文物』二〇一六年第二期)

●四司空卒令(嶽麓簡0153 同右)

③得及自出・捕らえられる、ないしは自ら出頭する。「自出」の場合

合は處罰が減じられるのが通例だが、免徒の逃亡の場合には區別がない。33〜36簡参照。

把其段(假)以亡、得及自出、當爲盜不當。自出、以亡論。其得、坐臧(贓)爲盜、盜臧(罪)輕於亡、以亡論。(法律答問131)

諸亡自出、滅之。毋名者、皆滅其罪一等。(二年律令166)

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆(擊)城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆(也)、笞五十、給逋事。皆償亡日。耐數盈卒歲而得、亦耐之。(二年律令157)

□□□□□、以其罪論之。完城旦舂罪、黥之。鬼薪白粲罪、黥以爲城旦舂。其自出者、死罪、黥爲城旦舂、它罪、完爲城旦舂。(二年律令100)

亡自出。鄉某爰書、男子甲自詣、辭曰、士五(伍)、居某里、以

迺二月不識日去亡、毋(無)它坐、今來自出。●問之□名事定、

以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、毋(無)它坐、莫覆問。以甲獻典乙相診、今令乙將之詣論、

敢言之。(封診式96〜98A)

寺車府・少府・中府・中車府・秦官・御府・特庫・私官隸臣、免爲士五(伍)・隱官、及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡盈三月以上而得及自出、耐以爲隸臣妾。(嶽麓(肆) 33〜35)

④謹訊…「謹」は「嚴正に」の意。

汙池・淵沼・川澤謹其時禁。「楊倞注、謹、嚴也。」(荀子)王制諸欲告罪人、及有罪先自告而遠其縣廷者、皆得告所在鄉、鄉官謹聽、書其告、上縣道官。(二年律令101)

⑤簿…記錄する。

五官簿之而不知、心徵之而無說、則人莫不然謂之不知。(荀子)正名) 入麥廿一石九斗八升 史將簿(居延漢簡192・38)

⑥作務…ここでは刑徒に課せられた手工業労働のこと。「作務」とは物品を製造して營利を擧げることであり、刑徒に課せられた

その他の作業、たとえば官署の下働きのような仕事とは區別された。「作務員程」(睡虎地秦簡・爲吏之道)の存在は、營利を擧

げるために一定のノルマが存在したことも推測させる。少府屬官が官有労働力を投入して多大な利益を得ていたことは、『太平御覽』所引『新論』の記事からもうかがえる。

雜舉長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧扞持

刀兵者、悉籍記之、得數百人。(漢書)酷吏傳 尹賞

桓譚新論曰、漢定以來、百姓賦歛、一歲爲四十餘萬萬、吏俸用其半、餘二十萬萬、藏於都內、爲禁錢。少府所領園地作務之八十三

萬萬、以給宮室供養諸賞賜。(太平御覽)卷六二七

隸臣妾及諸當作縣[道]官者、僕・庸爲它作務、其錢財當入縣道官而逋未入去亡者、(嶽麓(肆) 68)

作務產錢課(里耶秦簡⑧495) 一人□[朝]。

- 一人有獄訊。目。
- 一人捕鳥。城。
- 一人治船。疵。
- 一人爲作務。且。
- 一人輸備弓。具。

後九月丙寅司空□敢言□(背) (里耶秦簡⑧2008)

【解説】

10簡はまず上部を缺いている。他の簡と比べるなら、三〇四字が失われているようである。また、整理小組は10簡と11簡との間に缺簡を想定していないものの、内容から言えば兩者が同一の條文として連續するとは考えにくく、圖版を見る限り、背面に字跡・劃線は認められない。したがって、この條文は前後を大きく缺いていることになる。

内容を検討するなら、まず「得及自出」の前提として「亡」への言及があるべきところだが、少府の屬官が列擧された後、「亡」について述べられることなく「得及自出」へと話が移っている。より詳細な一般規定がまず示されたうえで、そのあと「少府の均輸・四司空の場合には、捕らえられる、ないしは自ら出頭したならば」と、特殊なケースについての規定が附記され、その際に「逃亡した場合」という自明の事實が省略されている、という可能性が考えられる。

後段の展開も判然としない。均輸や四司空で「作務」に従事していた労働者が逃亡し、その身柄を確保されたならば、かつての「作務」の内容が具體的に確認されることになる。その技能を活かせる

勞役に就けられたのであろうか。だが「作務」の内容は本人に確認するまでもなく、官が把握していたはずであり、いささか理解したい。これについては、勤務地から離れた場所で捕らえられた場合が想定されているのではないか、という意見などが出た。

《一〇一〇二》

- 、郷部吏<sup>①</sup>賞一甲、占者<sup>②</sup>贖耐、莫占吏數者<sup>③</sup>、贖耐。典・老<sup>④</sup>占數、小男子<sup>⑤</sup>年未盈十八歲及
- 女子<sup>⑥</sup>、縣道畜夫<sup>⑦</sup>諱<sup>⑧</sup>、郷部吏賞一盾、占者賞二甲。莫占吏數者、賞二甲。

【譯】

…郷部の役人は賞一甲、申告した典・老は贖耐。役人に戸口情報  
を申告しなかった者は、贖耐。典・老が不正に申告したのが十八歳  
未滿の小男子や女子についてであつたならば、縣道の畜夫は譴責處  
分、郷部の役人は賞一盾、申告した典・老は賞二甲。役人に戸口情  
報を申告しなかった者は、賞二甲。

【注】

- ①郷部吏…地方末端の行政組織は「郷」と「田」に分かれ、前者が  
邑内、後者がその外部を掌つた。郷・田には畜夫が置かれ、郷  
部畜夫の下には佐・史もいた。里耶秦簡⑧157からは、里典の  
候補者が郷畜夫により推薦されたことが知られる。
- 郷部主邑中道、田主田道。道有陷敗不可行者、罰其畜夫・吏主者  
黃金各二兩。(二年律令247、248)

：秩各六百石、有丞・尉者半之、田・鄉部二百石、司空及衛  
(衛)官・校長百六十石。(二年律令43) 鄉

鄉守履賫十四甲。一 □

鄉佐就賫一甲。一 □

資中令史陽里卸伐閱。

十一年九月隴爲史。

爲鄉史九歲一日。(里耶秦簡⑧ 269)

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。

除士五(伍)成里句・成、成爲典、句爲郵人。謁令尉以從事。敢

言之。(里耶秦簡⑧ 157)

民欲先令相分田宅・奴婢・財物、鄉部、嗇夫、身聽其令、皆參辨券書

之、輒上如戶籍。(二年律令334) 335)

②占者：整理小組は「登記に責任を負う典・老を指す」とする。

「占」とは「申告」であり、當事者による申告が「自占」、さら  
にその申告を里典が取り次ぐのもまた「占」であった。

諸賈人末作賈貸賣買、居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各  
以其物自占。「索隱按、郭璞云、占、自隱度也。謂各自隱度其財物、  
多少、爲文簿、送之官也。若不盡、皆沒入於官」、率緡錢二千而一  
算。諸作有租及鑄、率緡錢四千一算。非吏比者三老北邊騎士、軺  
車以一算。商賈人軺車二算。船五丈以上一算。匿不自占、占不悉、  
戍邊一歲、沒入緡錢。有能告者、以其半界之。(史記) 平準書  
卅二年六月乙巳朔壬申、都鄉守武。爰書。高里士五(伍)武自言、  
以大奴辛・甘多・大婢言・言子益等・牝馬一匹予子小男子產。  
典私占。初手。□(正)

六月壬申、都鄉守武敢言。上。敢言之。／初手。

六月壬申日、佐初以來。／欣發。初手。(背)(里耶秦簡⑧ 143+145)

⑧ 145)

③莫占吏數者：整理小組は「役人のところに赴いて事實のとおり登  
記しなかった、年齢十八歳以上の黔首」とし、登記の内容につ  
いては踏み込まない。確かに「占」は財産申告や納税額の申告  
などさまざまな局面で行われるが、後文に「年未盈十八歳」  
云々とあることからすれば、氏名・年齢をはじめとした戸口情  
報の申告と見るのが妥當だろう。奏讞書9) 10では、「(占)書  
名數」が「占數」と言い換えられており、「名數」とは戸口情  
報のことである。また本條文で問題にされているのは、成人男  
子の戸口情報を偽ったのか、それとも未成年・女子についてな  
のか、という点であり、申告の主體が十八歳以上か未満かとい  
うことではない。

十六年：初令男子書年。(史記) 秦始皇本紀)

十六年、七月丁巳、公終。自占年。(編年記23)

故點婢。楚時去亡、降爲漢、不書名數。點得媚、占數、復婢媚、

賣祿所。(奏讞書9) 10 案例②)

夏五月、兵皆罷歸家。詔曰：。民前或相聚保山澤、不書名數、今

天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱。

「師古曰、保、守也、安也。守而安之、以避難也。名數、謂戶籍

也。』(漢書) 高帝紀)

④典・老：里典・里老のこと。

●尉卒律曰、里自卅戶以上置典・老各一人、不盈卅戶以下、便利、

令與其旁里共典・老、其不便者、予之典而勿予老。(嶽麓〔肆〕142) 143)

⑤典・老占數小男子年未盈十八歲及女子(二年律令325、326を見る限り、幼い子供であつてもその年齢を吏に申告する必要があり、ここでなぜ未成年者と女子の年齢申告が處罰の對象となつてゐるのか、解しがたい。脱落している條文の前後に、「戸口情報」の申告に際して典・老が不正を働いたなら」というような大前提が記されていた可能性が疑われる。箇條書きにして示せば次のとおり。

・〔典・老が不正を働き、それが成年男子の年齢申告であつた場合?〕:

縣道嗇夫? 鄉部吏 貲一甲 典・老 贖耐

未成年男子および女子の場合:

縣道嗇夫 譴責 鄉部吏 貲一盾 典・老 貲二甲

・民が〔成年男子の年齢を?〕役人に申告しなかつた場合: 贖耐

・民が未成年男子および女子の年齢を申告しなかつた場合: 貲二甲

諸民皆自占年。小未能自占、而毋(無)父母・同産爲占者、吏以□比定其年。自占、占子・同産年、不以實三歲以上、皆……耐。産子者恆以戶時占其□(二年律令325、326)

匿敖童、及占瘠(癯)不審、典・老贖耐。●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐(詐)僞者、貲二甲、典・老弗告、貲各一甲、伍人、戶一盾、皆畧(遷)之。●傳律。(秦律雜抄32、33)

⑥小男子・居延漢簡では十五歲以上が「大」、十四歲以下が「小」で、「小」はさらに「使」「未使」に分けられる。

□□二戶

夫々一戶

夫々寡三戶

不更一戶

小上造三戶

小公士一戶(第一欄)

士五(伍)七戶□

司寇一【戶】□

小男子□□

大女子□□

●凡廿五□(第二欄)(里耶秦簡⑧16)

大女及使小男、冬袍五丈六尺・絮三斤、袴(袴)丈八尺・絮二斤。未使小男及使小女、冬袍二丈八尺・絮一斤半斤。(二年律令418、419)

⑦縣道嗇夫・縣や道の長官。二年律令では「縣道官令長」(116簡)。

嶽麓簡でも第三組では「縣道令丞」(321、322簡)。

縣有夷蠻曰道。(漢書 高后紀 服虔注)

縣令・長、皆秦官。掌治其縣。…列侯所食縣曰國、皇太后・皇后・公主所食曰邑、有蠻夷曰道。(漢書)百官公卿表上

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰謂縣・道嗇夫。(語書1)

各謹明告縣道令丞及吏主更、五日壹行廟。(嶽麓〔肆〕321、322)

⑧詐・譴責處分。睡虎地・龍崗秦簡には官吏への處罰として見えるが、二年律令には見えない。

數而贏・不備、直（值）百一十錢以到二百廿錢、誅官畜夫、過二百廿錢以到千一百錢、賞畜夫一盾、過千一百錢以到二千二百錢、皆官畜夫一甲、過二千二百錢以上、賞官畜夫二甲。（效律8~10）

【解説】

戸口情報の申告をめぐる不正について處罰を規定したものでしょうが、前段を抜き、不確かな點が残る。一つの解釋を注⑤に示している。いずれにせよ處罰の對象となっているのは、申告逃れをした民、申告事務に當つた里の典・老、および典・老への監督責任を有する郷官と縣道の責任者である。戸口調査に際して、郷官や典・老が重要な役割を果たしたことは注②、および次に引く二年律令からも知られる。

恒以八月令郷部畜夫・吏・令史相襍案戸籍、副臧（藏）其廷。有移徙者、輒移戸及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩。數在所正、典弗告、與同罪。郷部畜夫・吏主及案戸者弗得、罰金各一兩。（二年律令328~330）

《二三~一四》

子殺傷・毆詈・投（牧）殺父・母①、告了不孝②及奴婢殺傷・毆投（牧）殺主・子父母③、及告殺④、其奴婢及  
子亡已命⑤而自出者、不得爲自出。 13 (1980)  
14 (2086)

【譯】

子が父母を殺傷したり、悪罵・毆打したり、賊殺しようとした場合、父母が子を不孝として告發した場合、および奴婢が主人、主人

の子や父母を殺傷・毆打したり、賊殺しようとした場合、および殺して欲しいと告發された場合は、その奴婢および子は、逃亡してその刑名が確定してから自ら出頭したとしても、自ら出頭したことにしてはならない。

【注】

①子殺傷・毆詈・投（牧）殺父母…整理小組は「投殺」を「毆殺」に読み替えて解釋するが、ここでは「牧殺」の誤記とした。

子賊殺傷父母、奴婢賊殺傷主、主父母妻子、皆梟其首市。（二年律令34）

子牧殺父母、毆詈秦父母・父母・假（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪當城旦舂・鬼薪白粲以上、及爲人奴婢者、父母告不孝、勿聽。年七十以上告子不孝、必三環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。教人不孝、黥爲城旦舂。（二年律令35~37）

詈、罵也。（說文解字）七篇下）

臣妾牧殺主。●可（何）謂牧。●欲賊殺主、未殺而得、爲牧。（法律答問76）

②父母告子不孝…父母が子を不孝のとがで告發した場合、子は棄市とされた。前注所引二年律令35~37も参照。

告子。爰書。某里士五（伍）甲告曰、甲親子同里士五（伍）丙不孝、謂殺、敢告。卽令令史已往執。令史已爰書。與牢隸臣某執丙、得某室。丞某訊丙、辭曰、甲親子、誠不孝甲所、母（無）它坐辜（罪）。（封診式50~51）

③奴婢殺傷・毆・投殺主・主子父母・尊卑の順序からいえば、「主

父母・子」とされるのが自然である。次注に述べるとおり、これに續く文章は解釋が難しく、誤記・脱字の可能性が疑われる。子賊殺傷父母、奴婢賊殺傷主、主父母妻子、皆梟其首市。(二年律令34)

奴婢毆庶人以上、黥頰、界主。(二年律令30)

④告殺・不詳。前段と比較すれば、「告殺」と對應する位置にあるのは「父母告子不孝」であり、「告殺」とは主人が奴婢を告殺し、殺害を要求する行爲(法律答問102、封診式50〜51に見える「誦殺」を意味すると推測される。前段で主語が「子」から「父母」に變わっているように、ここでも主語が變わって「主告殺」とあるべきところ、「主」字が脱落しているのではないか。あるいは、敢えて主語を「奴婢」のままにして解釋するならば「殺を告せらる——奴婢が主人によって殺して欲しいと告發される——」と讀むべきなのかもしれない。

その一方で、「告殺」と「誦殺」は意味するところが違うのではないかという意見も出た。後考に俟ちたい。

告臣。爰書。某里士五(伍)甲縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋(驕)悍、不田作、不聽甲令。謁買(賣)公、斬以爲城旦、受買(價)錢。●訊丙、辭曰、甲臣、誠悍、不聽甲。甲未賞(嘗)身免丙。丙毋(無)病毆(也)、毋(無)它坐(罪)。令令史某診丙、不病。●令少丙某・佐某以市正買(價)買丙丞某前、丙中人、買(價)若干錢。●丞某告某鄉主、男子丙有鞫、辭曰、某里士五(伍)甲臣。其定名事里、所坐論云可(何)、可(何)辜(罪)赦、或覆問毋(無)有、甲賞(嘗)身免丙復臣之不毆(也)。以律封守

之、到以書言。(封診式37〜41)

⑤命・犯した罪に對應する刑名を確定すること。重い刑罰(完城旦春・鬼薪白粲以上 二年律令121〜124)に相當する犯罪行爲については、被疑者不在のまま裁判が進められ、刑名が確定された。47〜48簡・50簡の【解説】、及び二年律令譯注121〜124簡注⑦も參照のこと。

當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賂枉法、守縣官財物而卽盜之、已論命復有咎罪者、皆棄市。「李奇曰、命、逃亡也。復於論命中有罪也。晉灼曰、命者、名也、成其罪也。師古曰、…殺人害重、受賂盜物、賊汗之身、故此三罪已被論名而又犯咎、亦皆棄市也。…」(漢書 刑法志)

有罪當完城旦春・鬼薪(薪)白粲以上而亡、以其罪命之。耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦春・鬼薪(薪)白粲以上不得者、亦以其罪論命之。(二年律令121〜124) 城旦春亡而得、黥、復爲城旦春、不得、命之、自出毆(也)、笞百。其懷子者大拘積及杖之、勿笞。(獄麓(肆) 47〜48)

⑥自出・自分から出頭すること。10簡注③參照。

【解説】

親殺し・主人殺しに關する規定。二年律令34および35〜37にみえるように、奴婢がその主人、子がその両親を殺害・毆打した場合、あるいは両親によって不孝と告發された場合には、棄市(さらに賊殺傷であれば梟首)とされている。原則的には、自出すれば減刑が期待できたが、親殺し・主人殺しといった重大犯罪においては、本條

文が「亡已命而自出者、不得爲自出」とするとおり、自出による減刑は認められなかった。

ただし13・14簡の接續をめぐっては、若干の問題が残る。確かに背面の劃線はつながっているものの、續けて讀むと以下の疑問が生じる。

・「及告殺」の主語は誰か。

前文をうけて「奴婢」とするならば受け身で讀まなければならぬ。一方、主語が「主」だとすれば、「及主告殺」のように脱字を想定しなければならない。

・「其奴婢及子」という語順

條文は子↓奴婢の順で展開しており、それが奴婢↓子へと逆轉することになる。「其の子および奴婢」と記されるべきではないか。

こうしたことから、13簡と14簡をつなげないという案も出された。その場合の利點は、「及告殺其奴婢、及……」と讀むことにより、「及告殺……」の主語を、奴婢から主へと變えることができるという點、および、つなげた場合の疑問點である「其奴婢及子」という語順が、「其奴婢及……」「子……」と分かれるため、そもそも問題視する必要はなくなる、という點である。とはいえ、前段の「告子不孝」は「其子」とされていなのに、奴婢にはなぜ「告殺其奴婢」と指示語が付せられるのか、という別の疑問が生じる。よって、ここでは、13・14簡が接續するものとして譯出してある。13簡と14簡をつなげない場合の譯を提示すると、次のようになる。

（前略）および奴婢が主人、主人の子や父母を殺傷・毆打したり、賊殺しようとした場合、およびその奴婢を殺害しよう告發した場合、及び……（13簡）  
子は、逃亡してその罪名が確定してから自ら出頭したとしても、

自ら出頭したことにはならない。（14簡）

尊屬殺人に關する規定は唐律にも見える。以下に列舉しておく。

四曰惡逆（謂毆及謀殺祖父母・父母、殺伯叔父母・姑・兄姊・外祖父母・夫・夫之祖父母・父母）。（唐律疏議 名例6）

諸冒祖父母・父母者、絞。毆者、斬。過失殺者、流三千里。傷者、徒三年。若子孫違犯教令、而祖父母・父母毆殺者、徒二年半。以刃殺者、徒二年。故殺者、各加一等。即嫡・繼・慈・養

殺者、又加一等。過失殺者、各勿論。（唐律疏議 關訟28）  
其嫡・繼・慈母、若養者、與親同。（唐律疏議 名例52）

諸部曲・奴婢謀殺主者、皆斬。謀殺主之期親及外祖父母者、絞。已傷者、皆斬。（唐律疏議 賊盜7）

### 《一五》

有罪去亡<sup>①</sup>、弗會<sup>②</sup>、已獄及已劾未論而自出者<sup>③</sup>、爲會。鞠<sup>④</sup>、罪不得減。 15 (2087)

### 【譯】

罪があつて逃亡し、期日までに官府に出頭せず、裁判がすではじまった、および吏がすでに告發したもののまだ裁きの終わっていない時點で自ら出頭した場合は、期日内の出頭として扱ふ。取調により罪狀が確定していれば、罪を減じることはない。

### 【注】

①有罪去亡……「去亡」とは逃亡すること。  
隸臣妾毆（繫）城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治（笞）五

十、備毆（繫）日。（法律答問132）

女子甲爲人妻、去亡、得及自出、小未盈六尺、當論不當。已官、當論。未官、不當論。（法律答問166）

賞贖未入去亡、及不會賞贖而得、如居賞贖去亡之瀆。（獄麓（肆）23）

②弗會・「會」とは、召喚などを受けて期日までに官府に出頭すること。單なる「自出」とは異なる。40〜43簡注①および同條の

【解說】參照。

可（何）謂通事及乏繇（徭）。律所謂者、當繇（徭）、吏・典已令之、卽亡弗會、爲違事。已闕及敦（屯）車食若行到繇（徭）所乃亡、皆爲乏繇（徭）。（法律答問164）

有罪當完城旦春・鬼新（薪）白粲以上而亡、以其罪命之。耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦春・鬼新（薪）白粲以上不得者、亦以其罪論命之。庶人以上・司寇・隸臣妾無城旦

春・鬼新（薪）白粲罪以上、而吏故爲不直及失刑之、皆以爲隱官、女子庶人、毋筭（算）事其身、令自尙。（二年律令121〜124）

【●】具律曰、有獄論、徵書到其人存所縣官、吏已告而弗會及吏留弗告、告弗遣、二日到五日、賞各一盾。過五日到十日、賞一甲。過十日到廿日、賞二甲。後有盈十日、輒駕（加）賞一甲。（獄麓（肆）230〜231）

賞贖未入去亡、及不會賞贖而得、如居賞贖去亡之瀆。（獄麓（肆）23）

不會毆（繫）城旦春者、以亡律論（論）之。（獄麓（肆）40）

③已獄及已劾未論而自出者…整理小組は「已獄」とは「獄已具」、

すなわち取調が完了し裁判記録が整ったことであるとすると。しかし「已に獄あり」と「獄 已に具わる」とは「すでに」の係る對象が異なる。「獄」とは「獄で取り調べる」ことであり、「已獄」とはそれがすでに開始したことを意味する。「已獄」と對になるのは「未獄」であり、次に擧げた法律答問107が示すとおり、それは告發を経て獄での裁判が開始する前段階を意味している。

金布律曰、諸亡縣官器者、必獄治、臧（藏）不盈百廿錢、其官自治、勿獄。（獄麓（肆）116）

葆子以上、未獄而死若已葬、而捕（甫）告之、亦不當聽治、勿收、皆如家辜（罪）。（法律答問107）

隸臣妾毆（繫）城旦春、去亡、已奔、未論而自出、當治（笞）五十、備毆（繫）日。（法律答問132）

④鞫…「鞫」とは諸々の取調をへて、罪狀を最終的に確定する手続きである。ここで確認された事實を前提にして科罰が決定される。

鞫、窮治舉人。（說文解字 十篇下）

湯掘窟得盜鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞫論報、并取鼠與肉具獄磔堂下。「集解蘇林曰、…鞫、窮也。張晏曰、…鞫、一吏爲讀狀、論其報行也。」（史記 酷吏列傳）

士五（伍）甲盜、以得時直（直）臧（賊）、臧（賊）直（直）過六百六十、吏弗直（直）、其獄鞫乃直（直）臧（賊）、臧（賊）直（直）

百二十、以論耐、問甲及吏可（何）論。甲當黥爲城旦、吏爲失刑辜（罪）、或端爲、爲不直。（法律答問33〜34）

●鞫之、蒼賊殺人、信與謀、丙・贅捕蒼而縱之、審。（奏讞書90）

【解説】

本條は、「自出」するタイミングによる處遇の違いについて規定する。罪を犯し、召喚をうけて期日内に官に出頭すべきところ、それを無視して出頭しなかった場合、すでに被告不在のまま裁判が始まっていても、まだ判決の下らないうちに「出頭したならば、期日内に出頭した」という扱いになる。だがすでに「鞫」が完了していたなら、減刑はなされない。整理小組とは異なり、本譯注では「爲會」と「鞫」の間に句點を用いた。次の例が示すとおり、鞫の前か後かで「自出」した者への處遇が變化するからである。

城旦春司寇亡而得、黥爲城旦春、不得、命之、其獄未鞫而自出毆（也）、治（笞）五十、復爲司寇。（嶽麓〔肆〕50）

ただしこの條文をめぐっては、「劾」が「告」のような裁判手続きと並べられるのではなく「已獄・已劾」とされている點や、「鞫」を経ていれば「會」として扱うが減刑はしないのか「會」として扱わず、減刑しないのか不明である點など、いくつもの疑義が残る。

なお、唐律には、犯罪發覺前の自首に関する規定が見える。

諸犯罪未發而自首者、原其罪。（注、正賊猶徵如法。）（唐律疏議 名例37）

《一六》

人奴婢<sup>①</sup>、黥爲城旦春。主匿<sup>②</sup>、黥爲城旦春以下到耐罪、各與同灋<sup>③</sup>。

16 (2041)

【譯】

…、人の奴婢であれば、黥して城旦春とする。主匿して城旦春以下、耐罪に到るまでの者を主匿したのならば、それぞれ同じ法を適用する。

【注】

① 人奴婢…官有奴隸に對して、私有の奴隸である場合は「人」が冠せられる。

公士以下居贖刑畢（罪）・死畢（罪）者、居于城旦春、毋赤其衣、勿拘櫛櫛杖。鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖賞責（償）于城旦、皆赤其衣、拘櫛櫛杖、將司之。（秦律十八種134～135）

② 主匿黥爲城旦春以下到耐罪、各與同灋…「主匿」は「首匿」に同じ。3～5簡注①參照。

主匿亡收・隸臣妾、耐爲隸臣妾。（嶽麓〔肆〕3）

③ 與同灋…「與」同法」については3～5簡注③參照。

【解説】

本簡と先行する15簡の背面劃線は連續するが、「人奴婢、黥爲城旦春」だけでは意味をなさず、先行する内容があったと考えるほかない。「主匿」以下は犯罪者の隱匿に関する規定。關連する1～2、3～5、60～64簡の【解説】もあわせて參照されたい。

《一七～一八》

及諸當隸臣妾者亡<sup>①</sup>、以日六錢計之<sup>②</sup>、及司寇<sup>③</sup>、冗作及當踐更者亡<sup>④</sup>、

皆以其當冗作及當踐

更日、六錢計之、皆與盜同濫<sup>⑤</sup>。

17 (1981)  
18 (1974)

【譯】

：およびおよそ隸臣妾として勞役すべき者が逃亡すれば、一日あたり六錢として計算し、および司寇で冗作する、および踐更すべき者が逃亡すれば、いずれも冗作すべき、および踐更すべき日數を、一日あたり六錢として計算し、いずれも盜罪と同じ法を適用する。

【注】

①及諸當隸臣妾者亡：「諸當者」といふ言い回しには、次のような用例がある。

隸臣妾及諸當作縣道官者・僕・庸、爲它作務、…(獄麗〔肆〕68)

②以日六錢計之：睡虎地秦簡に據れば、食糧支給を受ける公務服役者の勞働は、一日六錢に換算された。

有辜(罪)以賞贖及有責(償)於公、以其令日問之、其弗能入及賞(償)、以令日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。(秦律十八種<sup>133</sup>)

徒隸毆(繫)城旦春・居贖責(償)而敢爲人僕・養・守官府及視臣史事、若居隱除者、坐日六錢爲盜。(獄麗〔肆〕271、273)

③司寇・勞役刑の一つ。隸臣妾よりも待遇がゆるやかで、その身分は子に繼承されず、庶人の半分ではあるが田宅を受給することもできた。

有罪當耐、其濫不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。

(二年律令90)

公卒、士五(伍)、庶人各一頃、司寇、隱官各五十畝。(二年律令<sup>312</sup>)

公士・公卒及士五(伍)、司寇、隱官子、皆爲士五(伍)。(二年律令<sup>364、365</sup>)

④司寇冗作及當踐更者亡：「踐更」とは輪番交代で役務に就く者が上番すること。これと對になる「冗作」は、輪番ではなく、繼續して就役することである。下級官吏の他、刑徒にも輪番勤務の者とそうではない者がおり、たとえば隸妾には「冗隸妾」「更隸妾」の區別がある。司寇刑徒も同様で、この句は「司寇のうち、繼續勤務の者や上番中の者が逃亡したなら」の謂である。

諸冗作縣官及徒隸、大男、冬裏布袍表裏七丈、絡絮四斤、綺(袴)二丈、絮二斤。大女及使小男、冬袍五丈六尺、絮三斤、綺(袴)丈八尺、絮二斤。(二年律令<sup>418、420</sup>)

以祝十四章試祝學童、能誦七千言以上者、乃得爲祝五更。大(太)祝試祝、善祝・明祠事者、以爲冗祝、冗之。(二年律令<sup>479</sup>)

謁任史・卜、上計脩濫。謁任卜學童、令外學者、許之。□□學佻敢擅繇(徭)使史・卜・祝學童者、罰金四兩。史・卜年五十六、佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更。六十、爲十二更。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當院老者、爲十二更、踐更□□。疇尸・茜御・杜主樂皆五更、屬大祝。祝年盈六十者、十二更、踐更大祝。(二年律令<sup>484、486</sup>)

冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工(二)人、小隸臣妾可使者五人當工一人。工人程(秦律十八種<sup>109</sup>)

啓陵津船人高里士五（伍）啓封當踐十二月更、□〔廿九日〕□  
正月壬申、啓陵鄉守繞効。廿三年正月工申朔朔日、啓陵鄉守繞敢  
言之、上効一牒□（里耶秦簡⑥661）

⑤皆與盜同灋…竊盜罪に對する一般規定は、漢初では左に擧げたと  
おり。秦代においては罰金四兩ではなく賞二甲、罰金一兩では  
なく賞一盾となる。

盜賊（賊）直（值）過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百  
廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百  
一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。二年律  
令55～56）

【解説】

本條文は、役務を放棄して逃亡した隸臣妾と司寇について、逃亡  
日數分の勞働を金錢に換算し、その額に相當する財物を盗んだもの  
として處分することを規定する。その換算比率は一日あたり六錢で  
ある。

本條は「及諸當隸臣妾者亡…」とはじまるが、先行する簡が缺け  
ており、「諸當隸臣妾者——およそ隸臣妾に相當する者——」が  
具體的に何を指すのか、さらに「及」を介してそれが何と並列され  
ていたのか、はっきりしない。ひとまず想定されるのは、「隸臣妾  
（で冗作・踐更する者）、および諸々の隸臣妾と同様の扱いを受ける身  
分の者（たとえば「收人。二年律令45の「諸收人、皆人以爲隸臣妾」を參  
照）」という可能性である。後段に「司寇冗作及當踐更者」として現  
れる司寇と同じく、隸臣妾も。

冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工【二】人、…。（秦律十八

種109

とあるように「更」と「冗」に分かれて就勞していた。かかる就勞  
形態を持つ刑徒について、逃亡した場合には「逃亡期間中の上番日  
數×六錢」分の贓罪に問うと規定する條文であると考えれば、確か  
に辻褄は合う。後段の「當」は「當冗作」「當踐更」という具合  
に、「當十勞役の形態」という構造を持っており、「隸臣妾と同じよ  
うに服役するのに相當する者」という解釋は、この點でも文脈にか  
なう。

ただ嚴密にいえば、先行簡が存在しない以上、右に述べたのは推  
測に過ぎず、會讀では「諸當隸臣妾者」とは「隸臣妾に相當する罪  
を犯して手配中の者」ではないかという意見も出たが、とりあえず  
右の推測に則ってこの條文を解釋した。

隸臣妾の逃亡については、嶽麓簡中に次のような規定も見える。

十四年七月辛丑以來、諸居贖責（償）未備而去亡者、坐其未  
備錢數、與盜同灋。其隸臣妾毆（也）、有（又）以亡日賊（贓）  
數、與盜同灋。（嶽麓〔肆〕66～67）

隸臣妾及諸當作縣【道】官者・僕・庸、爲它作務、其錢財當入  
縣道官而逋未入去亡者、有（又）坐逋錢財賊（贓）、與盜同灋。

（嶽麓〔肆〕68～69）

「居贖責（償）」つまり贖罪・贖罪や負債の代償として勞役に  
つく者が、就勞すべき期間を満了しないうちに逃亡した場合、未拂い  
分を盗んだという扱いになる。さらに「居贖責」するのが隸臣妾  
であった場合は「亡日の贓數」が加えられ、「未拂い分十（逃亡日數  
×六錢）」を盗んだという扱いになったのであろう。

一方、城旦舂が逃亡した場合は、黥して再度城旦舂とされた。

城旦舂亡而得、黥、復爲城旦舂、不得、命之、自出毆（也）、

答百。其懷子者、大枸檟及杖之、勿笞。(獄麓〔肆〕47〔48〕)

隸臣妾や司寇には輪番で勤務する者がおり、逃亡日數と就勞すべき日數とが必ずしも一致しなかったのに對し、城旦舂は常時就勞するのを基本としていたため、處罰の原則が異なるのだろう。この原則は漢律にも繼承される。

城旦舂亡、黥、復城旦舂。鬼薪□白粲也、皆答百。(二年律令 164)

ただし隸臣妾の逃亡罪について、二年律令には次の規定が見える。

隸臣妾・收人亡、盈卒歲、毆(繫)城旦舂六歲。不盈卒歲、毆(繫)三歲。自出毆、答百。其去毆(繫)三歲亡、毆(繫)六歲。去毆(繫)六歲亡、完爲城旦舂。(二年律令 165)

ここでは、逃亡期間が一年未滿か以上かで量刑が異なるものの、いずれも「繫城旦舂」刑が適用されている。二年律令の時代までに隸臣妾の逃亡に關する規定が改訂された可能性がある一方で、獄麓簡の時期にも本條と二年律令 165 のような規定とが併存していた可能性も残り、判然としない。

なお唐律では、徭役のがれであれば笞、囚人の逃亡であれば流となつている。

諸丁夫・雜匠在役及工・樂・雜戶亡者、一日笞三十、十日加一等、罪止徒三年。主司不覺亡者、一人笞二十、五人加一等、罪止杖一百。故縱者、各與同罪。(『唐律疏議』捕亡 11)  
諸被囚禁、拒捍官司而走者、流二千里。傷人者、加役流。殺人者斬、從者絞。若私竊逃亡、以徒亡論。(事發未囚而亡者、亦同。)(『唐律疏議』捕亡 15)

《一九〇二》

不盈廿二錢者、賞一甲<sup>①</sup>。其自出毆(也)、減罪一等<sup>②</sup>。亡日錢數過六百六十而能以錢數贖告<sup>③</sup>。 19 (1036)

圖、圖金<sup>④</sup>兩<sup>⑤</sup>。其不審、如固<sup>⑥</sup>不審<sup>⑦</sup>。六百六十錢以下及不能審錢數而告<sup>⑧</sup>圖<sup>⑨</sup>、購 20 (1080)

金一兩<sup>⑩</sup>。其不審、完爲城旦舂到耐罪、賞二甲<sup>⑪</sup>、賞罪、賞一甲。 21 (2036)

【譯】

…二二錢未滿であれば、賞一甲。自ら出頭すれば、罪一等を減ずる。逃亡日數を錢に換算した額が六六〇錢を超過しており、その錢の額を知つていて捕らえたり告發したりすることができた場合は、金二兩を賞金として與える。それが事實でなければ、告不審律の規定通りとする。六六〇錢以下、および錢の額を正確には知らないが逃亡者を告發したならば、金一兩を賞金として與える。それが事實でなければ、完城旦舂から耐罪までは賞二甲、賞罪は賞一甲。

【注】

①不盈廿二錢者、賞一甲…「盈」は赤外線でも見えにくい、ひとまずこの釋讀に従う。

二百廿錢到百一十錢、耐爲隸臣妾□□(龍崗秦簡40)

賞二甲。不盈廿二錢到一錢、賞一盾、不盈一錢□□(龍崗秦簡41)

盜賊(賊)直(值)過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百

一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。(二年律令 55〔56〕)

②其自出毆、減罪一等：

諸亡自出、減之。毋名者、皆減其罪一等。(二年律令166)

③捕告「捕告」を、整理小組は「物告」と釋讀するが、改める。

取亡罪人為庸、不智(知)其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智(知)其請(情)而捕告、及詞(詔)告吏捕得之、皆除其罪、勿購賞。(二年律令172)

④亡日錢數過六百六十而能以錢數捕告者、購金二兩。「錢數」とは

錢の數量。六六〇錢を超える贓罪は黥城旦舂に相當し、黥城旦舂に相當する犯罪者を捕・告した場合の購賞は二兩であった(嶽麓〔肆〕82など)。二年律令でも黥城旦舂に相當する(注①所引55～56簡)が、黥城旦舂に相當する者を捕らえた場合の購賞は四兩とされる。

縣道官、勿敢擅用、三月壹上見金・錢數二千石官、二千石官上丞相、御史。(二年律令130)

☐罰有日及錢數者。(二年律令403)

害盜別微而盜、駕(加)臯(罪)之。●可(何)謂駕(加)臯

(罪)。●五人盜、臧(贓)一錢以上、斬左止、有(又)黥以為城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥剝(劓)以為城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥為城旦、不盈二百廿以下到一錢、遷(遷)之。求盜比此。(法律答問1～2)

夫、妻、子五人共盜、皆當刑城旦、今中(甲)盡捕告之、問甲當購(幾)可(何)。人購二兩。(法律答問136)

☐灋、耐臯以下遷(遷)之、其臣史毆(也)、輸縣鹽、能捕若詔告犯令者、刑城旦臯以下到遷(遷)臯一人、購金二兩。(嶽麓〔肆〕

82

☐亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者棄市罪一人、購金十兩。刑城旦舂罪、購金四兩。完城(二年律令137)

⑤其不審、如告不審律「告不審」とは、故意ではなく過失によって不正確な告發をすること。告發した罪に科される刑罰から一等を減じた刑とされる。

甲告乙盜牛若賊傷人、今乙不盜牛、不傷人、問甲可(何)論。端為、為誣人、不端、為告不審。(法律答問43)

劾人不審、為失、其輕罪也而故以重罪劾之、為不直。(二年律令112)

告不審及有罪先自告、各減其罪一等。(二年律令126～127)

⑥六百六十錢以下及不能審錢數而告以為亡、購金一兩。六六〇錢以下の場合、逃亡者の罪は完城旦舂一盾となる。注①所引龍

崗秦簡40・41及び二年律令55～56參照。

有能捕告贖遷(遷)臯一人、購金一兩。賣瓦土毆(擊)糞者、得販賣室中舍中、租如律令。(嶽麓〔肆〕126)

⑦其不審、完為城旦舂到耐罪、贖二甲。正確な錢額が不明であることを前提とした告發をも含めて、それが「不審であったなら」というからには、ここでの「其不審」とは錢額についての誤り

のみならず、間違った人間を告發した場合なども指すのである。この場合は罪一等を減じて科罰するのではなく、告發された逃亡者の罪の程度に應じて財産刑が科せられている。

【解説】

唐突に「二二錢に満たぬ者」から始まるので、先行する簡があると考えられる。後段が「亡日錢數」と續くことからして、二二錢云々も、逃亡日數を錢に換算し、それが二二錢未滿であつた場合の科罰を言っているのかもしれない。ただし、注①に引いた龍崗秦簡は秦代における竊盜罪の一般規定と考えられているものだが、ここでは二二錢未滿の竊盜に賞一盾が科せられており、本條文と異なる。單に逃亡日數を錢に換算し、その額を盗んだ場合に科せられる刑罰を示しているわけではない可能性もあり、詳細は不明である。

「亡日錢數」以下は、逃亡者を捕らえたり告發したりした者に與えられる賞金の額と、その告發が事實と相違した場合の科罰を規定する。賞金の額は、逃亡日數を錢に換算した額が六六〇錢を超えるかそれ以下か、その額を正確に知っていたか否かで異なり、①六六〇錢を超える錢額を正確に知つてのことであれば購金二兩、②それ以外は一兩となる。事實と異なつた場合の科罰も①と②で原則が異なる。①の場合、贓額が六六〇錢を超える盜罪は黥城旦舂であるから、告不審であつたならば一等減じて完城旦舂が告發者に科せられたはずである。②の場合は、告發された者に科せられるはずだつた刑罰が完城旦舂耐罪（すなわち贓額一一〇錢超し六六〇錢以下）か、それとも賞罪（贓額一一〇錢以下）かで科罰が異なり、前者なら賞二甲、後者は賞一甲となる。一覽にして示しておく。

換算額が六六〇錢超、ないしは告發者が錢額を明言	賞金 二兩	事實ではなかつた場合
換算額が六六〇錢以下、かつ告發者は錢額を明言せず	一兩	告不審律の通用（減罪一等） 六六〇錢し一一〇錢なら賞一甲 一一〇錢以下なら賞一甲

ただし右のように理解すると、錢額不詳のまま告發したところ、逃亡日數の換算額が六六〇錢を超えた（＝逃亡者は黥城旦舂）ものの、告發に事實誤認が有つた場合、告發者がいかに罰せられるのか、明記されていないことになる。あるいは「六百六十錢以下及不能審錢數而告以爲亡」は「六百六十錢以下而不能審錢數而告以爲亡」の誤記であり、告發者が錢額を明言できず、なおかつ捕らえられた者の逃亡日數が比較的短かつた場合、賞金は半額とされる一方で、告不審への科罰は軽くなることという規定であるとも考えられる。こちらを圖式化しておく。

換算額が六六〇錢超、かつ告發者が錢額を明言	賞金 二兩	事實ではなかつた場合
換算額が六六〇錢以下、ないしは錢額不詳で告發	一兩	告不審律の通用（＝完城旦舂） 六六〇錢し一一〇錢なら賞一甲 一一〇錢以下なら賞一甲

《二二》

「贓不盈廿二錢、賞一甲<sup>①</sup>。耐罪以下、令備前數（繫）日<sup>②</sup>。」

22 (1988)

【譯】

不正に得た財物の値が二二錢未滿であれば、賞一甲とする。耐罪以下であれば、以前の、繫城旦舂として働くべき日數を滿了させる。

【注】

①贓不盈廿二錢、賞一甲…  
不盈廿二錢者、賞一甲。其自出贓、減罪一等。（嶽麓〔肆〕19）

② 毆(繫) 日…繫城旦春として勞働に従事すべき日數のこと。

隸臣妾毆(繫) 城旦春、去亡、已奔、木論而自出、當治(笞) 五十、備毆(繫) 日。(法律答問13)

奴婢毆(繫) 城旦春而去亡者、毆(繫) 六歲者、黥其顙(顙) 頰、毆(繫) 八歲者、斬左趾(趾)、毆(繫) 十歲・十二歲者、城旦黥之、皆異其主、其老小不當刑者、毆(繫) 六歲者、毆(繫) 八歲、毆(繫) 八歲者、毆(繫) 十歲、毆(繫) 十歲者、毆(繫) 十二歲。皆毋備其前毆(繫) 日。(嶽麓〔肆〕 37~39)

【解説】

本簡の背面には劃線があるものの、前後の簡とはつながらない。内容からしても、この條文に前段があることはたしかである。「不盈廿二錢、賞一甲」という規定は、19~21簡と共通し、本條文も逃亡日數を金錢に換算した上で量刑する規定と關連するものと思われる。後段の「耐罪以下、令備前毆(繫) 日」については、注②に引用した37~39簡では「皆毋備其前毆(繫) 日」とあり、「繫城旦春」とされた者が逃亡し、捕らえられたとき、「前毆(繫) 日——以前に課せられた、繫城旦春として働くべき日數——」が帳消しになる場合と、本條のように帳消しにならない場合とが存在したことになる。前毆(繫) 日が帳消しとされる37~39簡は、繫城旦春の奴婢が逃亡した事例である。單なる奴婢の逃亡であれば、嶽麓〔肆〕98に、

奴婢亡而得、黥顙(顙) 頰、異其主。●其自出吏及自歸□□

とあるように、顔面を黥して主人に返すこととなっているが、繫城旦春の奴婢であれば、繫日(繫年?)に比例して黥さらには斬左趾などの肉刑が科された。ただし、老人や年少者など肉刑を科すこと

ができない繫城旦春の奴婢については、逃亡以前に科された繫日を御破算にした上で、それよりも長い繫日を改めて科したのである。

それに對して、本條は前提條件が不明ながらも、繫城旦春が「耐罪以下」の罪を犯した場合には、残りの繫日を満了させ、また同時に耐罪以下の處罰を科すことを規定していたと推察される。

ただし、二年律令90~92には「毆(繫) 日未備而復有耐罪、完爲城旦春」とあり、繫城旦春が耐罪を犯したら完城旦春に處されたことになり、本條と齟齬を來す。本條の前提となる箇所が不明である以上、二年律令との整合的な解釋を求めることは、現時点では困難と言わざるを得ない。

《二三》

貨<sup>①</sup>贖<sup>②</sup>未入去亡<sup>③</sup>、及不會<sup>④</sup>貨贖而得、如居貨贖去亡<sup>⑤</sup>之灋。

23 (1982)

【譯】

貨・贖を未だ納入せずに逃亡したり、および貨・贖に相當する罪があつて出頭命令を受けながら、期日までに出現せず捕らえられたならば、貨刑・贖刑の代償として勞役につく者が逃亡したときの法と同じくする。

【注】

① 貨…財産刑の一種。1~2簡注②参照。

② 贖…本來は何らかの刑罰を財物その他で贖う刑罰。1~2簡注③

参照。

③去亡…逃亡すること。15簡注①参照。

④不會…期日までに出現しない。15簡注②、40～43簡注①および

【解説】参照。

●膚吏乘馬篤、犛(犛)、及不會膚期、賞各一盾。馬勞課殿、賞廐畜夫一甲令、丞、佐、史各一盾。馬勞課殿、賞阜畜夫一盾。

(秦律雜抄29～30)

不會治(答)、未盈卒歲得、以將陽有(又)行治(答)。今士五(伍)甲不會、治(答)五十、未卒歲而得、治(答)當駕(加)不當。當。(法律答問163)

⑤居贖…居は居作、つまり勞役につくこと。居贖とは賞・贖の代償として勞役につくこと。

有臯(罪)以賞贖及有責(償)於公、以其令日問之、其弗能入及賞(償)、以令日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟(四)。公士以下居贖刑臯(罪)、死臯(罪)者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿枸櫨標林。鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖賞(償)於城旦、皆赤其衣、枸櫨標林、將司之、其或亡之、有臯(罪)。葆子以上居贖刑以上到贖死、居於官府、皆勿將司。(秦律十八種133～135)

冬十月辛丑、令郡國中郡官繫囚殊死以下出贖、各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌縣居作二歲。(『後漢書』順帝紀)

【解説】

賞刑・贖刑といった財産刑を科せられながら、財物を納めずに逃亡した者、および期限までに出頭しなかった者が捕らえられた場合の處罰規定。彼らには「居贖去亡の法」という法が適用された。以下の嶽麓簡に見える規定がそれに該當しよう。

十四年七月辛丑以來、諸居贖賞(償)未備而去亡者、坐其未

備錢數、與盜同濫。(嶽麓〔肆〕66)

この簡では、賞刑・贖刑の代償として勞役につくべき者が逃亡した場合、賞・贖の未納付分を錢に換算し、その金額を盗んだのと同罪とされている。

《二四〇二八》

者已刑<sup>①</sup>、令備賞責(償)<sup>②</sup>。■亡不仁邑里・官<sup>③</sup>、毋以智(知)何人

毆(也)、中縣道官<sup>④</sup>詣<sup>⑤</sup>咸陽、郡[縣]道<sup>⑥</sup>詣其郡都

縣<sup>⑦</sup>、皆毆(繫)城旦舂<sup>⑧</sup>、搏作<sup>⑨</sup>倉苦(苦)<sup>⑩</sup>、令舂<sup>⑪</sup>勿出、將司<sup>⑫</sup>之

如城旦舂。其小年未盈十四歲者搏

作、事<sup>⑬</sup>之如隸臣妾然。令人智(知)其所、爲人識<sup>⑭</sup>、而以律<sup>⑮</sup>論之。

其奴婢之母罪者<sup>⑯</sup>毆(也)、黥其雖(顏)

頰<sup>⑰</sup>、畀其主。咸陽及郡都縣恒以計時上<sup>⑱</sup>不仁邑里及官者數獄<sup>⑲</sup>屬

所<sup>⑳</sup>執濫<sup>㉑</sup>。縣道官別<sup>㉒</sup>之、

且令都史<sup>㉓</sup>時<sup>㉔</sup>覆治<sup>㉕</sup>之、以論失<sup>㉖</sup>者。覆治之而卽言請(情)者、以

自出律論之。

【譯】

…である者がすでに肉刑に處されている場合は、賞・債務を滿額

支拂わせる。■逃亡して本籍地や所屬官署を知ることができず、誰なのか分からなければ、關中の縣道の官は咸陽に送り、郡の縣道の官は郡の都縣に送り、いずれも繫城旦春とする。穀倉で集團勞働させ、脱穀に従事させて外に出してはならず、これを城旦春と同様に監督する。そのうち年少で十四歳未満の者は、集團勞働させ、これを隸臣妾と同様に使役する。人にその所屬を知られ、身元が特定されたなら、律によつてこれを裁く。奴婢で、他に罪がない者については、その眉間と頬に入れ墨し、その主人に引き渡す。咸陽及び郡の都縣は、常に上計の時に本籍地や所屬官署が不明な者の人數と案件記録を所轄の執法に上申する。縣道の官ごとにこれを分別し、かつ都吏に定期的に再調査させ、判決が當を失っていた者を裁く。身元不明者を再調査して、もし事實を言つたならば、自出律によつて裁く。

【注】

①已刑・已に肉刑に處された。

將司人而亡、能自捕及親所智（知）爲捕、除毋（無）辜（罪）、已刑者處隱官。●可（何）辜（罪）得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒（械）囚刑辜（罪）以上、亡、以故辜（罪）論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它辜（罪）比羣盜者皆如此。（法律答問125-126）

②備賞責・賞・債務を滿額支拂う。

十四年七月辛丑以來、諸居賞贖責（債）未備而去亡者、坐其未備錢數、與盜同灋。（嶽麓〔肆〕66）  
胡人入驅而能止其所驅者、以其半予之、縣官爲贖其民。〔張晏曰、

得漢人、官爲贖也。師古曰、此承上句之言、謂官爲備價贖之耳。張說非也。〕（漢書）龜錯傳

③亡不仁邑里・官・逃亡して本籍地や所屬官署が不明の者。「不仁」は睡虎地秦簡にも見え、「誠實ではない」とことと解釋されてきたが、本條が知られたことにより、誰なのか知る由のない者を

「不仁其主」「不仁邑里」ということが明らかになった。嶽麓〔參〕では「仁」が「認」と通假する可能性が指摘される。「認」字の用例は先秦・秦の文獻に見えないが、「釋名」が「仁」  
「忍」とするのは、その通假を支持しよう。

粟衣者、隸臣、府隸之母（無）妻者及城旦、冬人百一十錢、夏五十五錢、其小者冬七十七錢、夏卅四錢。春冬人五十五錢、夏卅四錢。其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能自衣者、如春衣。●亡不仁其主及官者、衣如隸臣妾。金布（秦律十八種94）

96

將上不仁邑里者而縱之、可（何）論。當毆（繫）作如其所縱、以須其得、有爵、作官府。（法律答問63）

不好。毋智補田、田仁（認）奸、其實未奸。辯（辭）丞招謁更治、招不許。它如气鞠書（嶽麓〔參〕191）

仁、忍也、好生惡殺、善含忍也。（釋名）釋言語

④中縣道官・關中の縣・道の官

郡守二千石官、縣道官言邊變事急者、及吏遷徙、新爲官、屬尉、佐以上毋乘馬者、皆得爲駕傳。縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩氣粟、及求財用委輸、郡關其守、中關內史。受（授）爵及除人關於尉。都官自尉、內史以下毋（勿）治獄、獄無輕重關於

正。郡關其守。(二年律令213~215)

不得買及馬老病不可用、自言郎中、郎中、案視、爲致告關中縣道官、賣更買。●制曰、可。(二年律令515)

梁王念太后、帝在中、而諸侯擾亂、壹言泣數行而下、跪送臣等六人將兵擊卻吳楚、吳楚以故兵不敢西、而卒破亡、梁之力也。「師古曰、中、關中也。一說謂京師爲中、猶言中國也。」(漢書 韓安國傳)

⑤詣・連行する。

將牧公馬牛、馬【牛】死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其入之其弗亟而令敗者、令以其未敗直(直)賞(償)之。其小隸臣疾死者、告其□□之、其非疾死者、以其診書告官論之。其大廐、中廐、官廐馬牛毆(也)、以其筋、革、角及其賈(價)錢效、其人詣其官。(秦律十八種16~20)

□捕 爰書、男子甲縛詣男子丙、辭口甲故士五(伍)、居某里、迺四月中盜牛、去亡以命。丙坐賊人□命。自晝甲見丙陰市庸中、而捕以來自出。甲毋(無)它坐。(封診式17~18)

⑥郡【縣】道・整理小組に従い、「縣」の字を補う。

⑦都縣・縣の治所が置かれた郷・亭が「都郷」「都亭」であるのと同じく、郡治のある縣であろう。構文上「咸陽」と對になる。於是相如往舍都亭。「師古曰、臨邛所治都之亭。」(漢書 司馬相如傳)

⑧繫城旦舂・期限を定めて城旦舂と同じ勞役に就けられる刑罰だが、

ここでは身元不明の逃亡者に對して、正刑が決定される前の、いわば暫定的な刑罰として「繫城旦舂」が適用されている。

隸臣妾、城旦舂之司寇、居贖責(償)毆(繫)城旦舂者、勿責衣食、其與城旦舂作者、衣食之如城旦舂。隸臣有妻、妻更及有外妻者、責衣。人奴妾毆(繫)城旦舂、賞(賈)衣食公、日未備而死者、出其衣食。司空(秦律十八種141~142)

隸臣妾毆(繫)城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治(笞)五十、備毆(繫)日。(法律答問132)

有罪當耐、其灑不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、毆(繫)城旦舂六歲。毆(繫)日未備而復有耐罪、完爲城旦舂。城旦舂有罪耐以上、黥之。其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆笞百。城旦刑盡而盜賊(贓)百一十錢以上、若賊傷人及殺人、而先自告也、皆棄市。(二年律令90~92)

⑨傳作・整理小組が注するとおり、集團になつてもに勞役に從事することであろう。次の睡虎地秦律では、城旦舂やそれと共に居作する者は二十人ごとに監督されることになつていた。こうした勞役形態と關連するものか。

毋令居贖責(償)將城旦舂。城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。居贖責(償)當與城旦舂作者、及城旦傅堅、城旦舂當將司者、廿人、城旦司寇一人將。司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。司空(秦律十八種145~146)

⑩倉苦・「苦」は「窖」に通じ、倉窖すなわち「穀倉」の意と解釋した。一方で「桔」とする意見も出た。

宣曲任氏、其先爲督道倉吏。秦之敗也、豪桀爭取金玉、任氏獨窖

倉粟。「師古曰、取倉粟而窖藏之也。窖音工孝反。」〔漢書〕貨殖傳

⑪春・作業名。穀物を脱穀する勞役。女性に科された勞役刑「春」とは異なる。

上造以上及内外公孫耳孫有罪當刑及當爲城旦春者、皆耐爲鬼薪白粲。〔應劭曰、城旦者、旦起行治城。春者、婦人不豫外徭、但春作米。皆四歲刑也。〕〔漢書〕惠帝紀

王戊稍淫暴、二十年、爲薄太后服私姦、削東海・薛郡、乃與吳通謀。二人諫、不聽、胥靡之、衣之赭衣、使杵臼雅春於市。〔晉灼曰、高肱舉杵、正身而春之。師古曰、爲木杵而手春、卽今所謂步臼者耳、非確臼也。〕〔漢書〕楚元王傳

⑫將司・監督する。注⑨も参照のこと。

有臯（罪）以賞贖及有責（債）於公、以其令日問之、其弗能入及賞（償）、以令日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟（四）。公士以下居贖刑臯（罪）、死臯（罪）者、居於城旦春、毋赤其衣、勿拘櫛櫛杖。鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖責（債）於城旦、皆赤其衣、拘櫛櫛杖、將司之、其或亡之、有臯（罪）。葆子以上居贖刑以上到贖死、居於官府、皆勿將司。〔秦律十八種133〕140

將司人而亡、能自捕及親所智（知）爲捕、除毋（無）臯（罪）、已刑者處隱官。●可臯（罪）得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒（械）囚刑臯（罪）以上、亡、以故臯（罪）論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它臯（罪）比羣盜者皆如此。〔法律答問125〕126

⑬事之如隸臣妾然・隸臣妾と同じように使役する。具體的な待遇・條件は確としないが、睡虎地秦簡（秦律十八種94～96）からは着衣に關する條件を含む可能性が推察できる。

高后五年、歛卒、諡爲肅侯。子亭代侯。二十一年、坐事國人過律、孝文後三年、奪侯、國除。〔索隱曰、案、劉氏云、事、役使也。謂使人違律數多也〕〔史記〕靳歙列傳  
奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及笄（笄）、事之如奴婢。〔二年律令162〕

⑭識・認識する、確定する。ここでは特に、實見して識別することを言うか。

爭牛 爰書、某里公士甲、士五（伍）乙詣牛一、黑牝曼騰（糜）有角、告曰此甲、乙牛毆（也）、而亡、各識、共詣來爭之。卽令令史某齒牛、牛六歲矣。〔封診式24〕  
處曰、守柝邑南門、已嘉平不識日、晦夜半時、毛牽黑牝牛來、卽復牽去。不智它。和曰、縱黑牝牛南門外、迺嘉平時視、今求弗得、以毛所盜牛獻和、和識曰、和牛也。〔秦獻書101〕103 案例⑰

⑮論・刑罰を確定させること。判決を下す。6簡注④参照。

廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監、所治、所行、所將、其與飲食計償費、勿論。〔師古曰、計其所費、而償其直、勿論罪也。〕〔漢書〕景帝紀  
天下女徒已論、歸家、顧山錢月三百。〔如淳曰、已論者、罪已定也。〕〔漢書〕平帝紀  
七年、坐事下獄司寇論。〔李賢注、司寇、刑名也。決罪曰論、言奏而論決之。〕〔後漢書〕魯恭傳

⑮母罪者…ここでは逃亡しただけで、特に罪を犯してはいない者のこと。  
 奴婢爲善而主欲免者、許之。奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及筭(算)、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。(二年律令162~163)

⑯顏頰…眉間と頰。「顏」は一説に額を指す。

顏、眉之間也。「各本作眉目之間。淺人妄增字耳。今正。」(「說文解字」九篇下)

天威不遠顏咫尺、小白餘敢貪天子之命無下拜。「正義曰、顏謂額也。」(「春秋左氏傳」僖公九年)

頰、權也。「權者、今之顛字。」(「說文解字」九篇上)

□…司寇。…司寇・白粲・奴婢以亡、黥爲城旦舂、黥奴婢頰(頰)頰、異其主。(獄籠(肆) 97)

奴婢亡而得、黥頰(頰)頰、異其主。●其自出吏及自歸□(獄籠(肆) 98)

人奴妾治(笞)子、子以胙死、黥顏頰、異其主。■相與鬪、交傷、皆論不毆(也)。交論。(法律答問74)

奴婢自訟不審、斬奴左止(趾)、黥婢頰(頰)頰、異其主(二年律令135)

⑰恒以計時上…常に會計報告の際に上申する。

縣上食者籍及它費大(大)倉、與計偕。都官以計時餽食者籍。倉(秦律十八種37)

縣道官之計、各關屬所二千石官。(二年律令214)

⑱徵吏民有明當時之務習先聖之術者、縣次續食、令與計偕。「師古曰、計者、上計簿使也、郡國每歲遣詣京師上之。偕者、俱也。令所徵之人與上計者俱來、而縣次給之食。」(「漢書」武帝紀)  
 秋冬遣無害吏案訊諸囚、平其罪法、論課殿最。歲盡遣吏上計。「劉昭注、盧植禮注曰、計斷九月、因秦以十月爲正故。」(「續漢書」百官志五)

⑲上數獄…整理小組は、「數」を名數(戸口情報)とするが、ここでは

は人數のことであろう。「獄」は「具獄」、すなわち案件に關連する文書一式を指すものと、ひとまず解釋した。その一方で、

「獄」を下文に續けて「獄の屬する所の執法」と讀む案も出たが、これは睡虎地秦簡の「上數廷」という言い回しとは合致するものの、二年律令の「上獄屬所二千石官」と矛盾するため、採らなかつた。

禾、芻粟積索(索)出日、上贏不備縣廷。出之未索(索)而已備者、言縣廷、廷令長吏雜封其廩、與出之、輒上數廷、其少、欲一縣之、可毆(也)。廩才(在)都邑、常□□□□□□□□者與雜出之。倉律(秦律十八種29~30)

稻後禾孰(熟)、計稻後年。已獲上數、別粲、穞(穞)粘(黏)稻。別粲、穞(穞)之襄(釐)、歲異積之、勿增積、以給客、到十月牒書數、上內【史】。倉律(秦律十八種35~36)

于公爭之、弗能得、乃抱其具獄。「師古曰、具獄者、獄案已成、其文備具也」、哭於府上、因辭疾去。(「漢書」于定國傳)

上其校獄、屬所執、執灋各以案臨計、乃相與校之、其計所同執灋者、各別上之其曹、曹主者(獄籠(肆) 34)

乞鞫者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其乞鞫、上獄屬

所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及郡各移旁近郡、御史、丞相所覆治移廷。(二年律令116、117)

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問(聞)二千石官、二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。(二年律令396、397)

②①屬所・所屬する。前注に挙げた二年律令も参照のこと。

●戍律曰、城塞陞鄣多陝(決)壞不脩、徒隸少不足治、以閒時歲一興大夫以下至弟子・復子無復不復、各旬以繕之。盡旬不足以索(索)繕之、言不足用積徒數屬所尉、毋敢令公士・公卒・士五(伍)爲它事、必與繕城塞。(嶽麓〔肆〕188、189)

②②執灋・地方に置かれた司法官。嶽麓簡からは御史一執法一縣といふ統屬關係が知られ、いくつかの縣を統括する司法官であったことが推測される。これに對し、中央には「中執法(のちの御史中丞)」が置かれた。

秦自四境之内、執法以下至於長軌者、故畢曰、與嫪氏乎。與呂氏乎。雖至於門閭之下、廊廟之上、猶之如是也。(「戰國策」魏策四秦攻魏急)

皆勿令回費日、以便。母病、黔首爲故不從令者、賞丞・令史・執灋・執灋丞・卒史各二甲。(嶽麓〔肆〕287)

●制詔丞相御史、兵事畢矣、諸當得購賞貴責(債)者、令縣皆亟予之。令到縣、縣各盡以見(現)錢、不禁者、勿令巨舉。令縣皆亟予之。●丞相御史請、令到縣、縣各盡以見(現)錢、不禁者亟予之、不足、各請其屬所執灋、執灋調均。不足、乃請御史、請以

禁錢貸之、以所貸多少爲償、久易(易)期、有錢弗予、過一金、賞二甲。(嶽麓〔肆〕308、312)

御史大夫昌下相國、相國鄼侯下諸侯王、御史中執法下郡守、其有意稱明德者、必身勸、爲之駕、遣詣相國府、署行、義、年。〔晉灼曰、中執法、中丞也。〕〔漢書〕高帝紀)

②③別・分類する。ここでは縣・道ごとに文書を分別しておくことを

言う。整理小組は「決獄」と解釋するが、文脈に適合せず、採らない。一方で、里耶秦簡では複数の對象に同一内容の文書を傳達することを「別」といい、これに従って解釋する案もでた。書到、白大扁書鄉亭市里高顯處、令亡人命者盡知之、上赦者人數太守府、別之如詔書。(懸泉置簡015③:016 粹一五一)

②④都吏・郡所屬の官。監察に關與することが多く、二年律令では覆獄を擔ったことが知られる。

二千石遣都吏循行、不稱者督之〔蘇林曰、取其都吏有德也。如淳曰、律說、都吏今督郵是也。〕閑惠曉事、卽爲文無害吏。師古曰、如說是也。〔漢書〕文帝紀)

罪人獄已決、自以罪不當欲乞鞠者、許之。乞鞠不審、駕(加)罪一等、其欲復乞鞠、當刑者、刑乃聽之。死罪不得自乞鞠、其父・母・兄・姊・弟・夫・妻・子欲爲乞鞠、許之。其不審、黥爲城旦舂。年未盈十歲爲乞鞠、勿聽。獄已決盈一歲、不得乞鞠。乞鞠者各辭在所縣道、縣道官令・長・丞謹聽、書其乞鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及郡各移旁近郡、御史、丞相所覆治移廷。(二年律令114、117)

千石官。二千石官令母害都吏復案、問(聞)二千石官、二千石官  
丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。(二年律令  
396) 397)

②4時「季節」など様々な意味を持つが、ここでは「定期的に」と  
譯した。

戌者城及補城、令姑(媼)堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將  
者、賞各一甲、縣司空佐主將者、賞一盾。令戌者勉補繕城、署勿  
令爲它事、已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、  
敢令爲它事、使者賞二甲。(秦律雜抄40) 42)

詔曰、朕聞古者諸侯建國千餘、各守其地、以時入貢、民不勞苦、  
上下驩欣、靡有違德。(漢書)文帝紀

②5覆治・改めて取り調べる。この場合は、注②3に引いた二年律令114  
117に見える、都吏による再審理を指す。

治燕王獄時、御史大夫桑弘羊子遷亡、過父故吏侯史吳。後遷捕得、  
伏法。會赦、侯史吳自出繫獄、廷尉王平與少府徐仁雜治反事、皆  
以爲桑遷坐父謀反而侯史吳臧之、非匿反者、乃匿爲隨者也。即以  
赦令除吳罪。後侍御史治實、以桑遷通經術、知父謀反而不諫爭、  
與反者身無異；侯史吳故三百石吏、首匿遷、不與庶人匿隨從者等、  
吳不得赦。奏請覆治、劾廷尉、少府縱反者。少府徐仁即丞相車千  
秋女壻也、故千秋數爲侯史吳言。(漢書)杜延年傳

哀帝即位、徵寶爲諫大夫、遷司隸。初、傅太后與中山孝王母馮太  
后俱事元帝、有卻、傅太后使有司考馮太后、令自殺、衆庶冤之。  
寶奏請覆治、傅太后大怒。(漢書)孫寶傳

②6失・判決が當を失する。

監御史康劾、以爲不當、錢不處、當更論、更論、及論失者言大。  
(獄籠(參) 14)

告、告之不審、鞠之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將奴婢而  
亡之、篡逐縱之、及諸律令中曰同濫、同罪、其所與同當刑復城旦  
春、及日黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦春、及刑畀主之罪也、皆如  
耐罪然。其縱之而令亡城旦春、鬼薪白粲也、縱者黥爲城旦春。  
(二年律令107) 109)

【解説】

本條文は、■を境目に二つの條文に分かれる。■以前の條文は大  
部分が失われ、いちおうの譯は示したものの、正確な解釋は難しい。

■以降の條文は、身元不明の逃亡者に對する處置を規定する。本  
籍(一般人の場合) や所屬官署(隸屬者の場合) が分からない逃亡者  
は、まず咸陽や郡治の置かれた縣に身柄が送られる。そのうえで繫  
城旦春として特に穀物の脱穀に使役されたが、成人か十四歳以下の  
年少者かで處遇が異なり、成人が城旦春と同様に監督されたのに對  
して、年少者は隸臣妾なみとされた。

何らかのきっかけで所屬が判明し、身元が確認されると、彼らの  
犯した罪を個別に論じて、律によつて罰せられることになる。ただ  
し逃亡奴婢の場合は、餘罪がなく、ただ逃亡してただけであった  
なら、入墨のうえ所有者に返された。これは、次の條文に見えると  
おり、逃亡中の奴婢を捕らえた場合の通常の措置である。

奴婢亡而得、黥顏(顏)頰、畀其主。●其自出吏及自歸□  
(獄籠(肆) 98)

暫定的に繫城旦春とされている身元不明者の數とその取調記録は、

縣からそれを統括する執法に對して、上計の際に報告された。記録は縣・道ごとに整理され、定期的な郡から都吏が派遣されて再調査が行われ、不當な處斷があれば罪に問われた。調査の際に身元不明者が事實を告げたなら、それは自ら出頭したものととして扱われ、逃亡罪の減刑が期待できた。

《一九》

□亡不仁邑里・【官】者、賞二甲<sup>①</sup>。

29 (2083)

【譯】

逃亡して本籍地や所屬官署を知ることができない：場合は、賞二甲。

【注】

①賞二甲…1〜2簡注②参照。

【解説】

本簡の冒頭の文字は、圖版を見る限り判然としない。整理小組は「匿」と解釋する。これに従うならば、身元不明者を隱匿した場合に科せられる處罰規定であることになる。その場合、身元不明者を隱匿する方が、「賞二甲以上から贖死に到るまでに相當する罪人を匿い、家の者が在宅していて年齢が十八歳以上である場合」(嶽麓〔肆〕1〜2)に科せられる賞二甲よりも罰金額が多いことになる。

《三〇三三》

……空及人<sup>①</sup>・僕<sup>②</sup>・養<sup>③</sup>者<sup>④</sup>、它官徒輸<sup>⑤</sup>官司空<sup>⑥</sup>・秦匠<sup>⑦</sup>・左司空<sup>⑧</sup>・右司空<sup>⑨</sup>者、皆作功<sup>⑩</sup>上、及母得從<sup>⑪</sup>親<sup>⑫</sup>它<sup>⑬</sup>縣<sup>⑭</sup>道<sup>⑮</sup>官<sup>⑯</sup>者<sup>⑰</sup>、黥爲城旦舂<sup>⑱</sup>。吏聽<sup>⑲</sup>者、與同罪<sup>⑳</sup>。

31 (1998)

【譯】

……【司？】空、及び人の御者・炊事係や、他官の刑徒で官司空・大匠・左司空・右司空に移送された者については、いずれも作業の成果を報告し、及び親族のいる他の縣道官に移ることはできない。親族のいる他の縣道官に移った者は、黥して城旦舂とする。吏で許可した者は、ともに同罪とする。

【注】

①人：整理小組は「入」と釋讀するが、次に擧げられるような例もあり、「人」と釋した。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均工律（秦律十八種113）  
毆（擊）城旦舂・居贖責（償）而敢爲人僕・養・守官府及視臣  
史事若居隱除者、坐日六錢爲（嶽麓〔肆〕272）

②僕・養…「僕」は御者、「養」は炊事係。

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養、十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人、十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛、都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠（予）車牛・僕、不盈七人者、三人以上鼠（予）養一人、小官毋（無）畜夫者、以此鼠（予）僕・車牛。狼生者、食其母（毋）日粟一斗、旬五日而

止之、別樹以段(假)之。金布律(秦律十八種72~75) 隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均(秦律十八種113) 司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆(也)。有上令除之、必復請之。司空(秦律十八種150)

③者・整理小組は「老」と釋讀するが、里耶秦簡に「吏僕養者」とあることに鑑みて、「者」と釋した。吏僕養者皆屬倉(里耶秦簡⑧100)

④輸・身柄を役務地に移送すること。

布、六人也。少時客相之、當黥而王。及其黥也、乃欣然而喜。輸徒驪山、遂亡走至江中。(前漢紀)

赦吳楚七國帑輸在官者。(漢書) 武帝紀 諸書當傳者勿漕、斷輦輸畧(遷)蜀巴者、令獨水道漕傳。(嶽麓(肆)317)

⑤官司空・官名。刑徒管理及び土木工事を管轄する。

長信詹事丞、家馬、長信祠祀、長信倉、大匠、官司空、長秋中謁者(二年律令46)

⑥秦匠・官名。大匠に同じ。

堯曰不可而試之工師、共工果淫辟。〔正義曰、工師、若今大匠卿也。〕(史記)五帝本紀

長信詹事丞、家馬、長信祠祀、長信倉、大匠、官司空、長秋中謁者(二年律令46)

將作少府、秦官、掌治宮室、有兩丞、左右中候。景帝中六年更名

將作大匠。屬官有石庫、東園主章、左右前後中校七令丞、又主章長丞。武帝太初元年更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年省中候及左右前後中校五丞。(漢書)百官公卿表上

⑦左司空・右司空・官名。ともに少府の屬官。10簡注②參照。

⑧作功・「功」とは作業およびその成果のこと。ここでは「作の功」と讀み、「作業の成果」と解釋した。その一方で「功を作せば

——特別な功績を挙げたら——」という解釋も出た。

戍者城及補城、令姑(嫗)堵一歲。…(中略)…縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事、使者貲二甲。(秦律雜抄40~42)

新工初工事、一歲半紅(功)、其後歲賦紅(功)與故等。(秦律十八種11)

⑨母得從親它縣道官・「從親」とは親族に付き従うこと。この場合は他の縣道に暮らす親族のもとに、一時的に身を寄せることである。なお、整理小組は、「母得從親它縣道官」と釋讀するが、「母得從親它縣道官、從親它縣道官」とするのがよい。

今乃立六國後、唯無復立者、游士各歸事其主、從親戚、反故舊、陛下誰與取天下乎。(漢書)張良傳

●郡及關外黔首有欲入見親、市中縣【道】、【毋】禁錮者毆(也)、許之。入之、十二月復、到其縣、母後田。田時、縣毋(嶽麓(肆)366)

⑩聽・許可する。

宣王自迎靜郭君於於郊、望之而泣。靜郭君至、因請相之。靜郭君辭、不得已而受。十日、謝病、彊辭、三日而聽。「高誘注、聽、許」〔呂氏春秋〕知七

●尉卒律曰、緣故徹縣及郡縣黔齒（首）、縣屬而有所之、必謁于尉、尉聽、可許者爲期日。（嶽麓〔肆〕132）

【解説】

内容からしても背面の劃線からしても、30簡と31簡が連続するとは間違いないが、前段を抜き、条文の意味が十分には理解できない。残存する部分が一連の条文であるとしたら、諸々の勞役刑徒のうち、官司空などの四官署で役務に就く者については、その勞働状況を報告するともに、親族に従って他の部署に移動させないよう命じたものか。部署の移動を「吏が聽す」可能性があったというかには、通常なら官吏の許可を得て親族の居る縣道に移ることが認められていたのだから、四官署で働く者はそれが禁じられていた。また刑徒の勞働状況を報告するのは當然のことであり、なぜわざわざ報告が命じられているのかも理解しにくい、が、「它官」に本籍を置きつつ四官署で働く者への待遇が特殊であったことに起因するものか。

一方、「みな作功もて上り、及び…」という連続が不自然であることから、四官署で働く者についての指示は「皆作功上」のみで、「及」以降は別規定だという意見も出た。

《三二》  
…道官<sup>①</sup>亦令毋得從親它縣道官。

32 (1982)

【譯】

…道官…もまた親族のいる他の縣道の官に移ることができない。

【注】

①道官…整理小組は32簡の前に缺簡を想定する。おそらく、「縣道官」と續くのであろう。

【解説】

前條と同じく「從親」に關連する規定だが、詳細は分からない。

《三三—三六》

寺車府<sup>①</sup>・少府<sup>②</sup>・中府<sup>③</sup>・中車府<sup>④</sup>・秦官<sup>⑤</sup>・御府<sup>⑥</sup>・特庫<sup>⑦</sup>・私官<sup>⑧</sup>・隸臣、免爲士五（色）<sup>⑨</sup>・隱官<sup>⑩</sup>、及隸妾 33 (1975)

以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡盈三月以上而得及自出、耐以爲隸 34 (0170)

臣妾。亡不盈三月以下而得及自出、笞五十、籍<sup>⑪</sup>亡不盈三月者日數。後復亡、耐<sup>⑫</sup> 35 (2035)

數盈三月以上得及自出、亦耐以爲隸臣妾、皆復付其官。 36 (2033)

【譯】

寺車府・少府・中府・中車府・太官・御府・特庫・私官の隸臣が、免じられて士伍・隱官となっている、および隸妾が技術の高さや服役期間の長さによって免じられて庶人となっている、ふたたびもとの官の所屬であった場合、その者が逃亡して三か月以上で捕らえられた、および自ら出頭したならば、耐隸臣妾とする。逃亡して三か

月未滿で捕らえられた、および自ら出頭したならば、笞五十とし、三か月に満たない分の逃亡日数を簿籍に記す。その後ふたたび逃亡し、疊積三か月以上となって捕えられた、および自ら出頭したならば、同様に耐隸臣妾とし、いずれもふたたびもとの官に引き渡す。

【注】

①寺車府…整理小組は「寺車府印」「寺車府」の秦封泥を挙げ、車・府藏を掌る官とし、また『漢書』百官公卿表の車府令（太僕所屬）に言及する。7～9簡注⑤参照。

②少府…九卿の一つ。帝室財政を掌る。10簡注①参照。

掌山澤陂池之稅、名曰禁錢、以給私養、自別爲藏。少者小也、故稱少府。〔史記〕秦始皇本紀集解引應劭注

□少府均輸四司空、得及自出者、吏治必謹訊、簿其所爲作務以（獄籠〔肆〕10）

●漢中守濼（讞）。公大夫昌荅（荅）奴相如、以辜死。先自告、相如故民、當免。作少府、昌與相如約、弗免已。獄治、不當爲昌錯告不孝、疑罪。●廷報、錯告、當治。（秦獻書49～50 案例⑥）

●御史大夫、廷尉、內史、典客、中尉、車騎尉、大（太）僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守、尉、衛（衛）將軍、衛（衛）尉、漢（二年律令44）

③中府…整理小組は廣州漢代衙署遺址出土の「中府丞印」が存在することを指摘する。秦代封泥にも「中府丞印」が見え、『秦封泥集』の注釋は「中府爲皇后・皇太后・太子・公子・諸侯王・王后金帛之藏府」として、漢代封泥「齊后中府」、漢印「中私

府長李封字君游」、太原出土「清河太后中府鐘」を挙げる（『秦封泥集』一・二・87）。  
魯王聞之、大慙、發中府錢、使相償之。〔師古注、中府、王之財物藏也。〕〔漢書〕季布欒布田叔傳

④中車府…秦代封泥に「車府」（半通印）、「中車府丞」が見える（『秦封泥集』一・二・19、20）。

書已封、在中車府令趙高「集解、伏儼曰、主乘輿路車」。行符璽事所、未授使者。（『史記』秦始皇本紀）

⑤太官…太官のこと。少府の屬官。膳食を掌る。10簡注①参照。秦代封泥には「大官丞印」「太官丞印」「太官庫印」が存在する（『秦封泥集』一・二・37、39）。「秦」と「大（太）」の通假については里耶秦簡に「秦守府」の例が頻見する。一方、二年律令では461簡に「大官」が見える。

大官私官竝供其第「服虔曰、私官、皇后之官也」。兩宮使者冠蓋不絕、賞賜以千萬數。（『漢書』張延壽傳）  
太官主膳食。（『漢書』百官公卿表上師古注）

大（太）卜、大（太）史、大（太）祝、宦者、中謁者、大（太）官、寺工、右工室、都水、武庫、御府、御府鹽（監、和（私）府鹽（監）、詔事、長信掌衣、長安市、雲夢、（二年律令44）

⑥御府…少府の屬官。帝室の衣服を掌る。前注所引二年律令、ならびに10簡注①参照。

先帝無恙時、臣入則賜食、出則乘輿。御府之衣、臣得賜之。中殿之寶馬、臣得賜之。（『史記』李斯列傳）

御府主天子衣服也。〔漢書〕百官公卿表上師古注)

⑦特庫…『秦封泥集』(一・五・4)は、特庫について次の三説を擧げる。①特は雄の家畜。②怒特祠のための庫(『史記』秦本紀

〔文公〕二十七年、伐南山大梓、豐大特(『集解』徐廣曰、今武都故道有怒特祠、圖大牛、上生樹本、有牛從木中出、後見於豐水之中)。

③特廟(宗廟以外に特設された廟のこと)の庫(『春秋公羊傳』隱公五年・何休注「不就惠公廟者、妾母卑、故雖爲夫人、猶特廟而祭之」)。

あるいは「特」が雄牛であるとすれば、廩犧や掌畜といった牛の管理に關わる中央官の庫であつた可能性もあろう。また「特」には狩獵の獲物という意もあり、ここに少府屬官が列擧されていることとあわせて、禁苑で獲られた獸を管理する庫であつたとも考えられる。

左内史更名左馮翊、屬官有廩犧令丞尉〔師古曰、廩主藏穀、犧主養牲、皆所以供祭祀也〕。……主爵中尉、秦官、掌列侯。……屬官有掌畜令丞。〔如淳曰、尹翁歸傳曰、豪強有論罪、輸掌畜官、使斫莖。東方朔曰、益爲右扶風、畜牧之所在也。〕〔漢書〕百官公卿表上) 不狩不獵、胡瞻爾庭有縣特兮。〔毛傳、獸三歲曰特。〕〔詩〕魏風・伐檀)

⑧私官…皇后之官。二年律令462、463には「長信私官」も見える。

大官私官竝供其第〔服虔曰、私官、皇后之官也〕、兩宮使者冠蓋不絕、賞賜以千萬數。〔漢書〕張延壽傳)

太官尚食、用黃金鉞器。中官・私官尚食、用白銀鉞器、如祠廟器云。〔漢舊儀〕卷上。)

長信詹事丞、家馬、長信祠祀、長信倉、大匠官司空、長秋中謁者、長信尚浴、長信謁者、祠祀、大(太)宰、居室、西織、東織(織)、長信私官、內者、長信永巷、永巷、詹事丞、詹事將行、長秋謁者令、右廄(廄)、靈州、樂府、寺車府、內官、園陰、東園主章、上林騎(二年律令462、463)

⑨士伍…無爵者の呼稱。7、9簡注③参照。

⑩隱官…肉刑を受けた者が赦免されたときの身分。7、9簡注⑫參照

⑪籍…簿籍に記すこと。

使相告之曰、非禮也、勿籍。〔杜注、籍、書也。〕〔春秋左氏傳〕成公二年) 乃部戶曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜學長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧扞持刀兵者、悉籍記之。〔師古曰、……籍記、爲名籍以記之。〕〔漢書〕酷吏傳 尹賞 畧(遷)、賞二甲。不盈卒歲、賞一盾、皆母籍亡日。〔嶽麓(肆) 88)

尉卒律曰、爲計、鄉畜夫及典・老月辟其鄉里之入穀(穀)・徒除及死亡者、謁于尉、尉月牒部之、到十月乃比其牒、里相就毆(也)以會計。黔〔首〕之闕亡者卒歲而不歸、結其計、籍書其初亡之年月于結、善臧(藏)以戒其得。〔嶽麓(肆) 140、141〕 吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆(擊)城旦春。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆(也)、笞五十、給逋事。皆籍亡日。輒數盈卒歲而得、亦耐之。(二年律令157)

亡自出 郷某爰書、男子甲自詣、辭曰、十五(伍)、居某里、以迺二月不識日去亡、母(無)它坐、今來自出。●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中通築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、母(無)它坐、莫覆問。以甲獻典乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。(封診式96~98)

覆 敢告某縣主。男子某辭曰、十五(伍)、居某縣某里、去亡。可定名事里、所坐論云可(何)、可(何)罪赦【或(又)】覆問母有、幾籍亡、亡及通事各幾可(何)日、遣識者當騰騰、皆爲報、敢告主。(封診式13~14)

⑫ 輶・加算する、累積する。

虜學炊(吹) 梲(柸) 邑・壞德・杜陽・陰密・沂陽及在左樂・樂府者、及左樂・樂府謳隸臣妾、免爲學子・炊(吹)人、已免而亡、得及自出、盈三月以爲隸臣妾、不盈三月、笞五十、籍亡日。後復亡、輶盈三月、亦復以爲隸臣妾、皆復炊(吹)謳。(獄薦(肆) 84~86)

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆(繫)城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆(也)、笞五十、給通事。皆籍亡日。輶數盈卒歲而得、亦耐之。(二年律令157)

【解説】

諸官府に屬する隸臣妾で、赦免を経た後も元の官府で勞働していた者が逃亡した場合の規定。33~36簡は、背面の劃線がつながっており、内容からも一つの條文を構成するものと考えられる。

逃亡期間が三ヶ月以上になれば、彼らは再び耐隸臣妾とされ、三ヶ月未滿であれば笞五十とされた。後者の場合、逃亡期間は帳簿

に記録され、その後も逃亡を重ねて逃亡日數が累積で——「輶數」——三ヶ月以上になれば、やはり耐隸臣妾とされた。「輶」の語義はこれまで判然としなかったが、本簡および84~86簡が得られたことによつて、數の總計、累積という意味であることは確實になった。この用例は傳世文獻に未見であり、差しあたつて法律條文に特有の語彙と言へる。

特定官府の隸臣妾が逃亡した場合の規定という點では、7~9簡、84~86簡と共通する。7~9簡では、處罰を「寺車府に比う」と言つており、この33~36簡が参照されるべき規定であつたことがわかる。このことは、本簡の冒頭「寺車府」が條文本來の書き出しであること(先行の簡が脱落したわけではないこと)をも意味する。

《三七~三九》

奴婢毆(繫)城旦舂而去亡者、毆(繫)六歲者、黥其頤(頤)頰、毆(繫)八歲者、斬左止(趾)、毆(繫)十歲・十二歲 37 (2129) 者、城旦黥之。皆畀其主。其老小不當刑者、毆(繫)六歲者、毆(繫)八歲者、者、毆(繫)十歲者、者、毆(繫)十二歲。皆 38 (2091) 毋備其前毆(繫)日。 39 (2071)

【譯】

奴婢で繫城旦舂とされながら逃亡した者は、繫六歲であつた場合は眉間と頰に入れ墨し、繫八歲であつた場合は斬左趾とし、繫十歲・十二歲であつた場合は城旦と同様の入れ墨をし、いずれもその主人に引き渡す。老人・年少で肉刑が適用されない者は、繫六歲で

あつた場合は繫八歳とし、繫八歳であつた場合は繫十歳とし、繫十歳であつた場合は繫十二歳とする。いずれも以前の、繫城旦春として働くべき日数は破棄する。

【注】

① 奴婢繫城旦春・睡虎地秦簡には「人奴妾繫城旦春」という表現が見える。また「繫」ではなく、「人奴妾居贖賞責於城旦」に対する規定も含まれる。ここでは「人」字が付かないが、繫城旦春とされている私有奴隸についての規定である。私有奴隸であつても繫城旦春とされる場合があつた。

人奴妾毆（繫）城旦春、責（賃）衣食公、日未備而死者、出其衣食。司空（秦律十八種四〇）  
鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖賞責（債）于城旦、皆赤其衣、枸檟標杖、將司之、其或亡之、有罪。（秦律十八種134、135）

② 繫六歳者…繫の期間としては、二年律令に「繫城旦春六歳」「繫三歳」が、嶽麓簡〔參〕「爲獄等狀四種」案例⑩に「繫城旦十三歳」が見える。八歳と十歳はこの簡が初出である。

隸臣妾、收人亡、盈卒歳、毆（繫）城旦春六歳、不盈卒歳、毆（繫）三歳。自出毆（也）、笞百。其去毆（繫）三歳亡、毆（繫）六歳、去毆（繫）六歳亡、完爲城旦春。（二年律令66）

鞠獄故縱・不直、及診・報、辟故弗窮審者、死罪、斬左止（趾）爲城旦、它各以其罪論之。其當毆（繫）城旦春、作官府償日者、罰歲金八兩、不盈歲者、罰金四兩。□□□□兩、購・沒入・負債、各以其直（債）數負之。其受賂者、駕（加）其罪二等。所予臧（贓）罪重、以重者論之、亦駕（加）二等。其非故也、而失不審、

各以其贖論之。爵戍四歳及毆（繫）城旦春六歳以上罪、罰金四兩贖死・贖城旦春鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓黥・戍不盈四歳・毆（繫）不盈六歳、及罰金一斤以上罪、罰金二兩。毆（繫）不盈三歳・贖耐・贖畧（遷）、及不盈一斤以下罪、購・沒入・負債・償日作縣官罪、罰金一兩。（二年律令93、98）

● 覆之。市仁（認）與田和奸、隸臣毋智捕校上。田不服、而毋（無）以解市・毋智言。其气（乞）鞠不審。田毆（繫）子縣。當毆（繫）城旦十二歳、逕己已放（赦）。其放（赦）除田、復爲隸臣。騰（？）詣（？）重泉・夏陽。（嶽麓〔參〕206、207）

③ 斬左趾…二年律令からは、黥・劓・斬左趾・斬右趾・腐という肉刑の序列が確認できるが、一方で秦律には斬右趾が見えない。嶽麓簡には、斬左趾を受けた城旦が再び逃亡した場合、さらなる斬は加えないという規定が他にもあり、兩足の切斷が回避される傾向が見て取れる。

有罪當黥、故黥者劓之、故劓者斬左止（趾）、斬左止（趾）者斬右止（趾）、斬右止（趾）者府（腐）之。女子當磔若要（腰）斬者棄市、當斬爲城旦者黥爲春、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。（二年律令88、89）

秦既城旦不將司從馬、亡而得者、斬其左止（趾）、復爲城旦。後復亡、勿斬、如它城旦然。（嶽麓〔肆〕49）

④ 城旦黥之、皆畀其主…「城旦黥」は黥城旦春と同じ入れ墨を加えること。ただし具體的な入墨の方法は不明。本簡の規定では繫六歳（の奴婢が逃亡した場合。以下同じ）↓黥顔頰、繫八歳↓斬左止、繫十歳・繫十二歳↓城旦黥となり、城旦黥は斬左趾より重

い刑罰として位置づけられている。また獄籠(肆)100簡からも、城旦黥が黥顔類より重いことが確認される。

奴婢亡而得、黥顔(顔)類、昇其主。●其自出吏及自歸□(獄籠(肆)98)

□主、不自出而得、黥顔(顔)類、昇其主。之亡徼中蠻夷而未盈(獄籠(肆)99)

道徼中蠻夷來誘者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歲以上耐爲隸臣妾、奴婢黥顔(顔)類、昇其主。(獄籠(肆)102)

人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買(賣)、把錢偕邦亡、出徼、得、論各可(何)毆(也)。當城旦黥之、各昇土。(法律答問5)

人奴擅殺子、城旦黥之、昇主。(法律答問73)

奴婢從誘、其得徼中、黥顔(顔)類、其得故徼外、城旦黥之、皆昇主。(獄籠(肆)100)

⑤其老小不當刑者・老小に肉刑が適用されないことは次の二年律令

83簡を参照。これによると「老」は七十歳以上、「小」は十七歳未満。一方で傳世文獻には「十歳未満」の説が見える。

公士・公士妻及□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當刑者、皆完之。(二年律令83)

民年七十以上若不滿十歲有罪當刑者、皆完之。(漢書・惠帝紀)

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、毆(繫)城旦舂六歲。毆(繫)日未備而復

有耐罪、完爲城旦舂。城旦舂有耐罪以上、黥之。其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆笞百。城旦刑盡而盜賊(贓)百一十錢以上、若賊傷人及殺人、而先自告也、皆棄市。(二年律令90-92)

人奴婢有刑城旦舂以下至遷(遷)・耐罪、黥顔(顔)類、昇其主、其有贖罪以下及老小不當刑・刑盡者、皆笞百。刑盡而賊傷人及殺人、先自告也、棄市。(二年律令122)

⑥皆毋備其前繫日・「備(前)繫日」とは、「繫城旦舂」として役務に服していた者が逃亡した場合、捕らえた後に殘餘の刑期を満了させること。従って、この場合は逃亡以前における殘餘の刑期は帳消しにされることになる。

臧不盈廿二錢、貨一甲、耐罪以下、令備前毆(繫)日。(獄籠(肆)22)

隸臣妾毆(繫)城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治(笞)五十、備毆(繫)日。(法律答問132)

其繫得之城旦六歲、備前十二歲毆(繫)日。(獄籠(參)187-188)

【解説】

37-39簡は背面の劃線がつながっており、一つの條文を構成するものと判断される。

本條文は繫城旦舂とされていた奴婢が逃亡した場合の規定。逃亡して「捕らえられたら」という條件は明記されていないが、當然それが前提なのであろう。彼らには、もとの繫の期間に應じて肉刑が新たに科された。この肉刑が科されることをもって、殘餘の繫の期間は取り消しとなり、主人のもとへ返還される。一方、老人や年少者は肉刑の適用外となるため、新たに長い刑期の「繫城旦舂」とされ、逃亡以前の刑期の殘餘はそれには追加されなかった。

注④に引いた獄籠簡は、いずれも奴婢が逃亡した場合の處罰規定を述べ、黥が科されること、もとの主人に引き渡されることなど、

本簡と共通する點もある。

《四〇～四三》

不會<sup>②</sup>毆（繫）城旦舂者、以亡律論（論）之。 40 (2044)  
 不會收<sup>②</sup>及隸臣妾之耐<sup>③</sup>、皆以亡律論之。 41 (2048)  
 不會司寇之耐<sup>③</sup>者、以其【獄鞫<sup>④</sup>已】論。其審當此【耐而不會、耐  
 爲鬼薪】。 42 (2101)  
 不會答及除<sup>⑤</sup>、未盈卒歲而得、以將陽<sup>⑥</sup>辟（瘠）<sup>⑦</sup>、卒歲而得、以闌<sup>⑧</sup>  
 瘠、有（又）行其答。 43 (1989)

【譯】

繫城旦舂に相當する罪の嫌疑があつて出頭命令を受けながら、期日までに  
 出頭しない場合、亡律によつてこれを裁く。

收、および耐隸臣妾に相當する罪の嫌疑があつて出頭命令を受けながら、期日  
 までに  
 出頭しない場合、いづれも亡律によつてこれを裁く。

耐司寇に相當する罪の嫌疑があつて出頭命令を受けながら、期日までに  
 出頭しない場合、その裁判は罪狀が確定し終えたものとして裁く。確かにこの耐に  
 相當しながら出頭しなかつたのであれば、耐鬼薪とする。

答に相當する罪の嫌疑がありながら、および除任されるに際して期日までに  
 出頭せず、一年未滿で捕らえられたならば、將陽のかどで處罰し、さらにもとの  
 答を執行する。

【注】

① 不會・召喚などを受けて期日までに出頭しないこと。ここでは「不會」に刑罰名等が後續するが、それらは出頭命令においてあらかじめ某刑相當の罪を犯したとの嫌疑を持たれているものと解した。同様の用例は睡虎地秦簡にも見えていたが、従来は「不會、治」と讀點を入れて讀んでいた。嶽麓簡の「不會十刑罰」という例からすれば、これも續けて讀むべきである。

② 有罪去亡、弗會、已獄及已劾未論而自出者、爲會、鞫、罪不得減。

（嶽麓〔肆〕15）

不會治（答）、未盈卒歲得、以將陽有（又）行治（答）。今士五

（伍）甲不會治（答）五十、未卒歲而得、治（答）當駕（加）不當。

當。（法律答問163）

有罪當完城旦舂・鬼薪（薪）白粲以上而亡、以其罪命之。耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦舂・鬼薪（薪）白粲以上不得者、亦以其罪論命之。（二年律令122～124）

③ 收・身柄や財産などを官に沒收されること。3～5簡注②参照。

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、毆（繫）城旦舂六歲。（二年律令90）

④ 隸臣妾之耐・司寇之耐・ここではいづれも耐爲隸臣妾、耐爲司寇という刑罰名と同義と解したが、「○○之耐」は類例をみない。

隸臣妾・司寇刑徒で耐刑に處される者と解釋する別案も出たが、本來行動を制限されているはずの刑徒が「出頭しない（不會）」

という状況は考え難い。

主匿亡收・隸臣妾、耐爲隸臣妾、其室人存而年十八歲者、各與其  
疑同濃、其奴婢弗坐、典・田典・伍不告、賞一盾。(嶽麓〔肆〕3  
~4)

道微中蠻夷來誘者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歲以上、耐  
爲隸臣妾、奴婢黥頤(顏)類、異其主。(嶽麓〔肆〕102)

●具律曰、諸使有傳者、其有發徵・辟問具毆(也)及它縣官事、  
當以書而母□欲(?)□□者、治所吏聽行者、皆耐爲司寇。(嶽麓  
〔肆〕228~229)

④獄鞠・「鞠」とは罪狀を最終的に確定すること。15簡注④参照。

士五(伍)甲盜、以得時直(值) 賊(賊) 直(直) 百一  
十、吏弗直(值)、獄鞠乃直(值) 賊(賊) 直(直) 過六  
百六十、黥甲爲城旦、問甲及吏可(何) 論。甲當耐爲隸臣、吏爲  
失刑辜(罪)。甲有辜(罪)、吏智(知) 而端重若輕之、論可(何)  
毆(也)。爲不直。(法律答問35~36)

證不言請(情)、以出入罪人者、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所  
出入罪反罪之。獄未鞠而更言請(情) 者、除。吏謹先以辨告證。  
(二年律令110)

⑤除・整理小組は、刑徒を任命して勞役に就かせることかと推測し、

秦律十八種150「司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆(也)。  
有上令除之、必復請之」を例示する。確かに「除」は何らかの  
任務を負わせる、任命するの意と解されるが、その対象を刑徒  
に限る必要はなく、吏民を含めて言うものであろう。

除、佐必當壯以上、母除士五(伍) 新傅。苑畜夫不存、縣爲置守、

如廐律。內史雜(秦律十八種190)

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。  
除士五(伍) 成里句・成、成爲典、句爲郵人、謁令尉以從事。敢  
言之。(里耶秦簡⑧157)

⑥將陽・逃亡罪のうち、逃亡日数が一年未滿のもの。「翱翔」「逍

遙」に通じ、「ふらりふらりとさまよう」ことが原義。漢代の  
史料には見られない。

夏伯之樂、舞謾或、其歌聲比中謠、名曰初慮。義伯之樂、舞將陽、  
其歌聲比大謠、名曰朱于。〔注、將陽、言象物之秀實動搖也。〕  
(尚書大傳)

託沈陰以擴久兮、惜蕃華之未央、念窮極之不還兮、惟幼眇之相羊。  
〔師古曰、惟、思也。幼眇猶窈窕也。相羊、翱翔也。〕(漢書) 外

戚傳上 孝武李夫人  
闕亡盈十二月而得、耐。不盈十二月爲將陽、繫城旦舂。(嶽麓  
〔肆〕91)

不會治(答)、未盈卒歲得、以將陽、有(又) 行治(答)。今士五  
(伍) 甲不會治(答) 五十、未卒歲而得、治(答) 當駕(加) 不當。  
當。(法律答問163)

廿五年五月戊戌以來、匿亡人及將陽者、其室主匿贖死罪以下、皆  
與同罪。(嶽麓〔肆〕45)

奴媼爲主私屬而將陽闕亡者、以將陽闕亡律論之、復爲主私屬。  
(嶽麓〔肆〕77)

繇(徭) 律曰。發繇(徭)、自不更以下繇(徭) 戌、自一日以上盡  
券書、及署于牒、將陽倍(背) 事者亦署之、不從令及繇(徭) 不

當券書、券書之、賞鄉畜夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。

（嶽麓〔肆〕 253～254）

亡自出 鄉某爰書、男子甲自詣、辭曰、士五（伍）、居某里、以迺二月不識日去亡、母（無）它坐、今來自出。●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、母（無）它坐、莫覆問。以甲獻典乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。（封診式 96～98）

其士五（伍）武曰、將陽亡而不盜傷人。（奏讞書 212 案例 22）  
廿五年遷陵貳春鄉積戶二萬一千三百□  
母將陽闌亡乏戶□（里耶秦簡 1716）

⑦ 廡：整理小組は「廡、讀爲辟」とするが具體的な解釋を示さない。ここでは「辟」を「某罪で」處罰する」の意味で解した。

先王之命、唯罪所在、各致其辟。「杜注、辟、誅也。」（春秋左氏傳）襄公三十五年）

⑧ 闌：「闌」とは「みだりに、不法に」の意だが、ここでは「將陽」に對して「闌亡」、すなわち不法に逃亡することである。

愚民安知市買長安中物而文吏繩以爲闌出財物于邊關乎。「集解、應劭曰、闌、妄也。…贖曰、無符傳出入爲闌。」（史記）汲黯列傳闌亡盈十二月而得、耐。不盈十二月爲將陽、毆（繫）城旦春。（嶽麓〔肆〕 91）

■告人曰邦亡、未出徼闌亡、告不審、論可（何）毆（也）。爲告黥城旦不審。（法律答問 48）

男女去、闌亡、將陽、來入之中縣・道、無少長、舍人室、室主舍者、智（知）其請（情）、以律審（遷）之。典・伍不告、貲典一甲、伍一盾。（嶽麓〔肆〕 54）

免奴爲主私屬而將陽闌亡者、以將陽闌亡律論之、復爲主私屬。

（嶽麓〔肆〕 77）

一、御史言、越塞闌關、論未有令。●請闌出入塞之津關、黥爲城旦春、越塞、斬左止（趾）爲城旦、吏卒主者弗得、贖耐、（二年律令 488）

廿三、丞相上備塞都尉書、請爲夾谿河置關、諸漕上下河中者、皆發傳、及令河北縣爲亭、與夾谿關相直。●闌出入・越之、及吏卒主者、皆比越塞闌關令。●丞相・御史以聞、制曰可。（二年律令 524）

【解説】

「不會」に關する條文が列擧される。これら一連の簡は背面の劃線が繋がっており、一箇所にまとめて編綴されていたと考えられる。これらに加え、23簡もまた「不會」であった場合の處置を規定する。賞贖未入去亡、及不會賞贖而得、如居賞贖去亡之灋。（嶽麓〔肆〕 23）

一連の條文が意味するところは、注釋のなかで断片的に述べてきたが、いささか不透明な部分も残る。改めて研究會での結論、及び解釋が難しい點についてまとめて説明しておきたい。まずは「不會」の意味について。

「會」とは期日に間に合うことであり、邊境出土簡中の命令文書には「某月某日に會せよ——期日は某月某日——」として頻見する。従つて「不會」とはその期日に遅れることであり、特に後ろに刑罰名がくる場合は、その刑罰に相當する罪を犯したとの嫌疑があり、取調をうけるべく期日までに官署に出頭するよう命じられながら、それに従わなかったことを意味する。次の二年律令が示すとおり、

り、被疑者の身柄が出頭命令により確保されるのは、比較的輕微な犯罪の場合であり、より重い犯罪であれば被疑者への科罰は本人不在のまま確定（「命」）された。

有罪當完城旦春・鬼新（新）白築以上而亡、以其罪命之。耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦春・鬼新（新）白築以上不得者、亦以其罪論命之。（二年律令122～124）

一連の條文で「不會」の目的語となっている刑罰が、いずれも耐隸臣妾以下であることは、右に擧げた二年律令の規定とも符合する。獄籠簡によると、被疑者の居所（「存する所の縣官」）には「徵書」という文書が送られ、出頭を命ぜられることになっていた。

【●】具律曰、有獄論、徵書到其人存所縣官、吏已告而弗會、及吏留弗告・告弗遣、二日到五日、賞名一盾。過五日到十日、賞一甲。過十日到廿日、賞二甲。後有盈十日、輒駕（加）賞一甲。（獄籠〔肆〕230～231）

ここに見える「吏已告而弗會」は、被疑者が吏から徵書が届いたことを告げられたにもかかわらず出頭しなかった場合をいう。「逮書」として史料に見える文書も、こうした出頭命令の一種と考えられ、それに従って出頭するのを「會逮」という。

…事下廷尉・河南。河南治、逮淮南太子。王・王后計欲毋遣太子、遂發兵。計未定、猶與十餘日。會有詔即訊太子。淮南相怒壽春丞留太子逮不遣「如淳曰、丞順王意、不遣太子應逮書」、効不敬。…〔漢書〕淮南衛山濟北王傳

選。戌卒饒得安成里王福字子文。敬以深書捕得福、盜械。（居延漢簡58・17+193・19）

移魏郡元城逯書曰、命髡鉗笞二百。〔EPTA: 470〕  
（文帝）即位十三年、齊太倉令淳于公有罪當刑、詔獄逮繫長安。

淳于公無男、有五女、當行會逮、罵其女曰…。〔漢書〕刑法志念のために申し添えれば、「不會十刑罰」を「刑罰執行の日に出現しない」と解することはできない。「會」の後に罪狀確定（「鞠」）、ついで量刑（「論」）という手順を示す42簡と矛盾するためである。42簡の圖版では「獄鞠已」部分がほとんど讀めず、これを根據に論じるにはやや不安があるが、15簡も同様に會の後で鞠・論するという順序を示している。

有罪去亡、弗會、已獄及已効未論而自出者、爲會。鞠、罪不得減。（獄籠〔肆〕15）

それならば、「不會」のあとの刑罰名は、「鞠」・「論」が行われる以前において「豫測」されたものと解するほかない。すなわち被疑者が出頭を命ぜられた段階では、某刑相當の罪ありとの嫌疑がかけられていたにすぎない。この嫌疑を確定させるのが、その後の「鞠」と「論」である、と言い換えることもできる。以上により、「不會十刑罰」を、「某刑相當の疑いがあるのに出頭しない」と解釋した。

次に「不會」であった場合の處置について。嫌疑をかけられた犯罪によって、その處置は四つに分かれる。

- ①耐隸臣妾・繫城旦春の場合…「亡律を以て論ず」（40、41簡）
  - ②耐司寇の場合…「其の獄 鞠し已るを以て論ず」（42簡）
  - ③笞刑の場合…一年未滿で捕らえられたら「將陽」、一年以上なら「闕亡」。それに加えて笞も科す。（43簡）
  - ④財産刑の場合…「居貨贖去亡の法の如くす」（23簡）
- ③の事例から、一連の條文で問題とされているのは、出頭命令に従わなかった場合、それを一種の逃亡罪と見なし、亡律によって刑を科すのか、それとも嫌疑をかけられた罪科（以下「眞罪」）（二年律

令<sup>168</sup>）のみについて裁かれるのか、という点であったことが推察できる。③については逃亡罪と眞罪（この場合は笞刑相當）の両者が科罰の対象となった。一方、①の場合には「亡律で裁く」ことになった。これは逃亡罪に問うことを明言するものであるが、とはいえず、それにより眞罪が不問にされたとは考えにくい。「（眞罪はもちろん）逃亡罪でも裁く」との謂であろう。これに對し、②の「鞠し終わつたものとして裁く」とは、被疑者不在のまま眞罪を犯したものと確定し、身柄を拘束されたならその刑を科すものの、逃亡罪には問わないことを謂うのであろう。

注④に述べたとおり「鞠」は罪狀を最終的に確定させる、重要な手續きであり、「鞠」に至る前に被疑者が出頭し、自證すること、量刑が變わる可能性もあった。

證不言請（情）、以出入罪人者、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪之。獄未鞠而更言請（情）者、除。吏謹先以辨告證。（二年律令<sup>110</sup>）

また15簡に規定されるとおり、「鞠」が終わってから出頭しても減刑は期待できなかった。「鞠し終わったものとして裁く」が「眞罪の確定」を意味していると解する所以である。

ただし②の處置には續きがあり、「確かにこの耐に相當しながら出頭しなかつたのであれば、耐鬼神とする」とされている。「鞠し終わったものとして裁く」といいながら、実際には被疑者が確保された後に取調を行い、その罪を犯したことが確かめられた（「鞠するに」。審。）ならば、刑を加重することになっていたようである。

以上が一應の解釋であるが、研究會の席上では異なる意見も出された。また右に示した理解のうち、②のケースに關わるものは、あくまで整理小組の釋讀に従ったうえでの解釋である。「鞠已」以

下は殘缺が激しく、この釋讀は整理小組が意を以て補つたものであるが、その根據は確としない。あくまで暫定的な解釋であることを最後に付言しておく。

《四四》

廿年後九月戊戌<sup>①</sup>以來、其前死及去乃後逕<sup>②</sup>者、盡論之如律<sup>③</sup>。卿<sup>④</sup>、其家畜夫<sup>⑤</sup>是坐之。

44 (2089)

【譯】

二十一年閏九月十五日以降、以前に死亡した後で、および立ち去つた後で召喚命令があつた場合、すべて律の規定通りにこれを裁く。卿については、その家畜夫が罪に問われる。

【注】

①廿年後九月戊戌・秦王政二十年（前三二七）九月十五日。

②逕・「逮」と同じ。獄事に關連して容疑者や證人を逮捕したり召喚したりすること。召喚命令を記した文書、召喚狀や逮捕狀を「逕書」といい、そこには出頭の期限なども記されていたと考えられる。40～43簡【解說】も参照のこと。

項梁嘗有櫟陽逮、乃請斬獄掾曹咎書抵櫟陽獄掾司馬欣、以故事得已。「集解、應劭曰、項梁曾坐事傳繫櫟陽獄、從斬獄掾曹咎取書與司馬欣。抵、歸、已、止也。韋昭曰、抵、至也。謂梁嘗被櫟陽縣逮捕、梁乃請斬獄掾曹咎書至櫟陽獄掾司馬欣、事故得止息也。」（「史記」項羽本紀）

漢使者視憲王喪、稅自言憲王病時、王后、太子不侍、及薨、六日出舍、太子勃私姦、飲酒、博戲、擊筑、與女子載馳、環城過市、入獄視囚。天子遣大行審驗問、逮諸證者、王又匿之。〔漢書〕景十三王傳 常山憲王舜

或遷。廿六年三月甲午、遷陵司空得、尉乘□□卒真簿。

廿七年八月甲戌朔壬辰、酉陽具獄獄史督敢□□啓治所獄留須。敢言之。●封遷陵丞。□□(正)

八月癸巳、遷陵守丞陞告司空主。聽書從事□□起行司空□□

八月癸巳、水下四刻、走賢以來。／行半□□(背)(里耶秦簡⑧133) 遷。戍卒麟得安成里王福字子文、敬以還書捕得福、盜械。(居延漢簡58·17+193·19)

③盡論之如律：「如」と「律」の間に一文字分ほどの空白がある。

歐揚は、この空白には本来「亡」字があったが、この條文を亡律に組み入れる過程で削ったとする。本條【解説】に示した研究ノートを参照。

④卿：二年律令では、左庶長より大庶長に至るまでの爵をもつ者を指す。一方、睡虎地秦簡や里耶秦簡には身分や爵位を示す

「卿」がみえない。嶽麓簡においてもここにしか現れないが、「自泰庶長以下」という區分の存在は確認でき、また琅邪臺刻石文の後の臣下の連名に、爵位としての「卿」がみえる。

疾死置後者、徹侯後子爲徹侯、其母適(嫡)子、以孺子□□子。關内侯後子爲關内侯、卿侯(後)子爲公乘、【五大夫】後子爲公

大夫、公乘後子爲官大夫、公大夫後子爲大夫、官大夫後子爲不更大夫後子爲簪褭、不更後子爲上造、簪褭後子爲公士、其母適(嫡)子、以下妻子、偏妻子。(二年律令367~368)

爵。一級曰公士、二上造、三簪褭、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關内侯、二十徹侯。皆秦制、以賞功勞。〔漢書〕百官公卿表上

●金布律曰、出戶賦者、自泰庶長以下、十月戶出芻一石十五斤、五月戶出十六錢、其欲出布者、許之。十月戶賦、以十二月朔日入之、五月戶賦、以六月望入之、歲輸秦守。十月戶賦不入芻而入錢者、入十六錢。(嶽麓〔肆〕118~120)

列侯武城侯王離、列侯通武侯王賁、倫侯建成侯趙亥、倫侯昌武侯成、倫侯武信侯馮毋擇、丞相隗狀、丞相王綰、卿李斯、卿王戊、五大夫趙嬰、五大夫楊樛從。(史記 秦始皇本紀)

⑤家嗇夫：漢代の太子や公主の家令、列侯の家丞に類する家政の擔當者か。

黥妾。爰書。某里公士甲縛詣大女子丙、告曰、某里五大夫乙家、史(封診式42~45) 以家史、從高祖起山東。(史記) 惠景間侯者年表・壯武侯宋昌 元鼎三年、坐縛家史恐獨受賂、棄市。(漢書) 王子侯表上・葛魁節侯寬

【解説】 本條文は、前提となる内容が省略されているため、このままでは

獨立した條文として意味をなさない。この問題に關する本研究班の理解については、研究班ホームページの研究ノート(宮宅潔「嶽麓書院藏簡「亡律」の「廿年後九月戌戌以來」條をめぐって」<http://www.shindai-zinbun.kyoto-u.ac.jp/archive.html>)を参照のこと。結論のみを紹介するなら、この簡は紀煇・張馳の配列復原案に従って60〜64簡の後に置かれるべきであり、60〜64簡に記された、逃亡者を匿った者への科罰規定を補足して、逃亡者本人が死亡したりいなくなったりした後で、その者が逃亡者である事實が發覺して召喚命令がきた場合でも、匿った者は律の規定通りに裁かれること、および卿の私門にそうした犯罪者ないし逃亡者がいた場合には、管理擔當者である家畜夫を罪に問ひ、卿自身は罪に問わないこと、を定めていると考えられる。

「家畜夫」についていえば、廣西省貴縣羅泊灣二號漢墓より「家畜夫印」封泥が出土している(廣西壯族自治區博物館『廣西貴縣羅泊灣漢墓』文物出版社、一九八八年)。この墓の年代は南越王國期、すなわち漢の文帝前半期に比定される。「夫人」玉印も出土しており、漢代、列侯の妻は「夫人」と稱されたことから、墓主は王國が當地に派遣した王侯クラスの高級官吏の配偶者と推測される。従って「家畜夫」は、漢代の家令や家丞の制度からして、「墓主の家事を擔當した家官」と考えられる。

『商君書』境內篇によると、五大夫以上の爵位には「稅邑」や「賜邑」がともなつた。

能攻城圍邑、斬首八千已上則盈論。野戰、斬首二千則盈論。吏自操及校以上大將、盡賞行間之吏也、故爵公士也、就爲上造。故爵上造、就爲簪裹。故爵簪裹、就爲不更。故爵不更、就爲大夫。故爵大夫、(中略)就爲官大夫。故爵官大夫、就爲公大夫。故爵公大夫、就爲公乘。故爵公乘、就爲五大夫、則稅邑三百家。故爵五大夫、皆有賜邑三百家、有賜稅三百家。有稅六百家、就爲客卿。大將御參、皆賜爵三級。故爵客卿、就正卿、就爲左庶長。故爵左庶長、就爲右庶長。故爲右庶長、就爲左更。故爵左更、就爲右更。故爵右更、就爲少良造。故爵少良造、就爲大良造。(『商君書』境內篇 守屋美都雄氏「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」『中國古代の家族と國家』東洋史研究會、一九六八年)所載「境內篇注解」の校訂による)

秦代の「卿」相當の有爵者は食邑を有していた可能性があり、こうした「卿」の土地やそこに屬す人々の管理などを擔當したのが、本條文の「家畜夫」ではないか。

なお、睡虎地秦簡や典籍史料には「家吏」という身分がみえる。この「家吏」とは、列侯の家丞などを含む、家政擔當者の總稱である。公主や列侯の家丞は秩石を定められた官職だが(二年律令42・尹灣漢墓出土木牘YMG02反)、それ以外の「家吏」も職名として公的に通用していたとみられる。

《四五〜四六》

廿五年五月戌戌<sup>①</sup>以來、匿亡人及將陽<sup>②</sup>者、其匿<sup>③</sup>、主匿<sup>④</sup>、贖死罪以下<sup>⑤</sup>、皆與同罪。亡人罪輕于<sup>⑥</sup>。  
 □有(又)以亡律論之。  
 45 (2088)  
 46 (2054)

【譯】

二十五年五月十二日以降、逃亡者や將陽する者を匿ったならば、その家の者で贖死罪以下の罪人を主匿した者は、いずれもともに同

罪とする。逃亡者の罪が…より軽い…。  
…さらに亡律によってこれを裁く。

【注】

①廿五年五月戊戌…秦王政二十五年（前二二三）五月十二日。

②將陽…40～43簡注⑥參照。

③其室主…圖版では「室」はほとんどみえず、次の「主」字も三つの点しかみえない。この二字の間に、二字のいずれにも屬さない点のようなものがみえ、これは區切りの「」の痕跡である可能性がある。その場合は「逃亡人及將陽者其室、主匿贖死罪以下、皆與同罪」と句讀できる。

この句讀に従うなら、本條文は「逃亡人及將陽者其室（逃亡者の隱匿）」も「主匿贖死罪以下（財産刑を犯した罪人を隱匿した責任者）」も、いずれも「與同罪」であると規定するものと解釋できる。だが「主匿贖死罪以下」はともかく、「逃亡人及將陽者其室」の場合、主匿した者も、それ以外の室の構成員も、いずれも同罪であったとは考えにくい。

この句讀に従ったもう一つの解釋は、區切りの前段は隱匿罪であることを總體的に述べた部分、後段はその内容を仔細に指定した部分だとみるものである。別案として示しておく。

別案…「逃亡者及び將陽する者をその室に隱匿し、それが贖死罪以下を主匿したのならば、いずれもともに同罪とする」

④主匿…3～5簡注①參照。

⑤贖死罪以下…1簡をふまえば、その逃亡者が贖死し贖二甲の罪を犯していたことを言うのであろう。

罪人當贖二甲以上到贖死、室人存而年十八歲以上者、贖各一甲。其奴婢弗坐。典・田典（獄麓（肆）一）

⑥罪輕于…

把其段（假）以亡、得及自出、當爲盜不當。自出、以亡論。其得坐臧（贓）爲盜、盜臯（罪）輕于亡、以亡論。（法律答問131）

【解説】

冒頭に年月日を置く本條は、44簡と同じく、従来の規定に對する變更あるいは追加とみられる。44簡の解説で示した紀・張の配列復原案だと、60～64・44・45簡と繋がることになっており、本條文も犯罪者や逃亡者を匿した人間の處罰に關する原則規定に對して、それに變更を加えるもの、ないしは追加するものとして、變更・追加の日付を残したまま収録されたことになる。60～64簡は犯罪者等であるとは知らずに留め置いた場合のみを想定しているので、知っていて匿った（匿）場合はどのように處罰するのか、秦王政25年に定められた追加規定が本條文である、とみなすのが一案である。

注⑤に述べたとおり、財産刑相當の犯罪者を隱匿した場合の、室人への科罰規定が1簡に記されている。さらに城旦春から耐罪相當の者の隱匿は3～4簡・16簡がその科罰規定となる。60～64簡【解説】の一覽參照。

なお紀・張案では45簡と46簡は繋がらないとされている。確かに

背面に劃線は見えず、兩者が接續する確證はない。

《四七～四八》

城旦舂亡而得、黥、復爲城旦舂<sup>①</sup>。不得、命<sup>②</sup>之。自出毆(也)、笞百。其懷子<sup>③</sup>者

大柶櫝及杖之<sup>④</sup>、勿笞。 47 (2009) 48 (1983)

【譯】

城旦舂が逃亡して捕らえられたならば、黥してふたたび城旦舂とする。捕らえられなくても、その刑名を確定する。自ら出頭すれば、笞百。妊娠している場合は刑具をゆるやかに嵌め、笞うたない。

【注】

①城旦舂亡而得黥復爲城旦舂・ほぼ同様の規定が二年律令にもみえる。

城旦舂亡、黥、復城旦舂。鬼薪<sup>□</sup>白<sup>○</sup>也、皆笞百。(二年律令164)

②命・刑名を確定すること。13～14簡注⑤参照。

有罪當完城旦舂・鬼薪白<sup>○</sup>以上而亡、以其罪命之。耐隸臣妾罪以下、論令出會之。(二年律令122～123)

③懷子・妊娠している。

出子。爰書。某里士五(伍)妻甲告曰、甲懷子六月矣、(封診式84)

●傳律曰、隸臣以庶人爲妻、若羣司寇・隸臣妻懷子、其夫免若冗以免・已拜免、子乃產、皆如其已免吏(事)之子。女子懷夫子而

有辜、耐隸妾以上、獄已斷而產子、子爲隸臣妾、其獄未斷而產子、子各如其夫吏(事)子。收人懷夫子以收、已贖爲庶人、後產子、子爲庶人。(嶽麓〔肆〕160～162)

④大柶櫝及杖之・整理小組は睡虎地秦簡・司空律を引き、「柶櫝」と「杖」をいづれも刑具(かせ)とする。「大」は刑具の装着方法を指すと考えられるが、よくわからない。『漢書』刑法志には、收監に際して刑具を施さない人々が列擧されており、その中に妊娠中の女性も含まれる。

公士以下居贖刑辜(罪)、死辜(罪)者、居于城旦舂、毋赤其衣、勿柶櫝杖。鬼薪白<sup>○</sup>、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖賞責(債)于城旦、皆赤其衣、柶櫝杖、將司之、其或亡之、有辜(罪)。(秦律十八種133～140)

●司空律曰、城旦舂衣赤衣、冒赤氈、柶櫝杖之。(嶽麓〔肆〕167) 其著令、年八十以上、八歲以下、及孕者未乳、師、朱儒當鞫繫者、頌繫之。(『漢書』刑法志)

【解説】

本條は、城旦舂が逃亡した場合、捕らえられたならば黥を加えたうえで引き續き城旦舂とされ、自ら出頭したならば黥の代わりに笞百とされることを規定している。50簡から知られるとおり、刑徒が逃亡した場合、逃亡者本人が捕らえられていなくても「獄」が進行し、刑罰が確定された。「不得、命之」とはそのことをいうのであろう。

出頭した者のうち、妊娠中の舂は笞も免除されるが、刑具は嵌められる。注に述べたとおり、「大」の意味がはっきりしないが、『漢

書」刑法志に記されているような妊婦への特別待遇であれば、拘束部分が大きく、緩い刑具を用いるということではあるまいか。  
注①で示したとおり、二年律令には本條文と同じ規定が見える。また奴婢が逃亡した場合の規定でも、自ら出頭した場合は笞百とされた。

□類罪主。其自出毆（也）、若自歸主、主親所智（知）、皆笞百。（二年律令159）

《四九》

秦廩①城旦不將司②從馬③、亡而得者、斬其左止（趾）、復爲城旦。後復亡、勿斬④、如它城旦然。 49 (109)

【譯】

大廩の城旦が監督されずに馬を放牧していて、逃亡して捕らえられた場合、その左足を斬り、ふたたび城旦とする。その後ふたたび逃亡しても、足を斬らないのは、他の城旦に準ずる。

【注】

①秦廩…官署名。「大廩」「太廩」に同じ。整理小組は『漢書』百官公卿表、睡虎地秦簡・廩苑律、及び封泥をあげる。皇帝直屬の廩舎の一つである。

太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。屬官有大廩・未央・家馬三令、各五丞一尉。又車府・路軫・騎馬・駿馬四令丞。又龍馬・閑駒・橐泉・駒駘・承華五監長丞。又邊郡六牧師苑令、各三丞。又牧囊・昆駘令丞皆屬焉。（『漢書』百官公卿表上）

將牧公馬牛・馬【牛】死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其入之其弗亟而令敗者、令以其未敗直（僮）賞（償）之。其小隸臣疾死者、告其□□之、其非疾死者、以其診書告官論之。其大廩・中廩・宮廩馬牛毆（也）、以其筋・革・角及其買錢效、其人詣其官。其乘服公馬牛亡馬者而死縣、縣診而雜買（賣）其肉、卽入其筋・革・角、及索（索）入其買錢。錢少律者、令其人備之而告官、官告馬牛縣出之。（秦律十八種16～19）

②將司…監督する。24～28簡注⑩参照。ここでは「不將司」を「將司せられず」と読み、監督されていない城旦が逃げて捕まった場合、と考えた。城旦春には、二十人ごとに一人の割合で「將司」する者が置かれたが、馬を放牧する任務に就く場合には監視が難しく、特別に監視役が置かれなかったのだろう。

居賞贖責（償）當與城旦春作者、及城旦傳堅・城旦春當將司者、廿人、城旦司寇一人將。司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。司空（秦律十八種145～146）  
城旦春當將司者、廿人、城旦司寇一人將、毋令居賞贖責（償）將城旦春。城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。（嶽麓〔肆〕273～274）

③從馬…馬の牧養、放牧。整理小組は「從」を「縱」に同じとし、張家山漢簡「奏獻書」案例⑰を参照して「牧馬」の意味とする。  
「縱馬」は馬の放牧を指す。

南門外有縱牛、其一黑牝、類擾易捕也。（奏獻書104 案例⑰）  
營周居于雒邑而後去。縱馬於華山之陽、放生於桃林之虛。偃干戈、振兵釋旅、示天下不復用也。（『史記』周本紀）

④勿斬・先に「斬其左趾」とあるので、「右趾」は斬らない、ということであろう。これまでのところ、秦律には「斬右趾」はみえない。37～39簡注③参照。この箇所は「斬るなきこと、它の城旦の如く然り」と訓讀して解釋したが、一方で別案として、「斬るなく、〜」と訓讀し、「足は斬らず、他の城旦への處罰に準ずる」との解釋も出た。

【解説】

本條は、大廩に所屬して馬の放牧に従事する城旦の逃亡に關する特別規定である。47～48簡にみえるように、一般に城旦春が逃亡して捕らえられたら黥となるが、大廩所屬の城旦は斬左趾という、より重い處罰を受けた。注②に述べたとおり、監視役が置かれず、逃亡が容易であったため、逃亡罪への刑罰が特に重くされたのであろう。ただし、再度逃亡しても、残る右足が切られることはなかった。一方で、研究會の席上ではまったく違つて解釋も出た。「不將司從馬」を「從馬を將司せず」と讀み、放牧に従事する他の城旦を監督する役割をもった城旦が逃亡した場合、と考える案である。だが「將司」の役割を負った城旦春は「城旦春司寇」と呼ばれ、一般の城旦春とは區別された（50簡注①参照）。本條の城旦が「城旦司寇」と書かれていないことからすれば、他の城旦を「將司」する立場にあったとは考えにくい。

《五〇》

城旦春司寇<sup>①</sup>亡而得、黥爲城旦春。不得、命之。其獄未鞫<sup>②</sup>而自出毆（也）、治（笞）五十、復爲司寇<sup>③</sup>。

50 (1976)

【譯】

城旦春司寇が逃亡して捕らえられたならば、黥城旦春とする。捕らえられなくても、その刑名を確定する。その裁判でまだ取調により罪狀が確定する前に自ら出頭すれば、笞五十として、ふたたび司寇とする。

【注釋】

①城旦春司寇・「城旦春司寇」とは、城旦春のうち、他の城旦春を監視（司寇）する職務に就けられた者である。ここでの「司寇」は刑徒身分としての「司寇」（17～18簡注③）とは異なる。特別な役職にあることで他の城旦春とははっきりと區別され、里耶秦簡の作徒簿（⑧225など）においても、「城旦」と「城旦司寇」は別に數えられている。「城旦春司寇」が一般の城旦春とは異なる、一つの身分となっていたといえる。

母令居贖責（償）將城旦春、城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。居贖責（償）當與城旦春作者、及城旦傳堅・城旦春當將司者、廿人、城旦司寇一人將。司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。司空（秦律十八種145～146）

隸臣妾・城旦・城旦春司寇・鬼薪・白粲及毆（繫）城旦春老・庖（癘）病、毋（無）頼不能作者、遣就食蜀守。□（獄麓（肆）358）

②其獄未鞫・「其獄」とはこの場合、逃亡した城旦春司寇への刑罰を決定する裁判手續きを指す。逃亡の罪狀が最終的に確定する（「鞫」）より前に自首したならば、減刑された。

③復爲司寇・整理小組は、「司寇」を上「城旦春司寇」の略とす

る。注①に述べたように「司寇」を役職の名稱とみるならば、自ら出頭した城旦春司寇が、笞刑を受けたうえでその役職に復すること、つまり「城旦春」ではなく「城旦春司寇」となることをいうのであろう。

【解説】

先の47〜48簡が一般の城旦春の逃亡への科罰規定であるのに對し、本條は城旦春司寇の逃亡を扱う。自ら出頭した場合の刑罰が前者は笞百、後者は笞五十となっており、城旦春と城旦春司寇が異なる待遇を受けていたことがわかる。城旦春司寇であっても、逃亡して捕らえられた場合は黥刑とされ、一般の城旦春と同じ待遇となったが、自ら出頭した場合は元の城旦春司寇の地位を維持することができた。

本條文には「自出」のタイミングについても細かい言及がある。減刑適用の境目となるのは「鞠」、すなわち最終的な罪状の確定段階である。それよりも前に出頭したならば減刑されるが、それが既に完了していたなら、罪状に相當する刑罰を確定する（すなわち「命」する）手續きが後に残るだけで、もはや減刑は期待できない。15簡の【解説】も参照されたい。

《五一〜五二》

佐弋之罪<sup>①</sup>、命而得、以其罪<sup>②</sup>之。自出毆（也）、黥爲城旦春。它罪、命而得、黥爲城旦春。其有辟<sup>③</sup>罪<sup>④</sup>之<sup>⑤</sup>。自出毆（也）、完爲城旦春<sup>⑥</sup>。

51 (2081)  
52 (2039)

【譯】

…佐弋の罪…、刑名が確定してから捕らえられたならば、その罪によって處罰する。自ら出頭すれば、黥城旦春とする。その他の罪は、刑名が確定してから捕らえられたならば、黥城旦春とする。罪を回避しようとした場合、回避しようとした罪によって處罰する。自ら出頭したならば、完城旦春とする。

【注】

①佐弋之罪…佐弋は官名。7〜9簡注①參照。ただし「弋」と釋讀されている字は、7簡のそれと字形が異なる。また整理小組は、この「罪」は犯罪人を指すとするが、「○之罪」は通常、罪の内容や種類を示す場合が多い。本條の冒頭も「佐弋所屬の罪人」ではなく、何らかの具體的な罪を指している可能性がある。その場合、あとの「它罪」は、「佐弋之罪」以外の罪一般であることになる。

論盜牛之罪、問如講。（秦獻書120 案例⑩）

及日黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦春、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。（二年律令108）

…今法有誹謗妖言之罪、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也。（史記 孝文本紀）

②其有辟罪、辟罪之…原釋文は「其有大辟罪罪之」につくる。しかし「大辟（＝死罪）」という刑名が出土秦漢律には他にみえないこと、「大」と釋讀された字が次の「辟」とかなり近接している、誤って加筆された字である可能性が疑われること、また「辟」の下にも重文符號がみえることから、釋讀を改めた。「辟

「罪」は睡虎地秦簡に用例があり、「避罪——罪を回避しようとする——」と同じである。この用例では、伍人が連坐を回避しようとして不正確な告發を行った(「告不審」)場合、告不審の罪ではなく回避しようとした罪、この場合は「賊殺人」罪への連坐で裁かれることになっている。

伍人相告、且以辟辜(罪)、不審、以所辟辜(罪)辜(罪)之。有(又)曰、不能定辜(罪)人、而告它人、爲告不審。今甲曰伍人乙賊殺人、即執乙、問不殺人、甲言不審、當以告不審論、且以所辟以所辟論當毆(也)。(法律答問96、97)

③完爲城旦舂・「完」とは、刑罰執行に際して身體毀損や桎梏を伴わないこと。二年律令には、いささか内容が判然としないが、自ら出頭したなら死罪は黥城旦舂に、それ以外は完城旦舂にするという條文が見える。

□□□□□、以其罪論之。完城旦舂罪、黥之。鬼薪白粲罪、黥以爲城旦舂。其自出者、死罪、黥爲城旦舂、它罪、完爲城旦舂。(二年律令100)

【解説】

本條は「佐弋之罪」と「它罪」のそれぞれについて、刑名が確定した後に捕らえられた場合と、自ら出頭した場合との刑罰を規定する構成になっている。だが「佐弋之罪」が何を指しているのか判然とせず、條文の意味するところは不明とせざるを得ない。

整理小組は「佐弋所屬の犯罪者」と注をつけているが、如何なる罪であろうと、佐弋所屬の者が同じ刑罰に當てられたとは考えにくい。しかも、自ら出頭した場合は黥城旦舂なので、捕らえられた場

合は死刑であったことになり、佐弋の者のあらゆる犯罪に死刑が適用されたというのは、とうていあり得ない。重要な内容が書き落とされている、あるいは51簡には先行する簡が存在し、具體的な罪状はそこに記されていた、といった可能性を想定するほかない。

「罪」を「犯罪者」とする解釋にも問題が残る。注①で述べたとおり、「之之罪」は「盜牛之罪」など、犯罪内容について述べる言ひ回しであって、「之の犯罪者」という用例は見あたらない。とはいえ「佐弋の罪」が如何なる犯罪行爲なのかとも判然としない。會讀の席では、佐弋の物品を盜む行爲ではないかという意見も出たが、そうした行爲への科罰が死刑であるとも思われなない。

條文の構造としては、

佐弋之罪	命而得	自出
它罪	其罪(死刑?)	黥城旦舂
	黥城旦舂	完城旦舂

という關係になっており、理解しやすい。しかしそこに挿入された「其有大辟罪」については、何故こうした付記が必要なのか、注②に述べたような問題もあつて、非常に分かりにくい。この句の解釋自體は注②に記しておいたが、別案も出た。たとえば「大辟」を一字に合體させたような字の下の「」は重文符號ではなく合文符號で、この字を「大」と「辟」に分けて「大辟」と讀むよう指示してあるのではないか、といった意見である。この解釋だと釋讀は整理小組のそれと一致し、「そのうち死刑に相當する罪がある者は、死刑によって罰する」という意味になろう。

《五三》

郡<sup>①</sup>及襄武<sup>②</sup>・上雒<sup>③</sup>・商<sup>④</sup>・函谷關<sup>⑤</sup>外人及畧<sup>⑥</sup>（遷）郡・襄武・上雒・商・函谷關外 53 (2106)

【譯】

郡および襄武・上雒・商・函谷關外の人聞、および郡・襄武・上雒・商・函谷關外に遷された…

【注】

①郡…すでに二年律令で明らかかなように、郡は内史と並列され、對になるものとして扱われる。従つて「郡」とは内史以外の諸郡を指す。さらに93簡では「郡縣道」と「隴西縣道」が併記されており、特に關東の郡を指して用いられることもあった。

□□罪而與郡縣道及告子居隴西縣道及郡縣道者、皆毋得來之中縣道官。（嶽麓〔肆〕93）

□議、禁民毋得私買馬以出扞關・鄜關・函谷・武關及諸河塞津關。其買騎・輕車馬・吏乘・置傳馬者、縣各以所買名匹數告買所內史・郡守、內史・郡守各以馬所補名爲久馬、爲致告津關、津關謹以籍（籍）久案閱、出。諸乘私馬入而復以出、若出而當復入者、（二年律令506～507）

郡守二千石官・縣道官言邊變事急者、及吏遷徙・新爲官、屬尉・佐以上母乘馬者、皆得爲駕傳。縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩氣（籩）稟（麩）、及求財用委輸、郡關其守、中關內史。受（授）爵及除人關於尉。都官自尉、內史以下母（勿）治獄、獄無輕重關於正。郡關其守。（二年律令213～215）

②襄武…縣名。『漢書』地理志では隴西郡所屬。

隴西郡、秦置。莽曰厭戩。…縣十一。…襄武。（『漢書』地理志）

③上雒…縣名。地理志では弘農郡所屬。

弘農郡、武帝元鼎四年置。莽曰右隊。…縣十一。…上雒。（『漢書』地理志）

地理志）

④商…縣名。地理志では弘農郡所屬。

弘農郡、武帝元鼎四年置。莽曰右隊。…縣十一。…商、秦相衛缺邑也。（『漢書』地理志）

⑤函谷關…關所名。

弘農郡、武帝元鼎四年置。莽曰右隊。…縣十一。弘農、故秦函谷關。（『漢書』地理志）

三年冬、徙函谷關於新安。以故關爲弘農縣。「應劭曰、時樓船將軍楊僕數有大功、恥爲關外民、上書乞徙東關、以家財給其用度。武帝意亦好廣闊、於是徙關於新安、去弘農三百里。」（『漢書』武帝紀元鼎三年）

行略定秦地。函谷關有兵守關、不得入。「集解、文穎曰、時關在弘農縣衡山嶺、今移在河南穀城縣。索隱、文穎曰、在弘農縣衡山嶺、今移在穀城。顏師古云、今桃林縣南有洪滔澗水、即古之函關。按、山形如函、故稱函關。正義、括地志云、函谷關在陝州桃林縣西南十二里、秦函谷關也。圖記云、西去長安四百餘里、路在谷中、故以爲名。」（『史記』項羽本紀）

⑥遷…整理小組は「移る、引越す」と解釋しているが、法文におい

ては「遷刑とする」と解すべきものがほとんどである。「移る」という意味ならば、「遷」ではなく「徙」など別の漢字が用いられる。前後が不明のため確定的なことは言えないが、「遷||移る」と解釋できる可能性は低い。刑罰としての「遷」については71~74簡注①を参照。

諸書當傳者勿漕、斷臯輸蕃(遷)蜀巴者、令獨水道漕傳。(嶽麓(肆)37)

其移徙者、輒移其行繇(後)數徙所、盡歲而更爲券、各取其當繇(躡)及有贏者日數、皆署新券以繇(躡)。(嶽麓(肆)247)

徙天下豪富於咸陽十二萬戶。(史記「秦始皇本紀」)

【解説】

整理小組は53簡と54簡を連続するものとしているが、まず53簡の「函谷關外」以下には大きな餘白があり、54簡へ文章が直接繋がると思われるのは不自然である。よしんば何らかの理由で餘白が置かれたのだとしても、前半は「…函谷關外の人」とあるのに對し、後半は「…函谷關外に遷された男女」となっており、「人」を「男女」に改める理由が判然としない。そもそも、單に「人」を意味するものとして「男女」の語を用いる例は、出土法律史料には他に見られない。以上により、53・54簡は直接には繋がらないと判断した。

本簡に見える地名のうち、上雒、商が内史の管轄区内であったことは二年律令・秩律から確かめられる。また函谷關も、二年律令502から内史がその上位機關であったことが指摘されている。だが、襄武縣はその位置からして、明らかに隴西郡所屬であったと考えられる。ここに示されている内と「外」との区分は、内史と郡との境界とは必ずしも一致しない。

《五四~五九》

男女去、闕亡<sup>①</sup>・將陽<sup>②</sup>、來入之中縣・道<sup>③</sup>、無少長<sup>④</sup>、舍人室<sup>⑤</sup>、主舍者<sup>⑥</sup>、智(知)其請(情)、以律蕃(遷)之<sup>⑦</sup>。典・伍不告、賞典一甲、伍一盾。不智(知)其

請(情)、主舍、賞二甲、典・伍不告、賞一盾<sup>⑧</sup>。舍之過旬乃論之<sup>⑨</sup>。舍、其鄉部<sup>⑩</sup>課之<sup>⑪</sup>。卒歲<sup>⑫</sup>、鄉部吏弗能得、它人捕之、男

55 (1940)

女無少長<sup>⑬</sup>、伍(五)人、誅<sup>⑭</sup>鄉部畜夫、廿人、賞鄉部畜夫一盾、卅人以上、賞鄉部畜夫一甲、令・丞誅。鄉部吏主者<sup>⑮</sup>、與鄉部

56 (2057)

畜夫同罪。其亡居田<sup>⑯</sup>・都官<sup>⑰</sup>・執灑<sup>⑱</sup>屬官<sup>⑲</sup>・禁苑<sup>⑳</sup>・園<sup>㉑</sup>・邑<sup>㉒</sup>・作務<sup>㉓</sup>・官道<sup>㉔</sup>畝(界)中、其畜夫・吏・典・伍及舍者坐之、如此律。

57 (2111)

免老<sup>㉕</sup>・小未傅<sup>㉖</sup>・女子未有夫<sup>㉗</sup>而皆不居償日者、不用此律。

58 (1947+2031)

(空白)

59 (1560)

【譯】

…男女：立ち去って闕亡・將陽し、來入して關中の縣道に行ったとき、その年齢にかかわらずなく、これを人の家に留め置いたならば、その家の、事實を知っていて主舍した者は、律によって遷刑とする。典・同伍の者が告發しなければ、典は賞一甲、同伍の者は賞一盾。その事實を知らなければ、主舍した者は賞二甲、典・同伍の者が告發しなければ賞一盾。留め置いて十日が過ぎてからこれを裁く。

身柄を留め置いたことについては、その郷部ごとにこれを査定する。一年が経過しても郷部の役人が捕らえることができず、ほかの

人聞が捕らえた者が、性別・年齢にかかわらず、五人であったならば、郷部畜夫は誹責處分、二十人ならば郷部畜夫は貲一盾、三十人以上ならば郷部畜夫は貲一甲、令・丞は誹責處分とする。郷部の擔當官吏は郷部畜夫と同罪とする。

逃亡して田・都官・執法の屬官・禁苑・園・邑・作務・官道の境界中にいたならば、その畜夫・吏・典・同伍の者、及び留め置いた者は、この律によって罪を問う。

免老や年少で傳籍されていない者、また夫のいない女子で、いずれも勞役に就いて所定の日數を償わない場合には、この律を用いない。

【注】

① 闕亡・不法に逃亡すること。40～43簡注⑧参照。

② 將陽・一年未滿の逃亡。40～43簡注⑥参照。

③ 來入之中縣道・「中縣道」は關中の縣・道のこと。24～28簡注④参照。「來入之」は用例に鑑みて「來たり入りて之に之」と訓讀したもの、「之」が衍字である可能性もある。

閭等刑人、亡來入秦地、欲歸蕭(義)。(獄麓(參)38)  
徼外人來入爲盜者、要(腰)斬。(二年律令61)

④ 無少長・年少・年長を問わず。年齢にかかわらず。

以城邑亭障反降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要(腰)斬。其父母・妻子・同產、無少長皆棄市。(二年律令1～2)

⑤ 舍人室・「舍」は「留め置く」の意。1～2簡注①参照。「人室」は個人が所有する住居のこと。

盜賊旋(遂)者及諸亡坐所去亡與盜同濃者當黥城旦春以上及命者・亡城旦春・鬼薪・白粲舍人室・人舍・官舍、主舍者不智(知)其亡、贖耐。(獄麓(肆)60～61)

時會朝請、舍長安尚冠里。「師古注、舍、止也。」(漢書宣帝紀)小畜生入人室、室人以投(受)梃伐殺之、所殺直(值)二百五十錢、可(何)論。當貲一甲。(法律答問92)

⑥ 主舍者・その者の身柄を留め置くという判断に對して責任を負う者を指す。3～5簡注①の「主匿」も参照のこと。

⑦ 遷之・遷刑については71～74簡注①を参照。

⑧ 舍之過旬乃論之・「旬」は十日。「論」は裁く、罪に相當する罰を決定すること。24～28簡注⑮参照。ここでは、事實を知らずに逃亡者を留め置いた場合、十日を過ぎなければ科罰の對象とはならないことをいう。この條文以外にも、一定の日數以上留め置けば罪となることを規定する條文がある。ただし、そこでは五日以上か否かが基準とされている。

旬、徧也、十日爲旬。(說文解字)九篇上)  
諸舍亡人及罪人亡者、不智(知)其亡、盈五日以上、所舍罪當黥贖耐。完城旦春罪以下到耐罪、及亡收・隸臣妾・奴婢及亡盈十二月以上贖耐。(二年律令170～171)  
取罪人・羣亡人以爲庸、智(知)其請(情)、爲匿之。不智(知)其請(情)、取過五日以上、以舍罪人律論之。(獄麓(肆)75)

漢律與罪人交關三日已上、皆應知情。（『後漢書』孔融傳）

⑨ 郷部：「郷」については11～12簡注①参照。

⑩ 其郷部課之：「課」とは一定の基準を前提にして、成績や仕事ぶりを審査し、判定すること。ここでは後文の、捕らえられなかった逃亡者の數に應じて郷や縣の官吏に處分が與えられたことをいう。その場合、「郷部」は「課」の對象であり、その主體では有り得ないから、次に引いた秦律十八種13～14のように、留め置いた逃亡者の數を「郷部ごと」に査定するとの謂である。その一方で、「郷部」はやはりこの文の主語であり、「課」とは郷部が「成績査定材料を作成する」ことではないかという別案も出た。

後爲茂陵令、會課、育第六。而漆令郭舜殿、見責問、育爲之請、扶風怒曰、君課第六、裁自脫、何暇欲爲左右言。（『漢書』蕭育傳）  
以四月・七月・十月・正月庸田牛。卒歲、以正月大課之、最、賜田畜夫壹酉（酒）束脯、爲早（旱）者除一更、賜牛長日三旬。殿者、許田畜夫、罰冗早者二月。其以牛田、牛減契、治（筭）主者寸十。有（又）里課之、最者、賜田典日旬、殿、治（筭）卅。廩苑律（秦律十八種13～14）

牛大牝十、其六母（無）子、賞畜夫・佐各一盾。●羊牝十、其四母（無）子、賞畜夫・佐各一盾。●牛半課（秦律雜抄31）

⑪ 卒歲：一年が經過すること。一年のうちのある時點で、過去一年間に捕らえられなかった逃亡者の數が總計されたのであろう。中田之獲、卒歲之收、不過畝四石、妻子老弱仰而食之。（『淮南子』

主術訓）

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆（繫）城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、笞五十、給逋事。皆籍亡日。輒數盈卒歲而得、亦耐之。（二年律令57）

⑫ 男女無少長：性別・年齢を問わず。

誅曹爽之際、支黨皆夷及三族、男女無少長、姑姊妹女子之適人者皆殺之、既而竟遷魏鼎云。（『晉書』宣帝紀）

⑬ 詐：譴責處分。11～12簡注⑧参照。

⑭ 郷部吏主者：吏主者とは主管者、擔當者のこと。畜夫が不在の場合、その郷部を擔當する佐・史が畜夫と同様に處分されることをいう。

亡之諸侯、游宦事人、及舍匿者、論皆有法。其在王所、吏主者坐。〔師古曰、言各有所主、而坐其罪。〕（『漢書』淮南衡山濟北王傳）  
郷部・官畜夫・吏主者弗得、罰金各一兩。（二年律令5）

⑮ 居田：整理小組は「居日」と釋讀し、「居賃償日」のこととする。

しかし「居償日」（嶽麓〔肆〕58）「作官府償日」（二年律令93）といった類例はあるものの、「居日」は他に例がない。また敢えて整理小組の案に従うなら、「逃亡して都官の界中で居作し所定の日數を償っていたならば、その畜夫等を罰する」という解釋になるが、都官をはじめとした部署の官吏が身元の不確かな人間を居作させ、それを賞刑の支拂いに當っていたという事態は、およそ考えにくい。そもそも、その人間にどれほどの額

の錢を支拂うべき義務があり、そのために何日開働させることになるのか分らない状態で「居賃償日」させることはできない。

むしろ「日」は「田」字であろう。字跡は「日」字のようでもあるが、圖版を仔細に觀察すると、「田」の中央の縦畫が削れているように見える。その場合は、「逃亡して田(田畜夫の管轄範圍)・都官の界中にいたならば、その區域の畜夫等を罰する」ということになり、郷部以外の場所に身を寄せていた場合にも、その區域の擔當官吏や留め置いた者等の責任を問うという、理解しやすい内容になる。

達・祿等亡居莫(夷)道界中。(嶽麓〔參〕52)

①⑥都官・中央官直屬の官署。地方にもその出先機關が置かれた。

詔曰、丞相以下至都官令丞上書入穀、輸長安倉、助貸貧民。

〔師古曰、都官令丞、京師諸署之令丞。〕〔漢書〕宣帝紀

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人。(秦律十八種72)

①⑦執濃・司法官署。24～28簡注②①参照。

①⑧禁苑・君主の苑圃。禁苑には畜夫の他、「憲(害)盜」などの官吏が配置された。

禁苑畜夫・吏數循行。(龍崗秦簡39)

除佐必當壯以上、毋除士五(伍)新傅。苑畜夫不存、縣爲置守、

如廩律。 內史雜律(秦律十八種190)

侯(候)・司寇及羣下史毋敢爲官府佐・史及禁苑盜。 內史雜

律(秦律十八種193)

①⑨園・官有の農園。

故秦苑圃園池、令民得田之。〔師古曰、所以種植謂之園。〕〔漢書〕高帝紀上

●鬃園殿、貲畜夫一甲、令・丞及佐各一盾、徒絡組各廿給。鬃園三歲比殿、貲畜夫二甲而濃(廢)、令・丞各一甲。(秦律雜抄21)

□、相國上南郡守書言、雲夢附輿園一所在胸忍界中、任徒治園者出人(入)扞(扞)關、故巫爲傳、今不得、請以園印爲傳。(二年律令518)

②⑩邑・皇太后・皇后などに食邑として與えられた縣や陵邑など、通常の縣とは異なる行政單位。

而山川園池市肆租稅之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各爲私奉養、不領於天子之經費。〔師古曰、言各收其所賦稅以自供、不入國朝之倉廩府庫也。〕〔漢書〕食貨志上

列侯所食縣曰國、皇太后・皇后・公主所食曰邑、有蠻夷曰道。〔漢書〕百官公卿表上

大(太)醫・祝長及它都官長・黃鄉長・萬年邑長・長安廚長、秩各三百石。(二年律令465～466)

呂畜夫與庫畜夫相參通行之。(銀雀山漢簡・守法守令84)

②①作務・物品を製造して營利を擧げる作業。10簡注⑥参照。ここでは、そうした作業を主管する部署を指すか。

爲作務及官府市、受錢必輒入其錢餉中、令市者見其入、不從令者貲一甲。(秦律十八種97)

②②官道…官が管理する道路。整理小組は馳道などのこととする。

爲馳道於天下、東窮燕齊、南極吳楚、江湖之上、瀕海之觀畢至。道廣五十步、三丈而樹、厚築其外、隱以金椎、樹以青松。（《漢書》賈山傳）

殷之法、棄灰于公道者斷其手。（《韓非子》內儲說上）  
居於陽岐、在官道之側、人物來往、莫不投之。（《晉書》隱逸傳 劉麟之）

②③免老…一定の年齢に達し、兵役・徭役負擔を免じられる者。

大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。（二年律令356）

免老告人以爲不孝、謁殺、當三環之不。不當環、亟執勿失。（法律答問102）

又（《漢儀注》）曰、年五十六衰老、乃得免爲庶民、就田里。今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三爲弱、過五十六爲老。（《史記》項羽本紀集解如淳注）

秦制二十爵。男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六免。無爵爲士伍、年六十乃免者、有罪、各盡其刑。（《漢官舊義》）

②④傳…兵役・徭役の對象として登録されること。二年律令譯注388簡

注①参照。二年律令では、通常は二十歳が傳籍の年齢とされた。秦代においては、始皇十六年の「初令男子書年」以前は、傳籍の基準となつたのは身長であつたと考えられる。

令天下男子年二十始傳。「師古曰、舊法二十三、今此二十、更爲異制也。傳讀曰附。解在高紀。」（《漢書》景帝紀）  
孟康曰、古者二十而傳、三年耕有一年儲、故二十三而後役之。如

淳曰、律、年二十三傳之、疇官各從其父疇學之、高不滿六尺二寸以下爲罷癯。漢儀注云民年二十三爲正、一歳爲衛士、一歳爲材官騎士、習射御騎馳戰陳。又曰年五十六衰老、乃得免爲庶民、就田里。今老弱未嘗傳者皆發之。未二十三爲弱、過五十六爲老。師古曰、傳、著也。言著名籍、給公家徭役也。服晉是。（《漢書》高帝紀上注）

不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳、皆傳之。（二年律令364）

②⑤女子未有夫…

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戶、有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。（二年律令174～175）

【解説】

54簡が53簡に繋がるなら、「郡…關外の人、及び郡…關外の遷された男女が居所を離れて關亡・將陽し」と解釋できるが、53簡の【解説】に述べた理由により、兩者は接續しないものと判断した。一方で、「男女が去り」から條文が始まっているとは考えにくいので、54簡に先行する簡が別に存在していたものと思われる。

54～57簡は、57↓56↓55↓54と配置すれば、背面の劃線が繋がるという關係にある。條文の内容は三つに區分でき、まず最初の部分は、關亡・將陽して關中にやつて來た者を留め置いた人聞への科罰規定である。その科罰は、逃亡者であることを知っていたか否か、さらには留め置いたことに責任を負うべき者とそれを監視すべき官

吏・伍人とて異なる。一覧にしておく。

	主舍者	典	伍
知っていた場合	遷刑	賞一甲	賞一盾
知らなかった場合	賞二甲	賞一盾	賞一盾

(ただし留め置いて十日以上が経過)

續いて、自らの管轄区内にそうした逃亡者が留まっていたにもかかわらず、捕らえることができなかった郷部の官吏への處罰が規定される。處罰の輕重は捕り逃した者の數で決まり、三十人以上の場合には郷部を監督する縣の令・丞も譴責處分となった。最後の部分は、逃亡者が留まっていたのが郷部以外の場所であつたとしても、その場所を管轄とする官吏や留め置いた者などが同様に處分されたことを附言する。

整理小組は54〜57簡に續いて58簡を配置する。この復原案に従うなら、58簡の「此律」とは54〜57簡の内容を指していることになる。だがそうだとすると、如何なる場合に、なぜ「この律を用いない」ことになるのか、説明が難しい。まず考えられるのは、逃亡者が免老・年少者・未婚女性であつたならば、留め置いた者や擔當官吏を罪に問わないという可能性だが、これは「男女少長となく」とあるのに矛盾する。もう一つ考えられるのは、留め置いた者が免老等であつたならば、という解釋だが、その場合は「不居償日者」という條件が附随する理由が解せない。

一方、紀・張の復原案に目を轉ずると、58簡はA組に、53〜57簡はD組に屬すとされ、配列の場所をまったく異にする。57簡と58簡は内容からしても繋がらず、58簡の前提條件は不詳としておくのが、

現時點では妥當だろう。

《六〇〜六四》

盜賊旄(遂)者、及諸亡坐所去亡與盜同濃者當黥城旦春以上<sup>60</sup>、及命者<sup>61</sup>、亡城旦春・鬼薪白粲<sup>62</sup>舍人  
 室・人舍・官舍<sup>63</sup>、主舍者<sup>64</sup>不智(知)其亡、贖耐。其室人・舍人  
 存而年十八歲者<sup>65</sup>及典・田典<sup>66</sup>不告、賞一甲。伍<sup>67</sup>  
 不告、賞一盾<sup>68</sup>。當完城旦春<sup>69</sup>以下到耐罪、及亡收・司寇・隸臣  
 妾<sup>70</sup>、奴婢闖亡者舍  
 人室・人舍・官舍、主舍者不智(知)其亡、賞二甲。其室人・舍人  
 存而年十八歲以上者及典・田典・伍不告、  
 賞一盾。  
 60 (2011)  
 61 (1984)  
 62 (1977)  
 63 (2040)  
 64 (1979)

【譯】

盜賊の逃亡している者、及びおよそ逃亡中で、逃亡したかどで竊盜と同じ法を適用されて黥城旦春以上に相當する者、及び刑名が確定している者、逃亡中の城旦春・鬼薪白粲が人の家や人の宿舎、官の宿舎にとどまつたとき、主舍者は彼らが逃亡中であることを知らなければ、贖耐。その家の者や宿舎の者がその場において年十八歳以上である場合、及び典・田典が告發しなければ、賞一甲。同伍の者が告發しなければ、賞一盾。完城旦春以下耐罪に到るまでに相當する者、及び逃亡中の收人・司寇・隸臣妾、奴婢の闖亡している者が人の家や人の宿舎、官の宿舎にとどまつたとき、主舍者は彼らが逃亡中であることを知らなければ、賞二甲。その家の者や宿舎の者がその場において年十八歳以上である場合、及び典・田典・同伍の者が

告發しなければ、賞一盾。

【注】

① 遂（遂）にげること。整理小組が引く「説文解字」「遂、亡也」に従う。「遂」字は囚人が逃亡した際に使われる例が多いものの、嶽麓簡には盗賊の「遂」が見え、「亡」との違いは定かでない。

寡遂縦囚、死罪囚、黥爲城旦。上造以上耐爲鬼薪。（奏獻書158 案例18）

可（何）謂署人・更人。籍（籍）牢有六署、囚道一署遂（遂）、所道遂（遂）者命曰署人、其它皆爲更人。（法律答問196）

● 射虎車二乘爲曹。虎未越泛鮮、從之、虎環（還）、賞一甲。虎失（佚）、不得、車賞一甲。虎欲犯、徒出射之、弗得、賞一甲。

● 豹遂（遂）、不得、賞一盾。● 公車司馬獵律。（秦律雜抄25〜27）作其數、及命者、遂（遂）盜賊、亡司寇・隸臣妾、奴婢闖亡者、吏弗能審而數、其縣道畜夫（嶽麓〔肆〕 94）

告、告之不審、鞠之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將奴婢而亡之、寡遂縦之、及諸律令中曰與同澠・同罪、其所與同當刑復城旦春、及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦春、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。其縦之而令亡城旦春・鬼薪白粲也、縦者黥爲城旦春。（二年律令107〜109）

② 諸亡坐所去亡與盜同澠者當黥城旦春以上…逃亡したことにより、錢を盗んだのと同じ罪を適用される者で、その罪が黥城旦春以上に相當する者。賞刑・贖刑に當たり財物を納入すべき者（23簡）やその代償として勞役に就く者（66〜67簡）が逃亡した虎

合は、未納付分を盗んだと見なされ、また隸臣妾・司寇が逃亡した場合（17〜18簡）は逃亡日數を一日あたり六錢で計算し、それを竊盜したのと同じ法が適用された。これらが「諸亡坐所去亡與盜同澠者」であると解釋した。「去亡する所に坐し」という部分はいささか不自然な言い回しだが、「坐所去亡」「去亡日數」——去亡して連るる所の錢數に坐し——が略されているのかもしれない。

及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜同澠。（嶽麓〔肆〕 17〜18）

十四年七月辛丑以來、諸居賞贖責（償）未備而去亡者、坐其未備錢數、與盜同澠。其隸臣妾毆（也）、有（又）以亡日賊（賊）數、與盜同澠。（嶽麓〔肆〕 66〜67）

隸臣妾及諸當作縣【道】官者、僕・庸爲它作務、其錢財當入縣道官而連未入去亡者、有（又）坐連錢財賊（賊）、與盜同澠。（嶽麓〔肆〕 68〜69）

盜賊（賊）直（值）過六百六十錢、黥爲城旦春。六百六十到二百廿錢、完爲城旦春。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩。（二年律令55〜56）

③ 命者…刑名が確定している者。13〜14簡注⑤参照。二年律令121〜124が示すとおり、逃亡中でも刑名が確定するのは完城旦春・鬼薪白粲以上に相當する罪を犯した者であり、従つて「命者」はかなりの重罪を犯した逃亡犯を指している。

④亡城旦春・鬼薪白粲・逃亡中の城旦春・鬼薪白粲。  
 餽遺亡鬼薪于外、一以上、論可(何)毆(也)。毋論。(法律答問  
 129)

⑤入室・人舍・官舍・整理小組は入室を「私人住宅」、人舍を「私人開的旅舍」、官舍を「官府辦的旅舍」と解釋する。すなわち室とは血縁者を中心とした世帯が暮らす住居のこと(1~2簡注④参照)。人舍と官舍については次の用例が『史記』にあり、官吏の使用する宿舍や客舍の類と思われる。

扁鵲者、勃海郡鄭人也、姓秦氏、名越人。少時爲人舍長「索隱、爲舍長。劉氏云、守客館之帥」。舍客長桑君過、扁鵲獨奇之、常謹遇之。(『史記』扁鵲列傳)

豨常告歸過趙、趙相周昌見豨賓客隨之者千餘乘、邯鄲官舍皆滿。(『史記』陳豨列傳)

⑥主舍者・54~59簡注⑥参照。

⑦室人・舍人・「室人」は1~2簡注④参照。これに對し、「舍人」は「人舍」や「官舍」の構成員のこと。

⑧年十八歲者・十八歲以上の者。1~2簡注⑥参照。

⑨典・田典・里典と田典。1~2簡注⑨参照。

⑩伍・同伍の者。3~5簡注④参照。

⑪當完城旦春以下・整理小組は「當完爲城旦春以下到耐罪」とするが、圖版を見る限り「爲」字はない。

⑫亡收・司寇・隸臣妾・逃亡中の收人・司寇・隸臣妾。3~5簡注②参照。

【解説】

本條文は、逃亡者を大きく二つに分け、彼らが逃亡者であることを見知らずに留め置いた場合の科罰を規定する。前者(以下A)がより重い罪に當たる逃亡者で、後者(B)がより軽い者であるのは間違いないが、Aの内容がはつきりしない。ここで示した解釋は次のとおり。

- ① 逃亡中の盜賊
- ② 逃亡したことにより錢を盗んだのと同じ罪とされ、その罪が黥城旦春以上に相當する者
- ③ (完城旦春・鬼薪白粲以上に相當する罪を犯して逃亡し?) 刑名が確定した者
- ④ 逃亡中の城旦春・鬼薪白粲

すなわち、捕らえられれば城旦春以上の刑とされる者や逃亡中の城旦春がAに含まれる。これに對し、B群の逃亡者をAと對應させて列擧するなら、

- ② (逃亡したことにより錢を盗んだのと同じ罪とされ) その罪が完城旦春より耐刑に相當する者
  - ④ 逃亡中の隸臣妾・司寇・收人
  - ⑤ 逃亡中の奴隸
- ということになる。これらを舍匿した者への科罰を、逃亡者である



錢數、與盜同灋。

其隸臣妾毆(也)、有(又)以亡日臧(贓)數<sup>④</sup>、與盜同灋。

66 (2047)

67 (1947)

【譯】

十四年七月十二日以降、およそ賞刑・贖刑・債務の代償として勞役につく者が日數を満了させないまま逃亡した場合は、その未充足分の錢額に應じて罪に問ひ、盜罪と同じ法を適用する。それが隸臣妾であれば、さらに逃亡日數を錢に換算した額を不正に得たと見なして、盜罪と同じ法を適用する。

【注】

①十四年七月辛丑以來…秦王政十四年(前二三三)七月十二日。

②居贖債・賞刑・贖刑・債務を錢財で支拂うことができず、その代わりに勞役に服すること。

有辜(罪)以贖及有責(債)於公、以其令日問之、其弗能入及賞(償)、以今日居之、日居八錢。公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟(四)。(秦律十八種133~134)

③備…滿額支拂う、充足する。24~28簡注②参照。

④亡日臧數…逃亡した日數を、一日あたり六錢を不正に得たと見なして錢に換算した額。

及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜同灋。(嶽麓〔肆〕17)

〔8〕

【解說】

賞刑・贖刑・債務を錢財で支拂うことができず、その代わりに勞役に服している者が逃亡した場合、未拂い分を盗んだものと見なされ、その錢額に應じて刑罰が決められた。「其隸臣妾」以下は、隸臣妾が罪を犯して賞刑等に當てられ、その代償として勞役に服しているケースについて言う。里耶秦簡の作徒簿に見える「隸妾居贖」等がこれに當たる。

隸妾繫春八人

隸妾居贖十一人

受倉隸妾七人

●凡八十七人(里耶秦簡⑧15)

居贖債する隸臣妾が逃亡すると、未納分を盗んだと見なされるだけでなく、17~18簡の規定をも適用して、逃亡日數に六錢を乗じた額の財物を盗んだとされ、一般人よりも刑が加重された。

本條文と密接な関係を持つ23簡は、錢財で支拂うはずだった者が逃亡した場合の科罰規定である。

賞贖未人去亡、及不會贖而得、如居贖去亡之灋。(23)

23簡に見える「居贖去亡之法」とは、まさに本條文のことであろう。

なお、紀・張の復原案では66簡と67簡とを連続させないが、條文の内容からすれば、連続すると考えるのが妥當である。

《六八～六九》

隸臣妾及諸當作縣【道】官者<sup>①</sup>、僕<sup>②</sup>・庸<sup>③</sup>爲它作務<sup>④</sup>、其錢財<sup>⑤</sup>當入縣道官而通<sup>⑥</sup>未入去亡者、  
有(又)坐通錢財賊(賊)、與盜同寢。  
68 (1929)  
69 (946)

【譯】

隸臣妾、及びおよそ縣道官で労働すべき者が、僕となつて、あるいはやとわれて他の作業をし、その錢財を縣道官に納めるべきところ、のがれて納めないまま逃亡した場合は、さらに錢財を滞納し不正に財物を得たかどで、盜罪と同じ法を適用する。

【注】

①當作縣道官者：縣道官で勞役に從事する者。公務服役者一般を指す。なお「道」字は字跡が殆ど見えないが、整理小組に従い、文意から補つた。

【諸】給日及諸從事縣官・作縣官及當戍故傲而老病居縣・坐妬入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其口以當食、如居貲責(債)。(嶽麓〔肆〕292～293)  
諸冗作縣官及徒隸、大男、冬粟(廩)布袍表裏七丈、絡絮四斤、綉(袴)二丈・絮二斤。(二年律令418)

②僕：御者。30～31簡注②参照。ただしここでは「僕となる」の意と解釋した。「僕」の前に置かれた「當作縣道官者」は公務服役者の總稱であり、それと「御者」が並置されるのは不釣り合いなので、本條文の主語は「隸臣妾及諸當作縣道官者」までと考へたためである。僕の任に就いたのは基本的に隸臣であり、

不足する場合は居貲贖債や隸妾が充てられた。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均(秦律十八種113)

●倉律曰、母以隸妾爲吏僕・養・官【守】府。隸臣少、不足以給僕・養、以居貲責(債)給之。及且令以隸妾爲吏僕・養・官守府、有隸臣、輒伐(代)之。倉廚守府如故。(嶽麓〔肆〕165～166)

③庸：嶽麓簡には名詞(「使用人」・動詞(「やとう」)、いずれの用例も見えるが、ここでは暫く動詞と解釋した。「僕・養」という

並列は多いが、「僕・庸」はあまり見えないことに據る。75～76簡注①も参照のこと。

廿年後九月戌戌以來、取罪人・羣亡人以爲庸、雖前死及去而後還者、論之如律。(嶽麓〔肆〕76)

●戍律曰、下爵欲代上爵・上爵代下爵及母(無)爵欲代有爵者戍皆許之。以弱代者及不同縣而相代、勿許。【不當相代】而擅相代、貲二甲。雖當相代而不調書于吏、其庸代人者及取代者、貲各一甲。(嶽麓〔肆〕182～183)

④作務：刑徒などに課せられた手工業労働。10簡注⑥参照。

⑤錢財：錢や財物。ここでは「作務」によって得られた錢や財物を指す。

令史・尉・尉史各一甲。丞相下、尉布、御史議、吏敢令後入官者出錢財酒肉、入時共分飲(飲)食及出者、皆【貲】二甲、責費。(嶽麓〔肆〕382)

⑥通：租税の納付や徭役などの義務を放置し、逃れること。ここで

は錢財を目的語にとるので、「滯納する」と譯した。  
 通、亡也。(『說文解字』二篇下)

夏四月癸卯、上還、登封泰山、降坐明堂。詔曰、其以十月爲元封元年。行所巡至、博・奉高・蛇丘・歷城・梁父、民田租通賦貸已除。〔師古曰、通賦、未出賦者也。通貸、官以物貸之、而未還也。貸音吐戴反。〕〔漢書〕武帝紀)

●田律曰、租禾稼・頃芻粟、盡一歲不齊(畢)入及諸賁它縣官者、書到其縣官、盈卅日弗入及有通不入者、皆其人及官畜夫・吏主者各一甲、丞・令・令史各一盾。通其入而死亡・有辜母(無)後不可得者、有(又)令官畜夫・吏代償。(『獄籠』(肆) 106-108)

【解説】

刑徒をはじめとした官の勞役に従事する者が、納めるべき財物を納めないで逃亡した場合の規定であるが、冒頭部分はどこまでが主語なのか分りにくい。「①隸臣妾 ②諸當作縣道官者 ③僕 ④庸 ⑤爲它作務」の關係について、ここでは①②を主語とする解釋を示したものの、會讀の席上では①④、さらには①⑤が主語であるとする意見も出た。前者の場合、①④が本來なすべき作業とは異なる「他の作務」を行い、錢財を納入しなければ、という譯になる。後者であれば、①④、および⑤「その他の手工業に従事する者」が、錢財を滯納して逃亡したことになる。しかし、「僕」とされるのは基本的に「隸臣」であること等を鑑みれば、これらの解釋では主語の各内容が重複することになるので、採らなかつた。とはいえ①②を主語と見ると、「僕」を動詞とするか、「爲僕」の「爲」が落ちていてと考える必要がある。某人が「僕などの仕事をしていた」、という條件が加わるのも法文として不自然であり、問

題は残る。

ともあれ、この種の逃亡者は滯納分を盗んだものとして裁かれる(坐通錢財賦、與盜同法)。だが69簡冒頭には「有(又)」とあるので、それ以外の處罰に加えて、盜罪でも咎められたことになる。徭役に服す一般人であれば、逃亡期間の長短に應じて耐刑／繫城旦舂とされる(91簡)のに加えて、盜罪ともされたという狀況が想定できる。一方、隸臣妾は「逃亡日數×六錢」の贓罪でも罰せられ、これに「加えて」であつたという可能性もある。

《70》

廿年後九月戊戌以來、其前死及去而後還者、盡論之如律。 70 (2010)

【譯】

二十年間九月十五日以降、以前に死亡した後で、および立ち去つた後で召喚命令があつた場合、すべて律の規定通りにこれを裁く。

【解説】

本條文の内容は44・76簡のそれとほぼ一致する。語注、ならびに本條文の意味するところについては44簡の注と【解説】を参照されたい。

《七十一〜七四八三》

諸署(遷)①者。所包②去署(遷)所、□□□□署(遷)處所③、去亡④得者、皆耐⑤爲隸臣妾。不得者、論令出 71 (1931)

會之<sup>④</sup>。復付<sup>⑤</sup>。遷<sup>⑥</sup>。所縣。遷<sup>⑦</sup>。者。所包。其有罪<sup>⑧</sup>。它

72 (2123)

縣道官者、罪自刑城旦舂<sup>④</sup>以下、已論報之<sup>⑤</sup>。復付<sup>⑥</sup>。遷<sup>⑦</sup>。所縣道官

73 (1962)

。遷<sup>⑧</sup>。者。所包有罪已論、當

74 (2045)

復詣<sup>⑨</sup>。所<sup>⑩</sup>。及罪人。收人當輸<sup>⑪</sup>。而弗詣弗輸者、皆遷<sup>⑫</sup>。之。有能捕若<sup>⑬</sup>。當復詣<sup>⑭</sup>。所<sup>⑮</sup>。及當輸不輸者一人、購金<sup>⑯</sup>二兩。

83 (2094)

【譯】

およそ遷刑とされた者とそれに連坐した者とが遷された場所から立ち去り、……遷處所、逃亡して捕らえられた場合は、いずれも耐隸臣妾とする。捕らえられなかった場合は、期日までに出頭させてからこれを裁き、遷された所の縣に再び引き渡す。遷刑とされた者とそれに連坐した者のなかに、他の縣道官で罪を犯した者がいた場合、その罪が刑城旦舂以下に相當するものであれば、すでに裁きを下し判決を申しわたしてから、再び遷された所の縣道官に引き渡す。遷刑とされた者とそれに連坐した者とが罪を犯してすでに裁きが下り、遷された場所に再び連行されるべきところ、および罪人・收人が移送されるべきところ、連行・移送しなかった場合は、いずれも遷刑とする。遷された場所に再び連行されるべき者、および移送されるべきところ移送されなかった者一人を捕らえたり訶告したりできたならば、賞金二兩。

【注】

①遷…遷刑のこと。後代の流刑とは異なり、勞役刑よりは軽く、罰金刑よりは重いものとして位置づけられる。遷される場所につ

いては、「邊縣」、とりわけ巴蜀地域に送られた例が確認できる。

贖死、金二斤八兩。…(中略)…贖耐、金十二兩。贖遷<sup>①</sup>。金八兩。(二年律令119)

遷<sup>②</sup>。子。爰書。某里士五(伍)甲告曰、謁<sup>③</sup>。親子同里士五

(伍)丙足、遷<sup>④</sup>。蜀邊縣、令終身毋得去<sup>⑤</sup>。所、敢告。…(中略)…今鑿丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣、令史可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書太守處、以律食。灋(廢)丘已傳、爲報、敢告主。(封診式46、49)

諸書當傳者勿漕、斷<sup>⑥</sup>。嶽輪<sup>⑦</sup>。蜀巴者、令獨水道漕傳。(嶽麓(肆)317)

②包…遷刑とされた者にその近親者が連坐すること。連坐した者は犯罪者本人とともに遷所に送られた。

廷行事有辜(罪)當遷<sup>⑧</sup>、已斷已令、未行而死亡、其所包當詣<sup>⑨</sup>。所。(法律答問60)

齊夫不以官爲事、以奸爲事、論可(何)毆(也)。當遷<sup>⑩</sup>。遷<sup>⑪</sup>。者妻當包不當。不當包。(法律答問61)

③□□□□遷處所…整理小組は「亡□□得、遷<sup>⑫</sup>處所。」と釋讀する。これに従うなら、「逃亡して…捕らえられたならば、

遷された場所に移送する」という意味になる。…「處所」は流刑地を意味するものとして典籍史料にも見える。しかしそれでは、捕らえられた場合の處置が別々に繰り返されることになっ

てしまう。そもそも表面が削れて「亡」「得」は圖版から判讀できない。

六年、有司言淮南王長廢先帝法、…羣臣請處王蜀嚴道・邛都、

帝許之。長未到處所、行病死、上憐之。(『史記』孝文本紀)

④論令出會之…「會」は期日を設けて、罪を犯した疑いの有る者を  
出頭させること。40～43簡注①ならびに【解説】を参照。「論  
令出會之」は次の二年律令122～123にも見える。より重い犯罪は  
被疑者が不在のまま刑名が確定された(「命」)が、より軽い場  
合には裁きに当たって出頭の期日が設けられた。その日までに  
出頭すれば、「自出」したことや情状により減刑が期待できた  
のだろう。

有罪當完城旦舂・鬼新(薪)白粲以上而亡、以其罪命之、耐隸臣  
妾罪以下、論令出會之。(二年律令122～123)

⑤其有罪…「其」が衍字でないとすれば、その前に讀點を打ち、「  
の者たちで、その中に」と解釋すべきだろう。ただし「其有  
(某)罪」は、通常は前文の條件を承けつつ、それとは違う刑  
罰を犯した場合について言うもので、いささか不自然である。

倉嗇夫及佐・史、其有免去者、新倉嗇夫・新佐・史主廬者、必以  
廬籍度之。(秦律十八種172)

鬼薪白粲有耐罪到完城旦舂罪、黥以爲城旦舂、其有贖罪以下、笞  
百。(二年律令120)

⑥刑城旦舂…「刑」とは肉刑のこと。「刑城旦舂以下」とは死刑以外  
の刑罰であることを意味する。

夫・妻・子五人共盜、皆當刑城旦。(法律答問136)

⑦已論報之…「報」は判決を裁可して申しわたすこと。罪を犯した

場所の縣で判決を申しわたし、刑を執行してから、遷所に身柄  
を戻したのであろう。

湯掘熏得鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞠論報。「師古曰、…  
論報、謂上論之而獲報也。」(『漢書』張湯傳)

秋七月庚子、詔曰、春秋於春每月書王者、重三正、慎三微也。律  
十二月立春、不以報囚(注、報、猶論也。立春陽氣至、可以施生、  
故不論囚)。月令冬至之後、有順陽助生之文、而無鞠獄斷刑之政。  
朕咨訪儒雅、稽之典籍、以爲王者生殺、宜順時氣。其定律、無以  
十一月・十二月報囚。(『後漢書』章帝紀 元和二年)

其當刑未報者、勿刑。(二年律令26)

⑧遷者…當復詣遷所…「詣遷所」は注②に引いた法律答問60にも見  
える。「當復詣遷所」は下文の「弗詣」と對應し、「連行される  
べき者を連行しなかつた」場合の科罰を規定している。ここで  
の科罰對象は連行を擔當すべき官吏である。

⑨罪人・收人當輸…整理小組は「當論」と釋すが、圖版から「輸」  
に改めた。「輸」は身柄を役務地に移送すること。30～31簡注  
④参照。この場合「罪人が移送されるべきところ移送されな  
かつたなら、(その罪人は)遷刑」では、あらゆる罪人が遷刑と  
されることになり、解しがたい。ここでも「…移送されるべき  
ところ(官吏が)移送しなかつたなら…」とし、この部分は官  
吏への科罰規定と見るべきである。

⑩訶告…犯罪の正確な内容ではなく、犯罪の疑いを告發すること。  
二年律令譯注139簡注①参照。

調、知處告言之。「段注、史漢淮南傳、王愛陵、多予金錢、爲中調長安。孟康曰、調音偵。西方人以反聞爲偵。王使其女爲偵於中也。服虔亦云、偵伺之也。如淳曰、調音朽政反。按、說文無偵字。則從服孟說、調卽偵是也。」〔說文解字〕三篇上〕  
 調告罪人、吏捕得之、半購調者。(二年律令139)

①有能捕若調告當復詣遷所・整理小組は「有能捕若調告、當復詣遷所。」と句讀する。だがこれでは、まず捕・告の目的語がはっきりしない。確かに、前文にある「遷者」などを捕・告の対象と見ることもできるが、そうした者を「捕らえたならば、再び遷所に連行すべきである」というのは、この一文が附加される意味が解しがたく、なによりも法文として不自然である。

一方、紀・張の配列復原案では、74簡の次には83簡がおかれる。74簡は簡の下端まで文字が書かれており、かつ背面の劃線も74↓83と繋がっているように見える。紀・張に従うと、当該箇所は無理なく理解できる。法文の内容からして、妥當な復原案である。

【解説】

背面の劃線は71簡から74簡、さらには77簡まで續いている。しかし72簡の下部には大きな空白がある。確かに、内容としては74簡までを續けて讀むことが可能であり、ひとまず連續するものとして譯出したが、72簡の「其有罪」の不自然さなど、若干の疑問は残る。

本條文は、まず遷刑とされた者やそれに連坐して共に遷所に赴いた者について、それが逃亡した場合や、他の縣道で罪を犯した場合の處置を規定する。逃亡者は耐隸臣妾とされ、さらに罪を犯した者

は逃亡先で裁かれ、刑が確定するが、死刑の場合を除いて、いずれもその身柄は遷所に戻される。

後半では、遷刑とされて逃亡し、罪を犯した者に限らず、およそ身柄を他所に移すべき罪人について、その移送を怠った場合の科罰が規定される。その規定は74簡の「皆遷之」で一區切りするが、その後の内容は74簡だけで完結するものではなく、詳細がつかめない。紀・張の配列復原案に従って83簡に繋げるなら、移送されなかった者を捕らえたり告發したりした者への報償規定が記されていたことになる。

《七五〇七六》

取罪人・羣亡人以爲庸<sup>①</sup>、智(知)其請(情)、爲匿之<sup>②</sup>。不智(知)其請(情)、取過五日以上<sup>③</sup>、以舍罪人律論之。  
 廿年後九月戊戌以來、取罪人・羣亡人以爲庸、雖前死及去而後遷者、論之如律。  
 75 (201)  
 76 (198)

【譯】

罪人や諸々の逃亡者を得て使用人とし、事實を知っていたならば、これを隱匿したことにする。事實を知らなくとも、得て五日以上が経過したならば、舍罪人律でこれを裁く。

二十年閏九月十五日以降、罪人や諸々の逃亡者を得て使用人としたならば、それ以前に死亡した後で、および立ち去った後で召喚命令を受けた場合であっても、律の規定通りにこれを裁く。

【注】

①庸・使用人。雇われて使役される者。68～69簡注③ならびに二年律令譯注172簡注①も参照のこと。

相如身自著犢鼻褲、與庸保雜作、滌器於市中。「師古曰、庸即謂賃作者。保謂庸之可信任者也。」〔漢書〕司馬相如傳

侯聖嗣、坐知人脫亡名數、以爲保、殺人、免。「師古曰、脫亡名數、謂不占戶籍也。以此人爲庸保、而又別殺人也。」〔漢書〕王子侯表上

●講曰、十月不盡八日、爲走馬魁都庸（僱）、與偕之咸陽。（奏獻書III 案例⑰）

②爲匿之・「匿」は不法に隱匿すること。人の身柄を留め置くことは「舍」だが、その者が犯罪者であることを知りながら隱匿した場合は「これを匿した」ことになる。1～2簡注①参照。

③取過五日以上・犯罪者・逃亡者と知らなくても、留め置いて五日以上が経過したなら、罪に問われた。二年律令にも同じ「五日」という基準が見える。一方、嶽麓簡には「旬」が基準とされる事例も見える。

諸舍亡人及罪人亡者、不智（知）其亡、盈五日以上、所舍罪當黥。贖耐。完城旦舂以下到耐罪、及亡收・隸臣妾・奴婢及亡盈十二月以上、贖耐。（二年律令170～171）

不智（知）其請（情）、主舍、賞二甲、典・伍不告、賞一盾。舍之過旬乃論之。（嶽麓〔肆〕54～55）  
漢律與罪人交關三日已上、皆應知情。（〔後漢書〕孔融傳）

④舍罪人律・前注に引用した、二年律令170～171のような總則を指しているのである。

【解説】

76簡の内容は44・70簡のそれとほぼ一致する。語注、ならびに75簡と76簡の関係については、44簡の注・【解説】、ならびにそこに紹介した研究ノートを参照されたい。結論のみを記しておくなら、本條文は犯罪者・逃亡者を使用人として雇った場合の科罰規定（75簡）とそれに對する補足規定（76簡）である。前者は、その使用人が犯罪者・逃亡者であると知っていたか否かで科罰が異なることを言い、知っていた場合は「匿」に當たり、犯罪者と同罪（匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪）（二年律令167）、知らなかった場合でも五日以上を経過すれば罪に問われる。後者は、犯罪者・逃亡者本人が死亡したり立ち去ったりした後で、その者が犯罪者等である事實が発覺して召喚命令がきた場合でも、雇っていた者は規定通りに裁かれることを補足する。75簡に類似する規定が二年律令にも見える。

取亡罪人爲庸、不智（知）其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智（知）其請（情）而捕告、及詞（詞）告吏捕得之、皆除其罪、毋購賞。（二年律令172）

《七七》

免奴爲主私屬。而將陽・闌亡者、以將陽・闌亡律論之、復爲主私屬。

77 (194f)

【譯】 奴を免じて主人の私屬としたものの、その者が將陽・闕亡した場合は、將陽・闕亡律によりこれを裁き、ふたたび主人の私屬とする。

【注】

①免奴爲主私屬…「私屬」とは解放された男性奴隸に與えられる地位。もとの主人が死んだり罪を犯したりすると、私屬から庶人となる。

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人。皆復使及筭（算）、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。（二年律令162～163）

②將陽・闕亡…40～43簡注⑥⑧參照。

③將陽・闕亡律…將陽・闕亡への基本的な科罰規定は、91簡がそれに該當する。

闕亡盈十二月而得、耐。不盈十二月爲將陽、毆（繫）城旦舂。（嶽麓〔肆〕91）

■告人曰邦亡、未出徼闕亡、告不審、論可（何）毆（也）。爲告黥城旦不審。（法律答問48）

一、御史言、越塞闕關、論未有令。●請闕出入塞之津關、黥爲城旦舂。越塞、斬左止（趾）爲城旦。（二年律令48）

【解説】

解放された男性奴隸、「私屬」が逃亡した場合の刑罰を規定する。

ただし具體的な刑罰は明記されず、「將陽・闕亡律」で裁くとされるのみである。

《七八十六五》

匿戸<sup>①</sup>弗事<sup>②</sup>・匿敖童<sup>③</sup>弗傳<sup>④</sup>、匿者及所匿<sup>⑤</sup>、皆贖耐。傳傳<sup>⑥</sup>、賞一甲。其有物故<sup>⑦</sup>、不得會傳、以故通<sup>⑧</sup>、除<sup>⑨</sup>。 78 (2072) 65 (2043)

【譯】

戸内の人間を隱匿して徭役に服さなかったり、敖童を隱匿して傳籍しなかったならば、隱匿した者および隱匿された者は、いずれも贖耐。傳籍からのがれたならば、賞一甲。死亡した者がおり、傳籍のために出頭することができず、そのために傳籍からのがれたとされたならば、罪を免除する

【注】

①匿戸…戸内の構成員について事實を隱匿すること。ここでの「戸」とは同居する者のことである。毎年八月に戸口調査が行われ、戸内の構成に變化があれば申告することが義務づけられていたが、それを行わなかったことを言うのであろう。

可（何）謂匿戸及敖童弗傳。匿戸弗繇（徭）使、弗令出戸賦之謂（毆）也。（法律答問165）

盜及者（諸）它辜（罪）、同居所當坐。可（何）謂同居。●戸爲同居、坐隸、隸不坐戸謂（也）。（法律答問22）

恒以八月令鄉部嗇夫・吏・令史相襍案戸籍、副臧（藏）其廷。（二

年律令328)

產子者、恒以戶時占其□(二年律令326)

②弗事・徭役を負擔しない。「事」は徭役負擔のことで、前注所引の法律答問165に見える「徭使」と同じ。

非七大夫以下、皆復其身及戸、勿事。「如淳曰、事謂役使也。」

(漢書・高帝紀下)

因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復不事十歲。(史記・秦始皇本紀)

可(何)謂通事及乏繇(徭)。律所謂者、當繇(徭)、吏・典已令之、即亡弗會、爲通事。已闕及敦(屯)車食若行到繇(徭)所乃亡、皆爲乏繇(徭)。(法律答問164)

③赦童・惡少年、あるいは「赦」は「斃」に通じるなどとされるが、「赦」の意味するところは判然としない。出土法制史料に據るなら、「童」には「小童」と「赦童」があり、いずれも通常は勞役徵發の対象とならないが、穀物の輸送に際しては十五歳以上の赦童が徵發されることがあった。傅籍以前の者のうち、より大きな者を指すのであろう。二年律令には見えず、156～159簡に類似する二年律令43では、「赦童」ではなく「公大夫以下の子」とされる。

匿赦童、及占瘠(癘)不審、典・老贖耐。●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐(詐)僞者、賞二甲、典・老弗告、賞各一甲、伍人、戸一盾、皆罷(遷)之。●傅律。(秦律雜抄32～33)

繇(徭)律曰、興繇(徭)及車牛及興繇(徭)而不當者及擅傳(使)人屬弟子・人復復子・小赦童・弩、鄉嗇夫・吏主者、賞各

二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史見及或告而弗効、與同臯(罪)。弗見莫告、皆各一甲。(嶽麓(肆)147～148)

●繇(徭)律曰、發繇(徭)、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灑、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及母敢擅傳(使)赦童・私屬・奴及不從車牛。凡免老及赦童未傅者、縣勿敢傳(使)節(即)載粟乃發赦童年十五歲以上、史子未傅先覺(學)覺(學)室、令與粟事。赦童當行粟而寡子獨與老父老母居、老如免老、若獨與瘠(癘)病母居者、皆勿行。(嶽麓(肆)156～159)

●行書律曰、有令女子・小童行制書者、賞二甲。(嶽麓(肆)194)節(即)載粟、乃發公大夫以下子未傅年十五以上者。(二年律令43)

酤家不讎其酒、屠者罷列而歸。傲童不謳歌、春築者不相杵。(新書)春秋

④傅・兵役・徭役の対象として登録されること。54～59簡注②参照。

⑤匿者及所匿・

取(娶)人妻及亡人以爲妻、及爲亡人妻、取(娶)及所取(娶)爲謀(媒)者、智(知)其請(情)、皆黥以爲城旦春。(二年律令168)

⑥通傳・「匿」弗傳との違いがはつきりしないが、注②に引いた法律答問164を参考にすると、「通」とは「亡げて會さない」ことであり、後文の「會傳」と對になるものである。傅籍の手續きのために本人が官署に出頭すべきところ、それに従わなかったことか。

●興律曰、當爲求盜、典已戒而捕、不會、及已闕而捕若盜去亭一宿以上、賞二甲。(嶽麓(肆)240)

⑦物故・死亡すること。

單于召會武官屬、前以降及物故、凡隨武還者九人。「師古曰、物故謂死也、言其同於鬼物而故也。一説、不欲斥言、但云其所服用之物皆已故耳。」〔漢書〕蘇建傳

一郵郵十二室。長安廣郵廿四室、敬（警）事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。（二年律令265）

⑧通・整理小組は「捕」と釋讀するが、圖版により改めた。

⑨除・罪を免除する。

器職（識）耳不當籍者、大者賞官畜夫一盾、小者除。（效律43）

【解説】

戸口情報の申告をめぐる不正について、科罰を規定する。戸内の構成について事實を隱匿して徭役を逃れようとしたり、成人に達しようとする男子の存在を申告しなかったりした場合は、贖耐とされた。これは11〜12簡にみえる、成年男子（？）の年齢申告を怠った民への科罰と一致する。一方、「逋傳」の場合は貲一甲とされた。「匿戸・赦童」の場合は税役から逃れることをはつきりと意圖しているのに對し、「逋傳」は傳籍のために出頭すべきところ、その出頭期日に間に合わなかったというに過ぎず、それ故に處分も若干軽いのであろう。

「其有物故」以下は、出頭しなかった理由が本人の死亡に因る場合について述べる。戸内の者が出頭しなければ、その戸（具體的には戸主）には貲一甲が科されたが、死亡したために出頭していないのであれば、罪に問わないことを言うのであろう。ただし嶽麓簡の、

丞相議、吏歸治病及有它物故、免、不復之官者、令其吏舍人・僕【庸】行【 】（318）

を參考にするなら、戸内の者が死亡し、その葬儀のために出頭できなかった場合についての附則とも解釋できる。

徭役を徵發する際には、戸が單位となった。

故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戸、勿事。「應劭曰、不輸戸賦也。如淳曰、事謂役使也。師古曰、復其身及一戸之内皆不徭賦也。復音扶目反。」〔漢書〕高帝紀下

復蜀・巴・漢中・下辨・故道及雞劍中五郵、郵人勿令繇（徭）

戍、毋事其戸、毋租其田一頃、勿令出租・芻稟。（二年律令268）

兵役負擔の場合、「同居」の者から複数の人間が徵兵されることはなく、一世帯から一名が徵用されることが知られる。

●戍律曰、同居毋并行。縣畜夫・尉及士吏行戍不以律、貲二甲。（秦律雜抄39）

●戍律曰、戍者月更。君子守官四旬以上爲除戍一更。遭戍、同居毋竝行。不從律、貲二甲。（嶽麓一肆）<sup>184</sup>

こうした税役徵集の土臺となるのが、毎年八月に行われた戸口調査であった。その詳細は注①に引いた二年律令、特に譯注328〜330簡の注ならびに解説を参照されたい。

唐律には戸口の登録を逃れた者への科罰規定として次の条文が見える。

諸脫戸者、家長徒三年、無課役者、減二等、女戸、又減三等。（謂一戸俱不附貫。若不由家長、罪其所由。卽見在役任者、雖脫戸及計口多者、各從漏口法。）脫口及增減年狀、（謂疾・老・中・小之類。）以免課役者、一口徒一年、二口加二等、罪止徒三年。其增減非

免課役及漏無課役口者、四口爲一口、罪止徒一年半、卽不滿四口、杖六十。(部曲・奴婢亦同。)(『唐律疏議』戶婚上)

ちなみに整理小組は78簡と79簡を連続させているようである。そうなる「其有物故、不得會傳／爲匿之」という文章になり、「死亡した者があり、傳籍のために出頭できなかったならば、隠匿したこととする」と解釋せざるを得ない。だが単に出頭しなかった場合は賞一甲であったのに、死亡により出頭しなかった場合は匿戸と見なされ、かえって罪が重くなるのは矛盾である。兩簡が連続しない可能性が高い。これに對し、紀・張の配列復原案では、78簡は65簡に繋がるものとされ、これに従えば合理的な解釋が可能になる。

《七九》  
爲匿之。

79 (2017)

【譯】  
…これを隠匿したものとする。

【解説】  
前條の【解説】で述べたとおり、この簡は78簡とは連続しない。先行する簡を缺いていると理解した。

《八〇》  
…<sup>①</sup>

80 (1047)

【注】  
①墨跡は複数確認できるが、字形及び全體の文字數は判讀不能である。

《八一》  
其□…歲以上、贖金一兩。其捕一…<sup>①</sup>禁其囚<sup>②</sup>。 81 (1060)

【譯】  
その…歲以上…、賞金一兩。一…を捕らえれば…その故徼…禁じて…

【注】  
①一…整理小組は「一」の下は十字不明とするが、圖版から字數を確かめられない。

②故徼…統一以前の秦と六國との境界が、統一後に「故徼」と呼ばれた。

邊塞曰故塞。毋塞者曰故徼。(里耶秦簡⑧461)  
十餘歲、秦滅。及漢興、皆弃此國而開蜀故徼。(『史記』西南夷列傳)

徼外人來入爲盜者、要(腰)斬。(二年律令61)  
除邊關、關益斥、西至沫・若水、南至牂柯爲徼「索隱、張揖曰、徼、塞也。以木柵・水爲蠻夷界」、通零關道、橋孫水以通邛都。(『史記』司馬相如傳)

【解説】

紀・張は54～57簡から續くとするが、内容的には一連のものであるか定かではない。また本簡の末尾は、最後の「徼」の下が空白になっており、これで文が完結するように見えるが、「禁其故徼」で終わっては文意をなさず、假にこの釋文が正しいとすれば、後續の簡があると考えねばならない。

《八二》

□灋<sup>①</sup>、耐臯(罪)<sup>②</sup>以下畧(遷)之、其臣史<sup>③</sup>毆(也)、輸縣鹽<sup>④</sup>。能捕若訶告<sup>⑤</sup>犯令<sup>⑥</sup>者、刑城旦臯(罪)以下到畧(遷)臯(罪)一人、購金二兩<sup>⑦</sup>。

82 (1926)

【譯】

…法、耐罪以下であれば遷刑とし、臣史であれば縣の鹽官に身柄を移送する。令に違反した者を捕らえるか訶告できれば、刑城旦より遷刑までの者一人につき、賞金二兩。

【注】

①灋…【解説】に挙げる二年律令から推せば、前段から「與同灋」と續くのであろう。

②臯…睡虎地秦簡では「臯」字が用いられるが、嶽麓簡では大半が「罪」と書かれる。用字が變化した時期については「解題」第七章参照。

秦以臯似皇字、改爲罪。(【說文解字】十四篇下)

③臣史…人僕や隸臣などに近い卑賤な身分の書記で、睡虎地秦簡に見える「史隸」と類似するものであろう。

毆(擊) 城旦舂・居貨贖責(償) 而敢爲人僕・養・守官府及視臣史事若居隱除者、坐日六錢爲盜。(嶽麓〔肆〕272～273)

●視獄、十一月己丑、丞暨劾曰、聞主市曹臣史、隸臣更不當受列受棺列、買問論。(嶽麓〔參〕64～65)

可(何) 謂耐卜隸・耐史隸。卜・史當耐者、皆耐以爲卜・史隸。(法律答問19)

④輸縣鹽…整理小組は、或いは「輸巴縣鹽」の省略かとし、奏獻書

181(案例②)の「輸巴縣鹽」とそこに付された整理者注「鹽、鹽官。《漢書・地理志》巴郡胸忍有鹽官」を引用する。

⑤訶告…71～74簡注①参照。

⑥犯令…

可(何) 如爲犯令・灋(廢) 令。律所謂者、令曰勿爲、而爲之、是謂犯令。令曰爲之、弗爲、是謂灋(廢) 令毆(也)。廷行事皆以犯令論。(法律答問14)

⑦刑城旦臯以下到遷臯一人、購金二兩…

□亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者棄市罪一人、購金十兩。刑城旦舂罪、購金四兩。(二年律令137)

有能捕告贖畧(遷) 臯一人、購金二兩。(嶽麓〔肆〕126)

【解説】

前段を缺き、詳細は不明。ただし二年律令261～262に類似の表現が見える。

諸詐（詐）給人以有取、及有販賣買而詐（詐）給人、皆坐臧

（臧）與盜同法、罪耐以下、（261）

有（又）畀（遷）之。有能捕若詔吏、吏捕得一人、爲除戍二歲。

（262）

二年律令譯注では261簡と262簡は繋がらないとされたが、本簡と比較すれば、やはり繋がる可能性がある。本簡の冒頭「耐罪以下」は、二年律令同様に臧額に應じた科罰規定で、耐罪以下に相當する場合には遷刑が加刑されたものと考えられる。ただし特殊身分の臣史は一般の遷刑でなく鹽官での勞働に當てられた。

《八三》↓《七一》《七四》《八三》

及當輸不輸者一人、購金二兩。

83 (2094)

【解説】

紀・張が指摘するとおり、この簡は74簡の後に續き、一つの條文をなすものである。

《八四》《八六》

虜<sup>①</sup>學炊（吹）<sup>②</sup>柶（柶）<sup>③</sup>邑<sup>④</sup>・壞德<sup>⑤</sup>・杜陽<sup>⑥</sup>・陰密<sup>⑦</sup>・沂陽<sup>⑧</sup>及在左樂<sup>⑨</sup>・樂府<sup>⑩</sup>者、及左樂<sup>⑪</sup>・樂府<sup>⑫</sup>謳<sup>⑬</sup> 84 (2149)  
隸臣妾<sup>⑭</sup>、免爲學子<sup>⑮</sup>・炊（吹）人<sup>⑯</sup>、已免而亡、得及自出、盈三月

以爲隸臣妾。不

盈三月、笞五十、籍<sup>⑰</sup>亡日。後復亡、輒<sup>⑱</sup>盈三月、亦復以爲隸臣妾、皆復炊（吹）謳<sup>⑲</sup>。 85 (2016)  
86 (2008)

【譯】

虜にして柶邑縣・壞德縣・杜陽縣・陰密縣・沂陽縣で吹奏を學ぶ者、および左樂・樂府にある者が、および左樂・樂府の歌唱に従事する隸臣妾が、免ぜられて學子や吹人となり、すでに免ぜられた後に逃亡し、捕らえられた、および自ら出頭したとき、三ヶ月以上であれば隸臣妾とする。三ヶ月未滿であれば笞五十とし、逃亡日數を簿籍に記す。その後ふたたび逃亡し、逃亡期間が累積三ヶ月以上となれば、同様にふたたび隸臣妾とし、いずれもふたたび吹奏や歌唱に従事させる。

【注】

①虜・整理小組は「虜獲的人」とする。212～213簡にも、「收人」「人奴」などと並んで「虜」が見え、隸屬者の一種と考えられるが、詳細は不明。

置吏律曰、有辜（罪）以畀（遷）者及贖耐以上居官有辜（罪）以廢者、虜・收人・人奴・羣耐子・免者・贖子、輒傳其計籍。（獄麗）<sup>⑳</sup> 212～213  
一人與佐帶上虜課新武陵。（里耶秦簡㉑ 1677）

②學炊・整理小組は「炊」を「吹」と読み、樂器の吹奏技術を學ぶこととする一方で、「學子・吹人」の省略である可能性も指摘する。ここでは前者の解釋を採り、「縣で吹を學ぶ」者と

「左樂・樂府に在る者」が免じられ、それぞれ學子と吹人になると考へた。

③ 栒邑…縣名。『漢書』地理志では右扶風所屬。二年律令秩律では「楊(栒)邑」として現れ(49簡)、前後には北地郡所屬の縣が配列される。

右扶風。故秦內史。…栒邑。有幽鄉、詩幽國、公劉所都。〔『漢書』地理志〕

④ 褒德…縣名。地理志では「褒德」に作り、左馮翊所屬。

左馮翊。故秦內史。…褒德。禹貢北條荆山在南、下有彊梁原。洛水東南入渭、雍州繇。莽曰德驪。〔『漢書』地理志〕

⑤ 杜陽…縣名。地理志では右扶風所屬。

右扶風。故秦內史。…杜陽。杜水南入渭。詩曰自杜。莽曰通杜。〔『漢書』地理志〕

⑥ 陰密…縣名。地理志では安定郡所屬。二年律令秩律では北地郡所屬の縣とともに現れる(49簡)。

安定郡。武帝元鼎三年置。…陰密。詩密人國。有囂安亭。〔『漢書』地理志〕

⑦ 沂陽…二年律令秩律にも見えるが(48簡)、地望不詳。縣令は八百石で、要地の縣だった。

⑧ 左樂…官署名。音樂や樂人を掌る。整理小組が指摘するとおり、

秦封泥に「左樂丞印」「雍鐘左樂」などが見える。

⑨ 樂府…少府の屬官。秦封泥にも「樂府」「樂府丞印」「樂府鐘官」などがある。二年律令秩律にも秩六百石の官名として樂府〔令〕が見える(49簡)。

少府、秦官、掌山海池澤之稅、以給共養、有六丞。屬官有…樂府…。…綏和二年、哀帝省樂府。〔『漢書』百官公卿表上〕

⑩ 謳隸臣妾…左樂・樂府にあつて歌唱を擔當する隸臣妾。「工隸臣」と同じく、刑徒呼稱の前に特殊技能名を冠する。

蔡謳員三人、齊謳員六人、〔『漢書』禮樂志〕  
孝武衛皇后字子夫、生徵也。其家號曰衛氏、出平陽侯邑。子夫爲平陽主謳者。〔師古曰、齊歌曰謳。〕〔『漢書』外戚傳上〕

⑪ 學子…整理小組は技藝を學ぶ者の汎稱とする。類似するものとして二年律令には「學童」が見える。

史・卜子年十七歲學。史・卜・祝學童學三歲、學俱將詣大(太)史・大(太)卜・大(太)祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。(二年律令474)

⑫ 吹人…整理小組は樂器演奏者とする。樂府には吹人の樂隊として「吹鼓」が置かれた。

沛吹鼓員十二人、族歌鼓員二十七人、陳吹鼓員十三人、…凡鼓八員百二十八人、朝賀置酒、陳前殿房中、不應經法。〔『漢書』禮樂志〕

⑬籍…簿籍に記すこと。33～36簡注①参照

⑭斬…加算する、疊積する。33～36簡注⑫参照

【解説】

音楽演奏の特殊技能を有する隸屬身分の者にして、免ぜられて庶人となった後も引き續き部署にあり續ける者、すなわち一種の「復作」が逃亡した場合の規定と考えられる。33～36簡には、寺車府などに屬する隸臣が刑徒身分より免ぜられながら引き續き元の部署に屬し、逃亡した際の處罰が規定されている。本條も同様のケースに關するものであり、科罰の原則が基本的に一致する。なお二年律令や秦律十八種には、

□□工事縣官者復其戸而各其工。…(中略)…新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。盈二歲而巧不成者、勿爲復。(二年律令278～280)

新工初工事、一歲半紅(功)、其後歲賦紅(功)與故等。工師善教之、故工一歲而成、新工二歲而成。能先期成學者謁上、上且以賞之。盈期不成學者、籍書而上內史。均工(秦律十八種111～112)

といった條文がある。『漢書』賈誼傳に周初の制を述べる中で「瞽史誦詩、工誦箴諫」とあり、その師古注「工、習樂者也」を参照するなら、二年律令や睡虎地秦律に見える「工」も、樂を學ぶ者すなわち本簡にいう「學子」を含む可能性がある。また均工律には「隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養」(秦律十八種113)ともあり、本簡の謳隸臣妾もそうした者なのであろう。

本條の前段では「學吹」の場としていくつかの縣が擧げられるが、そのうち栒邑・杜陽・陰密は內史の西部に位置し、咸陽よりも秦の

舊都である雍に近い。四時を初めとしたさまざまな祭祀施設が雍の周邊に置かれたこととの關連が疑われる。

《八七》

□□官。

87 (2055)

【譯】

…官。

【注】

①□□…整理小組は「于？」と釋するが、字形は異なる。かつ「官」一字で特定の部署や場所を指す用例は嶽麓簡には他見せず、「于官」で文が完結するとは考えられない。

【解説】

整理小組は本簡を86簡と連續させ、「また官に吹謳す」と解釋しているのかもしれないが、注に述べた理由により、その解釋には従い難い。84～86簡では字間がゆつたりしているのに對し、本簡では字が詰まっているようにも見え、この點でも連續するとは考えにくい。紀・張の復原案でも連續は想定されていない。

《八八》

罍(遷)、賞二甲。不盈卒歲、賞一盾、皆毋籍亡日。88 (2158+1958)

【譯】  
：遷刑、賞二甲。一年に満たなければ、賞一盾とし、いずれも逃亡日数を簿籍に記さない。

【解説】  
冒頭の「遷」とそれに對する「賞二甲」とはどのような關係にあるのか、前文が分からないため不明である。たとえば「匿罪人（あるいは告不審など）某罪到／遷、賞二甲」という展開が考えられるが、その場合はそれに續く「不盈卒歲」との呼應關係が分からない。

これに對し、前文から「：盈卒歲、／遷、賞二甲」と續いた可能性も考えられよう。一つの犯罪に對して遷刑と財産刑が併科された例としては、

●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐（詐）僞者、賞二甲、典・老弗告、賞各一甲、伍人、戶一盾、皆罾（遷）之。（秦律雜抄32～33）

がある。だが一年以上なら遷刑に處した上でさらに賞二甲を科すのに對して、一年未満なら賞一盾というのでは、科せられる刑罰の違いが大きすぎる。

《八九～九〇》

奴亡、以庶人以上爲妻、婢亡、爲司寇以上妻、黥奴婢頰（頰）頰、畀其主、以其子爲隸臣妾。奴妻欲去、許之。  
89 (0188)  
90 (0187)

【譯】  
奴が逃亡して庶人以上の身分の者を妻とし、また婢が逃亡して司寇以上の身分の者の妻となったならば、それら奴婢の眉間と頰に入れ墨し、その主人に引き渡し、その間に生まれた子は隸臣妾とする。奴の妻が夫のもとを去ることを望めば、それを許す。

【解説】  
98簡にも「奴婢亡而得、黥頰（頰）頰、畀其主」とあり、本簡はこうした規定を前提とした上で、奴や婢が逃亡中にもうけた子をどう扱うかに主眼を置く條文なのであろう。なお二年律令には、

民爲奴妻而有子、子畀奴主。（188）

とあり、子を隸臣妾とする本簡の規定との間に相違が見られる。主人の許を離れ、逃亡中にもうけた子ではないことに因るのか、時代により規定が變化したのか、不明である。

さらにいえば、漢律では逃亡者を夫・妻とした者も處罰され、事實を知らなかったとしても減刑されなかった。

●律、取（娶）亡人爲妻、黥爲城旦、弗智（知）、非有減也。（奏讞書30～31 案例④）

これに對し、本條文では逃亡奴隸の夫・妻は科罰の対象となっていないようである。これも時代による變化であらうか。

《九一》

闕亡<sup>①</sup>盈十二月而得、耐。不盈十二月爲將陽<sup>②</sup>、毆（擊）城旦春<sup>③</sup>。  
91 (0188)

【譯】

闕亡して十二ヶ月に達して捕らえられたら、耐刑とする。十二ヶ月未滿であれば將陽として、繫城旦舂とする。

【注】

①闕亡…不法に逃亡すること。40～43簡注⑧参照。

②將陽…逃亡罪のうち、逃亡日数が一年未滿のもの。40～43簡注⑥参照。

③繫城旦舂…期限を定めて城旦舂と同じ勞役に就けられる刑罰。24～28簡注⑧参照。

【解説】

逃亡罪に関する一般規定。主語が明示されていないが、本條に對應する二年律令157には、

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、毆（繫）城旦舂、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、笞五十。給逋事、皆籍亡日、輒數盈卒歲而得、亦耐之。

とある。これを踏まえれば、本條も主語は「吏民」と考えられるものの、嶽麓簡では黔首が吏と併置される例は無いので、この場合の主語は民と考えるのが妥當であろう。民が正當な理由無く逃亡して十二ヶ月以上になって捕まった場合は耐刑に處し、十二ヶ月未滿で捕まった場合は「將陽」として繫城旦舂に處す。ここでは繫城旦舂とされる期間が明記されないが、二年律令157で「皆償亡日」とされるのと同様に、逃亡日數と同じ期間であったと考えられる。

《九二》

□□其逋①毆（也）、事②。其母逋毆（也）、笞五十。其工③毆（也）、笞五十、有（又）毆（繫）城旦舂、拾（給）逋事④。人屬⑤

92 (2080)

【譯】

…徭役をのがれたのであれば、これを使役する。のがれたのであれば、笞五十とする。工であれば、笞五十としたうえで、さらに繫城旦舂とし、のがれた分の勞役負擔に従事する。人屬：

【注】

①逋…租税の納付や徭役などの義務を放置し、のがれること。68～69簡注⑥参照。

②事…使役する。24～28簡注⑬参照。

③工…各種の技能を持つ職人、技術者。7～9簡注⑪参照。

④拾逋事…整理小組は「拾」が「給」に通じるとする。これに従う。

「給逋事」は罪人がのがれた分の勞役を完遂することをいう。

●戍律曰、戍者月更。君子守官四旬以上爲除成一更。遣戍、同居毋竝行。不從律、貲二甲。戍在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾（給）日。繇（徭）發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒請（躡）以平其繇（徭）。（嶽麓〔肆〕184～185）

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、毆（繫）城旦舂、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆（也）、笞五十。給逋事、皆籍

亡日、輒數盈卒歲而得、亦耐之。(二年律令157)

⑤人屬・嶽麓簡には次のような用例がある。

繇(徭)律曰、興繇(徭)及車牛及興繇(徭)而不當者及擅傳

(使)人屬・弟子・人復復子・小敖童・弩、鄉嗇夫吏主者、皆各二甲。(嶽麓〔肆〕147~148)

【解説】

徭役をはじめとした勞役義務を果たさなかった場合の處置を規定するが、前段が脱落し、その前提条件がはっきりしない。ただし、この92簡の背面劃線は91簡と連続する。両者が連続するとすれば、その構造は二年律令157簡と相似する。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆(繫)城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出毆(也)、笞五十、給逋事。皆籍亡日。輒數盈卒歲而得、亦耐之。(157)

二年律令157から類推するなら、92簡は逃亡者が自ら出頭した場合の處置を述べたもので、逃亡者が徭役義務を怠っていたらその徭役に就け、怠っていないければ、笞五十で済ませると言っていることになる。

さらに「工」についての規定も記され、彼らも「逋事を給」することになっている。この場合の「事」とは徭役従事の義務ではなく、工として本来果たすべき作業のことと考える方が妥當だろう。

《九三~九四》

□□□罪而與(遷)①郡縣道②及告子③居隴西④縣道及郡縣道⑤者、皆

毋得來之中縣道官⑥。犯律者⑦、皆作其數⑧、及命者⑨、旋(逐)⑩盜賊、亡司寇・隸臣妾、奴婢闕亡者、吏弗能審而數⑪、其縣道嗇夫 93 (2107) 94 (2122)

【譯】

…罪、郡の縣道に遷された場合、および子を告發して隴西の縣道および郡の縣道に居住させた場合は、いずれもやって来て關中の縣道官に行くことはできない。律の規定に違反した場合は、いずれも…

…作其數、および刑名の確定した者、逃亡中の盜賊、逃亡中の司寇や隸臣妾、奴婢の闕亡している者について、吏が詳細を明らかにして數を定めることができなければ、その縣道の嗇夫は…

【注】

①與・整理小組が「遷」の誤記とするのに従った。

②郡縣道・内史以外の諸郡に所屬する縣道。53簡注①参照。

③告子…親が子を告發すること。次掲の封診式には93簡と同じく子を告發して他所に居らせる例が見える。

罍(遷)子、爰書。某里士五(伍)甲告曰、謁鑿親子同里士五(伍)丙足、罍(遷)蜀邊縣、令終身毋得去罍(遷)所、敢告。(封診式46~47)

④隴西…内史の西に接する郡。秦昭襄王の時に義渠戎を滅ぼして、その故地に北地・上郡と共に置いた。

其後、義渠之戎築城郭以自守、而秦稍蠶食之、至於惠王、遂拔義渠二十五城。惠王伐魏、魏盡入西河及上郡于秦。秦昭王時、義渠戎王與宣太后亂、有二子「師古曰、即昭王母也」。宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐滅義渠。於是秦有隴西・北地・上郡・築長城以距胡。〔漢書 匈奴傳上〕

隴西郡、秦置。莽曰厭戎。戶五萬三千九百六十四、口二十三萬六千八百二十四。有鐵官、鹽官。縣十一。〔漢書 地理志下〕

⑤隴西縣道及郡縣道・隴西縣道は郡縣道に含まれるはずだが、ここでは隴西縣道が別に擧げられている。

⑥皆母得來之中縣道官・遷された子などが關中の縣道に來ることを禁じる。「中縣道官」は24〜28簡注④參照。

⑦犯律者・秦簡・漢簡に「犯令」は見えるが、「犯律」はこのみである。秦律において「犯令」は法律用語の一つであり、「律」の違反を「犯令」と表現する例もある。その一方で「犯律」に類似した「不從律」という表現はある。

六月、其女子作居縣、以當戍日。戍告犯令者一人以上、爲除戍故徹一歲者一人。〔嶽麓〔肆〕37〕

二、制詔御史、其令扞〔扞〕關・鄖關・武關・函谷〔關〕・臨晉關、及諸其塞之河津、禁毋出黃金・諸寶黃金器及銅、有犯令〔二年律令〕

●行書律曰、有令女子・小童行制書者、貲二甲。能捕犯令者、爲除半歲繇〔徭〕、其不當繇〔徭〕者、得以除它人繇〔徭〕。〔嶽麓〔肆〕194〜195〕

可〔何〕如爲犯令・灋〔廢〕令。律所謂者、令曰勿爲、而爲之、是謂犯令、令曰爲之、弗爲、是謂灋〔廢〕令毆〔也〕。廷行事皆以犯令論。〔法律答問14〕

●內史祿律曰、黔首室・侍〔寺〕舍有與廡・倉・庫・實官補屬者、絕之、毋下六丈。它垣屬焉者、獨高其侍〔置〕、不從律者、貲二甲。〔嶽麓〔肆〕175〜176〕

制。所致縣道官、必復請之、不從律者、令丞〔龍岡秦簡8〕毋敢以投書者言毆〔擊〕治人。不從律者、以鞫獄故不直論。〔二年律令118〕

⑧作其數・整理小組は「數、名數」とする。「名簿を作成する」との理解であろう。一方で、この「數」は「亡」に関わるものである。いづれにせよ決め手に切れ、また93・94簡の接續を説明しがたい。〔解説〕も參照のこと。

不盈廿二錢者、貲一甲。其自出毆〔也〕、減罪一等。亡日錢數過六百六十而能以錢數捕告者、購金二兩。其不審、如告不審律。六百六十錢以下及不能審錢數而告以爲亡、購金一兩。其不審、完爲城旦春到耐罪、貲二甲、貲罪、貲一甲。〔嶽麓〔肆〕19〜21〕

⑨命者・「命」とは犯した罪に對應する刑名を確定すること。13〜14簡注⑤參照。

⑩處〔遂〕にけること。60〜64簡注①參照。なお整理小組は「命者處、盜賊亡、司寇・隸臣妾」と句讀を切るが、60〜64簡を參

照するなら、「命者」「亡司寇・隸臣妾」と區切るべきであり、  
兩者に挟まれた「旒盜賊」は60〜64簡の「盜賊旒者」に相當し  
よう。

盜賊旒(遂)者、及諸亡坐所去亡與盜同濃者當黥城旦春以上、及  
命者、亡城旦春・鬼薪白粲舍人室・人舍・官舍、主舍者不智  
(知)其亡、贖耐。…(中略)…當完城旦春以下到耐罪、及亡收・  
司寇・隸臣妾、奴婢闖亡者舍人室・人舍・官舍、主舍者不智  
(知)其亡、賞二甲。(嶽麓(肆) 60〜64)

①吏弗能審而數…整理小組は「而」を「其」に相當する字とするが、  
ここでは「審らかにして數う能わず」と訓讀して解釋した。

【解説】

93・94簡は背面の劃線も繋がりに、一つの條文を構成するものであ  
るように映る。ひとまず整理小組の解釋に従うなら、「律の規定に  
違反した場合は、いずれもその名簿を作成し、及び刑名の確定した  
者、…について、吏がその名簿を審らかにすることができなければ、  
…」と譯せよう。だがこの解釋では、「命者」の前の「及」を挟ん  
で、その前後で話題にずれが生じてしまう。「命者」吏弗能審而數」  
は處罰の対象となる不正行爲について述べており、従って「及」を  
挟んでこれと對になる「…作其數」も、何らかの不正(たとえば不  
當に名簿を作成した)について述べたものでなければ辻褄が合わない  
からである。注⑧に示した別案で「作其數」を解釋したとしても同  
じである。よって、兩簡は連続しないものとして譯出した。  
この解釋だと、93・94簡はいずれも前後の簡を欠いていることに  
なり、その意味するところは判然としないが、前者は關外に遷され

た者が關中に戻るのを禁じた規定、後者は逃亡者の數を正確に把握  
できていない官吏への處罰規定と推測される。

《九五》  
(空白)①

95 (1955)

【注】

①上端、さらに右半を若干欠き、墨跡は確認できない。整理小組も  
「…」という符號すら記しておらず、空白簡と見ているよう  
ある。

《九六》

數而盜①、入其餘縣道官②。

96 (2096)

【譯】

…數…盜んだら、その残りを縣道官に納入する。

【注】

①而盜…「而盜」という句造りの前には、通常、盜に關する補足條  
件がくる。

害盜別徼而盜、駕(加)臯(罪)之。●可(何)謂駕(加)臯(罪)。  
(法律答問1)

城旦刑盡而盜賊(賊)百一十錢以上、若賊傷人及殺人、而先自告  
也、皆棄市。(二年律令91〜92)

②入、縣道官…

亡・毀・傷縣官器財物、令以平賈(價)償。入毀・傷縣官、賈(價)以減償。(二年律令43)

【解説】

注②に引いた例を参照すれば、この句讀で間違いないと考えるが、條文の内容は知り得ない。

《九七》

□司寇<sup>①</sup>・白粲<sup>②</sup>・奴婢以亡、黥爲城旦舂、黥奴婢頤(頤)類<sup>③</sup>、畀其主。 97 (2062)

【譯】

…司寇。…司寇・白粲・奴婢が逃亡すれば、黥城旦舂とし、奴婢には眉間と頰に入れ墨して、その主人に引き渡す。

【注】

①司寇…整理小組は「春」…とし、墨跡は認められないものの、重文符號の上には「春」字があったと假定する。この理解に従えば、「城旦舂司寇」が逃亡した場合の科罰は確かに黥城旦舂なので(50簡)、辻褄は合う。「城旦舂司寇」は城旦舂のうち、他の城旦舂を監視(「司寇」)する職務に就けられた者。50簡注①参照。

城旦之垣及它事而勞與垣等者、且半夕參、其守署及爲它事者、參食之。其病者、稱議食之、令吏主。城旦舂・舂司寇、白粲操土攻

(功)、參食之、不操土攻(功)、以律食之。倉(秦律十八種55)

56

城旦舂司寇亡而得、黥爲城旦舂。不得、命之。其獄未鞠而自出毆(也)、治(笞)五十、復爲司寇。(獄麗(肆)50)

②白粲…7～9簡注⑧参照。

③頤類…眉間と頰。24～28簡注⑰参照。

【解説】

刑徒・奴婢の逃亡について規定する。科罰の部分は「刑徒↓黥爲城旦舂、奴婢↓黥頤類、畀其主」という對應關係に相違ないが、やや嚴密さに缺ける言い回しである。「舂司寇」(50簡)や奴婢(98簡)の逃亡についての規定は他にも見え、これらの條文を一つにまとめようとした文章であろうか。

注①でふれたとおり、整理小組は「春」司寇との案を示し、それにより確かに條文全體の筋は通る。だが科罰は「黥爲城旦舂」で、男性刑徒も科罰對象として想定されているのに對し、擧げられている刑徒は「舂司寇・白粲」、すなわち女性刑徒のみであるというのは矛盾である。墨跡はまったく見えず、ここでは文字不明とした。

《九八～九九》

奴婢亡而得、黥頤(頤)類、畀其主。●其自出<sup>①</sup>吏及自歸<sup>②</sup>□

□□主。不自出而得、黥頤(頤)類、畀其主。之亡<sup>③</sup>徹中<sup>④</sup>蠻夷<sup>⑤</sup>而

98 (2117)

未盈

99 (016)

【譯】

奴婢が逃亡して捕らえられたら、眉間と頬に入れ墨して、その主人に引き渡す。●自ら吏のもとに出頭するおよび自ら…戻る…主…自ら出頭せずに捕らえられれば、眉間と頬に入れ墨して、その主人に引き渡す。逃亡して徹の内側の蠻夷居住地にゆき…に満たなければ…。

【注】

①自出…自ら出頭する。10簡注③参照。

②之亡…亡之」の誤記であろう。

南亡之諸侯、闖匿之也。(奏讞書20 案例③)  
亡之諸侯、游宦事人、及舍匿者、論皆有法。(漢書 淮南王傳)

③徹中…整理小組は「故徹の内側」とする。100簡では「其得徹中」と「其得故徹外」が對になっているので、この理解は妥當である。「故徹」は81簡注②参照。

④蠻夷…整理小組は「蠻夷の居住地を指す」とする。君長に率いられて暮らす蠻夷は、通常の黔首とは異なる待遇を受けた。

十一年八月甲申朔己丑、夷道介丞嘉敢瀝(讞)之。六月戊子、發弩九詣男子母憂、告爲都尉屯、已受致書、行未到、去亡。●母憂曰、變(蠻)夷大男子、歲出五十六錢、以當繇(徭)賦。不當爲屯。尉窳遣母憂爲屯、行未到、去亡。它如九。●窳曰、南郡尉發

屯有令、變(蠻)夷律不曰勿令爲屯。卽遣之。不智(知)亡故。它如母憂。●詰母憂、律、變(蠻)夷男子歲出實錢以當繇(徭)賦、非曰勿令爲屯也。及雖不當爲屯、窳已遣母憂卽屯卒。已去亡、何解。母憂曰、有君長、歲出實錢以當繇(徭)賦、卽復也。存吏母解。●問如辭(辭)。●鞠之、母憂變(蠻)夷大男子、歲出實錢以當繇(徭)賦。窳遣爲屯、去亡、得。皆審。●疑母憂罪。它縣論。敢瀝(讞)之。謁報。署獄史曹發。●吏當、母憂當要(腰)斬。或曰不當論。●廷報、當要(腰)斬。(奏讞書1-7 案例①)  
諸塞外蠻夷爲外臣葆塞及不塞者、外有急、軍吏謹以辨道、其不入葆及不居暫內、與吏卒相佐者、輒言二千(上孫家秦一一五號漢墓 173・「散見簡牘合輯」290)

【解説】

98・99簡はいずれも奴婢の逃亡に関する内容を持つが、前者は下部、後者は上部を大きく缺く。従って同一條文を構成するという確證はなく、「而得、黥其主」という部分が大きく重複するのも氣にかかるが、とりあえずまとめて譯出しておいた。整理小組はさらに、99簡が100簡に直接繋がることを想定しているようだが、兩簡は連続しないと判断した。その論據は次條を参照のこと。

逃亡した奴婢が、眉間と頬に入れ墨されて主人の許に返されたことは89・90簡からも窺え、さらに二年律令には次の條文が見える。

□領界主。其自出毆(也)、若自歸主・主親所智(知)、皆笞百。(159)

奴婢亡、自歸主・主親所智(知)、及主・主父母・子若同居求自得之、其當論界主、而欲勿詣吏論者、皆許之。(160)  
これら條文と比較するなら、98簡の末尾も「自歸(主・主親所智)」

と續いていた可能性が高い。

《100》

歲、完爲城旦春。奴婢從誘<sup>②</sup>、其得微中<sup>③</sup>、黥顏(顏)頰、其得故微<sup>④</sup>外、城旦黥<sup>④</sup>之、皆界主。 100 (0186)

【譯】

…歲、完城旦春とする。誘つた者に付き従つた奴婢が、微の内側で捕らえられたならば、眉間と頰に入れ墨し、故微の外側で捕らえられたら、城旦と同様の入れ墨をし、いずれも主人に引き渡す。

【注】

①從誘：誘者に付き従い、行動を共にすること。「誘」とは合意の

上で人を誘つて連れて行くこと。單に惡事に誘うというのではなく、逃亡を誘い導くことを謂う。「從」は「付き従う」の意。

諸略・和誘人、若和同相賣。「疏議曰、不和爲略。…和誘者、謂彼此和同、共相誘引。」〔唐律疏議〕名例35)

步及驟處兮、誘聘先。「注、誘、導也。」〔楚辭〕招魂

無敢寇攘、踰垣牆、竊馬牛、誘臣妾。〔書〕費誓

●詰闌、律所以禁從諸侯來誘者、令它國母得取(娶)它國人也。闌雖不故來、而實誘漢民、之齊國、卽從諸侯來誘也。(奏獻書21)

22 案例③

□來誘及爲聞者、磔。亡之□(二年律令3)

道微中蠻夷來誘者、黥爲城旦春。其從誘者、年自十四歲以上耐爲隸臣妾、奴婢黥顏(顏)頰、界其主。(嶽麓〔肆〕102)

②微中：99簡注②参照。ここでの微中とは99簡に見える「微中蠻夷」を指すともとれるが、ひとまず故微の内側全體で、一般の縣道と蠻夷居住地のいずれをも含むと解釋した。

③故微：81簡注②参照。

④城旦黥：黥城旦春と同じ入れ墨を加えること。37～39簡注④参照。

【解説】

99簡から100簡は「未盈/歲——一年に満たなければ——」と文章が續き、連續するかのように見える。だが以下の理由により、兩者は連續しないと考えた。

①繋げた場合、「未盈歲」となるが、「一年未滿」は嶽麓簡では「未盈歲」の例は無い。(ただし睡虎地秦簡には見える(秦律十八種 102～103と同内容の效律19～21))。

②繋げた場合、逃亡期間が一年未滿の場合の規定だけで、一年以上の規定が存在しないことになる。

③99簡背面にある劃線が100簡には無い。

④繋げた場合、微中蠻夷に逃亡した者は、一年未滿であれば完城旦春とされたことになるが、102簡では黔首は耐隸臣妾、奴婢なら「黥顏頰、界其主」とされており、矛盾する。

従つて100簡の前の内容は不明である。續く「奴婢從誘」以下は、誘い導く者に付き従つて逃げた奴婢への科罰規定。故微の内側で捕らえられたか外側かで科罰は相違し、微中の場合は「黥顏頰」とされた。これは98簡の、奴婢の逃亡への科罰規定と一致し、この場合

は通常の逃亡として扱われたといえる。一方、徼外の場合は「城旦黥」とされ、科罰が重くなった。これは徼外蠻夷に逃げた隸臣が「黥城旦舂」とされる(101簡)のと通底する。

《二〇一》

誘隸<sup>①</sup>臣<sup>②</sup>・從誘<sup>③</sup>以亡故塞<sup>④</sup>徼外蠻夷、皆黥爲城旦舂。亡徼中蠻夷、耐其誘者、以爲城旦舂。亡縣道<sup>⑤</sup>、耐其誘者、以爲隸臣<sup>⑥</sup>。

101 (2065+0750)

【譯】

隸臣を誘い導いた者と、誘った者に付き従った隸臣とが、故塞・徼外の外側の蠻夷居住地に逃げた場合は、いずれも黥城旦舂とする。徼の内側の蠻夷居住地に逃げたならば、誘い導いた者を黥城旦舂とする。縣道に逃げたなら、誘い導いた者を耐隸臣…。

【注】

①誘隸臣：「誘」は100簡注①参照。誘の前にさらに文字があつた可能性もあるが、ひとまず誘から始まるものとして譯した。

②從誘：100簡注①参照。

③故塞：統一以前の六國との境界のうち、防壁のある部分。邊塞曰故塞。毋塞者曰徼。(里耶秦簡⑧45)

起塞以來百有餘年、非皆以土垣也、或因山巖石、木柴僵落、谿谷水門、稍稍平之、卒徒築治、功費久遠、不可勝計。(漢書)匈奴傳

下)

④縣道：この場合は、徼中の、蠻夷居住地以外の場所を指す。

⑤隸臣：隸臣を誘った者が女性である可能性もあり、従つて前段が「耐其誘者、以爲城旦舂」であるのと同じく、この箇所も「隸臣妾」と書かれるべきである。單に「妾」字を書き落としたのかもしれないが、一方で「隸臣」の語は101簡の下端に書かれていたので、この條文には續きがあり、101簡に接續する簡が「妾」から始まるという可能性もある。ここでは後者の見解を採り、101簡は102簡に接續しないと考えた。

【解説】

隸臣を誘った者と、それに従つて逃亡した隸臣への科罰規定。徼外の蠻夷居住地で捕らえられた場合は、兩者とも黥城旦舂とされた。これに對し、徼中で捕らえられた場合については、誘った者への科罰しか規定されない。從誘した奴婢への科罰(100簡)が、徼の内側で捕らえられた場合は通常の逃亡罪と變わりないことを参考にすれば、從誘した隸臣も徼中であれば通常の逃亡罪と見なされたので、ここに規定がないのかもしれない。一方、誘った者は徼中蠻夷で捕まれば黥城旦舂、それ以外の場所なら耐隸臣(妾)とされ、通常の逃亡罪(一年以上で耐司寇(91簡)より重く罰せられた)。

《二〇二》

徼中蠻夷來誘<sup>①</sup>者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歲以上<sup>②</sup>耐

爲隸臣妾し、奴婢黥顔(顔)類、異其主。

102 (0187)

【譯】

徼の内側の蠻夷居住地からやって来て誘い導いた者は、黥城旦春とする。誘った者に付き従った者のうち、十四歳以上の者は耐隸臣妾とし、奴婢は眉間と頬に入れ墨してその主人に引き渡す。

【注】

①道(來誘)「道」は「從」に同じ。

太尉周勃道太原入、定代地。「韋昭曰、道、猶從。」(「史記」高祖本紀)

●詰闕、律所以禁從、諸侯來誘者、令它國母得取(娶)它國人也。闕雖不故來、而實誘漢民、之齊國、即從諸侯來誘也。(秦獻書21)

22 案例③

②十四歳・十四歳未滿であれば處遇が異なる事例としては、次の條文が擧げられる。一方で、嶽麓簡には十八歳が基準となる例もある。1〜2簡注⑥参照。

■亡不仁邑里・官、毋以智(知)何人毆(也)、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆(繫)城旦春。博作倉告(奪)、令春勿出、將司之如城旦春。其小年未盈十四歳者博作、事之如隸臣妾然。(嶽麓(肆) 24〜26)

●行書律曰、母敢令年未盈十四歳者行縣官恒書、不從令者、賞一甲。(嶽麓(肆) 196)

【解説】

徼の内側の蠻夷居住地からやって来て、逃亡を誘導した場合の科罰規定。誘った者・それに従った一般民・奴婢、の三者への刑罰が示されるが、どこで捕らえられたかについては言及がない。①徼中の蠻夷居住地で捕らえられたのが暗黙の前提であるという解釋と、②徼中であれば蠻夷居住地であろうと縣道であろうと、科罰は同じだった(誘った者が徼中蠻夷から来たケースなので、徼外で捕らえられることは想定されていない)という解釋がありえよう。後者であれば、徼中の縣道で捕らえられた誘者は黥城旦春(101簡では耐隸臣妾)、従誘した一般民は耐隸臣妾(91簡では一年以上の闕亡で耐司寇)となり、より刑が重い。徼中蠻夷が關與したことにより、刑が加重されたことになる。

100〜102簡の内容を、類似條文とともに一覽にして示しておく。

	徼中		徼外
	縣道で得られた場合	蠻夷居住地の場合	
誘者	耐隸臣(妾?)	黥城旦春	黥城旦春
從誘(隸臣)	(不明)	(不明)	黥城旦春
從誘(奴婢)	黥顔類	黥顔類	城旦黥
cf. 奴婢亡而得	黥顔類	黥顔類	
道徼中來誘者	(黥城旦春?)	黥城旦春	
徼中來誘者	(耐隸臣妾?)	耐隸臣妾	
cf. 闕亡・將陽	耐司寇(繫城旦春)		

91 102 102 102 98 100 101 101

《1013》  
顧(顔)頰、其得故傲外、城且黥之、皆界主。 103 (1959)

【譯】  
眉間と頰に…、故傲の外側で捕らえられたら、城且と同様の入れ墨をし、いずれも主人に引き渡す。

【解説】  
整理小組はこの簡の前に缺簡を想定する。だが102簡の下端には空白があり、かつ内容においても102簡と103簡が缺簡を挟んで連続する確證はない。  
この簡に記された内容は100簡の後半部分とまったく同文である。

《1014》  
得<sup>①</sup>其…<sup>②</sup>黥頰(顔) 104 (2073)

【譯】  
□得其…眉間…に入れ墨をし、…。

【注】  
①得…整理小組は「得」と釋讀するが、別冊の擴大圖版では「當」とする。字畫は左端がわずかに見えるのみである。

②整理小組は「其」「黥」のあいだに十四字あるとするが、圖版から字數を確認できない。

《1015》  
(空白)<sup>①</sup> 105 (2118)

【注】  
①簡には缺損がないが、墨跡が確認できない。整理小組も「…」という符號すら記しておらず、空白簡と見ているようである。

附記

・本研究班の班員は以下のとおり(二〇一六～二〇一七年度)。冒頭に列舉したのは、今回の譯注稿の、原稿作成者である。

- 伊藤暉(關西大學・博士課程)・郭聰敏(立命館大學・博士課程)・古勝隆一(人文研・准教授)・佐藤達郎(關西學院大學・教授)・齋藤賢(京都大學・博士課程)・蔣曉亮(京都大學・博士課程)・中國・武漢大學・博士課程)・角谷常子(奈良大學・教授)・鷹取祐司(立命館大學・教授)・趙晟佑(人文研・招へい外國人學者)・韓國・ソウル大學・准教授)・陳捷(人文研・非常勤研究員)・土口史記(岡山大學・准教授)・鄭威(人文研・招へい外國人學者)・武漢大學・副教授)・野口優(人文研・非常勤研究員)・畑野吉則(關西大學・博士課程)・藤井律之(人文研・助教)・宮宅潔(人文研・准教授)・宗周太郎(京都大學・博士課程)・目黒杏子(人文研・特定助教)・安永知晃(關西學院大學・博士課程)・李周炫(人文研・外國人共同研究者)・ソウル大學・研究員)。

ゲストとして短期間参加した者は以下のとおり。

- 齊偉玲(中國政法大學、二〇一六年四月～九月)・陳偉(武漢大學、二〇一六年一月～二月)・劉欣寧(臺灣中央研究院歷史語言研究所、二〇一七年二月)・王園紅(湖南大學、二〇一七年四月～六月)・謝文奕(同上)・肖雲曉(プリンストン大學、二〇一七年五月～六月)・路方鵠(浙江理工大學、二〇一七年五月～九月)。